

する指定放課後等デイサービスの事業及び同条例第八十三条に規定する指定保育所等訪問支援の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同条例に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（指定障害福祉サービス事業者の指定に係る申請者の要件）

第三条 法第三十六条第三項第一号（法第三十七条第二項において準用する場合を含む。）の条例で定める者は、法人とする。ただし、療養介護に係る指定又は短期入所（病院又は診療所により行われるものに限る。）に係る指定の申請については、この限りでない。

（指定障害福祉サービスの事業等の設備及び運営に関する基準）

第四条 法第三十条第一項第二号イ及びロ並びに第四十三条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び次章から第十六章までに定めるところによる。

（指定障害福祉サービス事業者の一般原則）

第五条 指定障害福祉サービス事業者（第三章から第四章まで及び第七章から第十三章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第六十一条第一項及び附則第六条第二項第一号において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して指定障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に指定障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、利用者又は障害児の保護者の意思及び人格を尊重し、常に利用者又は障害児の保護者の立場に立った指定障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護

第一節 基本方針

第六条 居宅介護に係る指定障害福祉サービス（以下この章において「指定居宅介護」という。）の事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業は、重度の肢体不自由者であつて常時介護を要する障害者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、入浴、排せつ、食事等の介護、調理、洗濯、掃除等の家事、外出時における移動中の介護並びに生活等に関する相談及び助言その他の生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

3 同行援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者等が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該障害者等の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報の提供、移動の援護、排せつ、食事等の介護その他の当該障害者等の外出時に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

4 行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、当該利用者が行動する際に生じ得る危険を回避するために必要な援護、外出時における移動中の介護、排せつ、食事等の介護その他の当該利用者が行動する際に必要な援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第七条 指定居宅介護の事業を行う者（以下この章において「指定居宅介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下この章において「指定居宅介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（指定居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節及び第四節において同じ。）の員数は、常勤換算方法で、二・五以上とする。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、常勤の従業者であつて専ら指定居宅介護の職務に従事するものうち事業の規模（当該指定居宅介護事業者が重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービス事業者の指定を併せて受け、かつ、指定居宅介護の事業と重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業とを同一の事業所において一体的に運営している場合にあつては、当該事業所において一体的に運営している指定居宅介護及び重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業の規模）に応じて一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。この場合において、当該サービス提供責任者の員数については、事業の規模に応じて常勤換算方法によることができる。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、

推定数による。

(管理者)

第八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定居宅介護事業所他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(準用)

第九条 前二条の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービス事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第十条 指定居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画を設けるほか、指定居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

2 前項の規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十一条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等が指定居宅介護の利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、第三十三条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該指定居宅介護の提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定居宅介護事業者は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十二条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量（以下この章において「契約支給量」という。）その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報

告しなければならない。

4 前三項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

(提供拒否の禁止)

第十三条 指定居宅介護事業者は、正当な理由がなく、指定居宅介護の提供を拒んではならない。

(連絡調整に対する協力)

第十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十五条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。以下同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な指定居宅介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の指定居宅介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

(受給資格の確認)

第十六条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

(介護給付費の支給の申請に係る援助)

第十七条 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、居宅介護に係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十八条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(指定障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めな

ればならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(身分を証する書類の携行)

第二十条 指定居宅介護事業者は、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

(サービスの提供の記録)

第二十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、当該指定居宅介護の提供日、内容その他必要な事項を、指定居宅介護の提供の都度記録しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定居宅介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

(指定居宅介護事業者が支給決定障害者等に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十二条 指定居宅介護事業者が、指定居宅介護を提供する支給決定障害者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者等に対し説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定居宅介護事業者は、法定代理受領を行わない指定居宅介護を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定居宅介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定居宅介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、支給決定障害者等の選定により通常の事業の実施地域以外の地域において指定居宅介護を提供する場合は、それに要した交通費の額の支払を支給決定障害者等から受領することができる。

4 指定居宅介護事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

ならない。

5 指定居宅介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十四条 指定居宅介護事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けて、当該支給決定障害者等が同一の月に当該指定居宅介護事業者が提供する指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定居宅介護及び他の指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項（法第三十一条の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定居宅介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者等及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(介護給付費の額に係る通知等)

第二十五条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第二十三条第二項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

(指定居宅介護の基本取扱方針)

第二十六条 指定居宅介護は、利用者が居宅において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、その提供する指定居宅介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第二十七条 指定居宅介護事業所の従業者が提供する指定居宅介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、次条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、適切な相談及び助言を行うこと。

(居宅介護計画の作成)

第二十八条 サービス提供責任者(第七条第二項に規定するサービス提供責任者をいう。以下この節において同じ。)は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況及び希望等を踏まえて、具体的なサービスの内容等についての居宅介護計画を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、前項の居宅介護計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該居宅介護計画を記載した書面を交付しなければならない。

3 サービス提供責任者は、居宅介護計画作成後においても、当該居宅介護計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該居宅介護計画の変更を行うものとする。

4 第一項及び第二項の規定は、前項に規定する居宅介護計画の変更について準用する。

第二十九条 指定居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。

(緊急時等の対応)

第三十条 従業者は、現に指定居宅介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者等に関する市町村への通知)

第三十一条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を受けている支給決定障害者等が偽りその他不正な行為によって介護給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

(管理者及びサービス提供責任者の責務)

第三十二条 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定居宅介護事業所の管理者は、当該指定居宅介護事業所の従業者がこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

3 サービス提供責任者は、第二十八条に規定する業務のほか、指定居宅介護事業所に對する指定居宅介護の利用の申込みに係る調整、従業者に対する技術指導等のサービスの内容の管理等を行うものとする。

(運営規程)

第三十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第三十七条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

(介護等の総合的な提供)

第三十四条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の提供に当たっては、入浴、排せつ、食事等の介護又は調理、洗濯、掃除等の家事を常に総合的に提供するものとし、特定の援助に偏ることがあってはならない。

(勤務体制の確保等)

第三十五条 指定居宅介護事業者は、利用者に対し、適切な指定居宅介護を提供できるよう、指定居宅介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに、当該指定居宅介護事業所の従業者によって指定居宅介護を提供しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(衛生管理等)

第三十六条 指定居宅介護事業者は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行わなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の設備、備品等について、衛生的な管理に努めなければならない。

(揭示)

第三十七条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程

の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。

(秘密保持等)

第三十八条 指定居宅介護事業所の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業所の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、他の指定居宅介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第三十九条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を利用しようとする者が、適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定居宅介護事業者が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、当該指定居宅介護事業者について広告をする場合においては、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第四十条 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定居宅介護事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定居宅介護事業者は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者若しくは他の障害福祉サービスの事業を行う者等又はその従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第四十一条 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件

の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは指定居宅介護の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定居宅介護事業者は、その提供した指定居宅介護に関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定居宅介護事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に及び利用者又はその家族からの苦情に関して知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定居宅介護事業者は、知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定居宅介護事業者は、社会福祉法第八十二条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんのできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十二条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第四十三条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第四十四条 指定居宅介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供に関する諸記録を整備し、当該指定居宅介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

(準用)

第四十五条 第十一条から前条までの規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第四十五条第一項において準用する第三十三条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十五条第一項において準用する次条第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第四十五條第一項において準用する第二十三條第二項」と、第二十七條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五條第一項において準用する次条第一項」と、第二十八條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第九條において準用する第七條第二項」と、第三十二條第三項中「第二十八條」とあるのは「第四十五條第一項において準用する第二十八條」と、第三十三條中「第三十七條」とあるのは「第四十五條第一項において準用する第三十七條」と、第三十四條中「食事等の介護」とあるのは「食事等の介護、外出時における移動中の介護」と読み替えるものとする。

2 第十一条から第三十三條まで及び第三十五條から前条までの規定は、同行援護及び行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第四十五條第二項において準用する第三十三條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第四十五條第二項において準用する次条第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第四十五條第二項において準用する第二十三條第二項」と、第二十七條第一号中「次条第一項」とあるのは「第四十五條第二項において準用する次条第一項」と、第二十八條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第九條において準用する第七條第二項」と、第三十二條第三項中「第二十八條」とあるのは「第四十五條第二項において準用する第二十八條」と、第三十三條中「第三十七條」とあるのは「第四十五條第二項において準用する第三十七條」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(従業者の員数)

第四十六条 居宅介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当居宅介護」という。)の事業を行う者(以下この節において「基準該当居宅介護事業者」という。)が、当該事業を行う事業所(以下この節において「基準該当居宅介護事業所」という。)ごとに置くべき従業者(基準該当居宅介護の提供に当たる者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下この節において同じ。)の員数は、三人以上とする。

2 振興山村その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

3 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに、従業者のうち一人以上の者をサービス提供責任者としなければならない。

(管理者)

第四十七条 基準該当居宅介護事業者は、基準該当居宅介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、基準該当居宅介護事業所の管理上支障がない場合は、当該基準該当居宅介護事業所の他の職務に従事させ、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

(設備、備品等)

第四十八条 基準該当居宅介護事業所には、事業の運営を行うために必要な広さの区画を設けるほか、基準該当居宅介護の提供に必要な設備、備品等を備えなければならない。

(同居家族に対するサービス提供の制限)

第四十九条 基準該当居宅介護事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する居宅介護の提供をさせてはならない。ただし、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次のいずれにも該当する場合には、この限りでない。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによつては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が第四十六条第三項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供される場合
- 三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

2 基準該当居宅介護事業者は、前項ただし書の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向や当該利用者に係る基準該当居宅介護の提供を適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指導を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(運営に関する基準)

第五十条 第六条第一項及び前節(第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條第一項、第二十九條、第三十四條及び第四十五條を除く。)の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とある

のは「第五十条第一項において準用する第三十三条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項において準用する次条第二項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十条第一項において準用する第二十三條第二項」と、第二十七條第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第一項において準用する次条第一項」と、第二十八條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第四十六條第三項」と、第三十二條第三項中「第二十八條」とあるのは「第五十条第一項において準用する第二十八條」と、第三十三條中「第三十七條」とあるのは「第五十条第一項において準用する第三十七條」と読み替えるものとする。

2 第六條第二項から第四項まで並びに前節（第二十三條第一項、第二十四條、第二十五條第一項、第二十九條、第三十四條及び第四十五條を除く。）並びに第四十六條から前条までの規定は、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十三條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第二項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十三條第二項」と、第二十七條第一号中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項において準用する次条第一項」と、第二十八條第一項中「第七條第二項」とあるのは「第四十六條第三項」と、第三十二條第一項中「第二十八條」とあるのは「第五十条第二項において準用する第二十八條」と、第三十三條中「第三十七條」とあるのは「第五十条第二項において準用する第三十七條」と、第四十九條第一項第二号中「第四十六條第三項」とあるのは「第五十条第二項において準用する第四十六條第三項」と、同條第二項中「次条第一項」とあるのは「第五十条第二項」と読み替えるものとする。

第三章 療養介護

第一節 基本方針

第五十一条 療養介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定療養介護」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第二条の二に規定する者に対して、当該者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第五十二条 指定療養介護の事業を行う者（以下「指定療養介護事業者」という。）が

当該事業を行う事業所（以下「指定療養介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 医師 健康保険法（大正十一年法律第七十号）第六十五條第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上
- 二 看護職員（看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。） 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上
- 三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者（指定障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。） 指定療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者（第一号及び第二号に掲げる者を除く。）は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者又は指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第四十二條第二号に規定する医療型障害児入所施設をいう。以下この項及び第五十四條第五項において同じ。）に係る指定障害児入所施設（同法第二十四條の二第一項に規定する指定障害児入所施設をいう。以下同じ。）の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援（同項に規定する指定入所支援をいう。次項及び第五十四條第五項において同じ。）とを同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例（平成二十四

年山梨県条例第六十七号。第五十四条第五項において「指定入所施設基準条例」という。）第五十四条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

8 指定療養介護事業者が、指定医療機関（児童福祉法第六条の二第三項に規定する指定医療機関をいう。）の設置者である場合であつて、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

（管理者）

第五十三条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、指定療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養介護事業所の他の職務に従事させ、又は当該指定療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

第三節 設備に関する基準

第五十四条 指定療養介護事業所は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）に規定する病院として必要とされる設備、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を備えなければならない。ただし、当該指定療養介護事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該指定療養介護事業所の相談室として使用することができるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する相談室の基準は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることとする。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定療養介護事業所の用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第五十五条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第四節 運営に関する基準

（契約支給量の報告等）

第五十五条 指定療養介護事業者は、入所又は退所に際しては、入所又は退所の年月日

その他の必要な事項（以下この章において「受給者証記載事項」という。）を支給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護の利用に係る契約をしたときは受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村に対し遅滞なく報告しなければならない。

3 前二項の規定は、受給者証記載事項に変更があつた場合について準用する。

（サービスの提供の記録）

第五十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、当該指定療養介護の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、前項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定療養介護を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第五十七条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定療養介護事業者は、法定代理受領を行わない指定療養介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定療養介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額の支払を受けるものとする。

3 指定療養介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 日用品費

二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定療養介護事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定療養介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（利用者負担額に係る管理）

第五十八条 指定療養介護事業者は、支給決定障害者が同一の月に当該指定療養介護事業者が提供する指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該

指定療養介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額及び指定療養介護医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額又は法第七十条第二項において準用する法第五十八条第四項に規定する厚生労働大臣の定めるところにより算定した額から当該指定療養介護医療につき支給すべき療養介護医療費の額を控除して得た額の合計額（以下この条において「利用者負担額等合計額」という。）を算定しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業者は、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費の額に係る通知等）

第五十九条 指定療養介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定療養介護に係る介護給付費及び療養介護医療費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費及び療養介護医療費の額を通知しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、第五十七条第二項の法定代理受領を行わない指定療養介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定療養介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（指定療養介護の取扱方針）

第六十条 指定療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定療養介護事業所の従業者は、指定療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、その提供する指定療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（療養介護計画の作成等）

第六十一条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画（以下この章において「療養介護計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（以下この章において「アセスメン

ト」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議（利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者やその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

（サービス管理責任者の責務）

第六十二条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する

照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第六十三条 指定療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第六十四条 指定療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第六十五条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えないなければならない。

4 指定療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 指定療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定療養介護事業所の従業者以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第六十六条 指定療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第六十七条 従業者は、現に指定療養介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第六十八条 指定療養介護事業者は、指定療養介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費若しくは特例介護給付費又は療養介護医療費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者の責務)

第六十九条 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 指定療養介護事業所の管理者は、当該指定療養介護事業所の従業者にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第七十条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程(第七十五条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第七十一条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、指定療養介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業者によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しな

ければならない。

(定員の遵守)

第七十二条 指定療養介護事業者は、利用定員を超えて指定療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第七十三条 指定療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定療養介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 指定療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 指定療養介護事業者は、非常災害の際に利用者、従業員等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第七十四条 指定療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(揭示)

第七十五条 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業員の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体拘束等の禁止)

第七十六条 指定療養介護事業者は、指定療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。次項、第七十八条第二項第四号及び第百五十九条第二項第四号において同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむ

を得ない場合は、この限りでない。

2 指定療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(地域との連携等)

第七十七条 指定療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(記録の整備)

第七十八条 指定療養介護事業者は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定療養介護事業者は、利用者に対する指定療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 療養介護計画

二 第五十六条第一項の規定によるサービスの提供の記録

三 第六十八条の規定による市町村への通知に係る記録

四 第七十六条第二項の規定による身体的拘束等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(準用)

第七十九条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第三十八条、第三十九条第一項及び第四十条から第四十二条までの規定は、指定療養介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十二条」とあるのは「第七十条」と、第二十二条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第五十七条第一項」と読み替えるものとする。

第四章 生活介護

第一節 基本方針

第八十条 生活介護に係る指定障害福祉サービス(以下「指定生活介護」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業員の員数等)

第八十一条 指定生活介護の事業を行う者(以下「指定生活介護事業者」という。)が

当該事業を行う事業所（以下「指定生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、第八章、第九章及び第十六章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数

イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに定める数

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上

(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上

(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員 指定生活介護の単位ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

ニ 生活支援員 指定生活介護の単位ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項及び前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者又は指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この

限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（従たる事業所を設置する場合における特例）

第八十二条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者（サービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。（準用）

第八十三条 第五十三条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第八十四条 指定生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならず。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

（利用者負担額等の受領）

第八十五条 指定生活介護事業者は、指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定生活介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定生活介護

において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 創作的活動に係る材料費
- 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定生活介護事業者は、第一項から第三項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(介護)

第八十六条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 指定生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 指定生活介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 指定生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活に必要な支援を適切に行わなければならない。

5 指定生活介護事業者は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

6 指定生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定生活介護事業所の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(生産活動)

第八十七条

指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定生活介護事業者は、生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第八十八条

指定生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事の提供)

第八十九条

指定生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 指定生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 指定生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、指定生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第九十条

指定生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を講じなければならない。

第九十一条

指定生活介護事業者は、指定生活介護を受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費又は特例介護給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(運営規程)

第九十二条

指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運

営についての重要事項に関する運営規程（第九十五条において「運営規程」という。）を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 営業日及び営業時間
- 四 利用定員

- 五 指定生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
- 六 通常の事業の実施地域
- 七 サービスの利用に当たつての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策

- 十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十一 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十二 その他運営に関する重要事項

（衛生管理等）

第九十三条 指定生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（協力医療機関）

第九十四条 指定生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該指定生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。次条において同じ。）を定めなければならない。

（揭示）

第九十五条 指定生活介護事業者は、指定生活介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

（準用）

第九十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十二條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで及び第七十六條から第七十八條までの規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中

「第二十三条」とあるのは「第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第八十五条第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第八十五条第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十六条において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第九十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第九十六条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十六条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当生活介護の基準）

第九十七条 基準該当生活介護事業者（生活介護に係る基準該当障害福祉サービス（第二十七条に規定する特定基準該当生活介護を除く。以下この節において「基準該当生活介護」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者（山梨県指定居宅サービス等の事業に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第五十八号。以下この項において「指定居宅サービス等基準条例」という。）第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。第百五十一条第一号及び第百六十一条第一号において同じ。）であつて、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護（指定居宅サービス等基準条例第九十八条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。）を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所（指定居宅サービス等基準条例第九十九条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。）の食堂及び機能訓練室（指定居宅サービス等基準条例第百一条第二項第一号に規定する食堂及び機能訓練室をいう。第百五十一条第二号及び第百六十一条第二号において同じ。）の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とさ

れる数以上であること。

四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第九十八条 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者(指定小規模多機能型居宅介護(指定地域密着型サービス(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第四十二条の二第一項に規定する指定地域密着型サービスをいう。)に該当する小規模多機能型居宅介護(同法第八条第十八項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)をいう。以下この条及び第百二十二条第一号において同じ。)の事業を行う者をいう。第百二十二条第一号において同じ。)が地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち通いサービス(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。第一号及び第百二十二条第一号において「指定地域密着型サービス基準」という。)第六十三条第一項に規定する通いサービスをいう。以下同じ。)を提供する場合には、当該通いサービスを基準該当生活介護と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所(指定小規模多機能型居宅介護事業者が指定小規模多機能型居宅介護の事業を行う事業所をいう。以下同じ。)を基準該当生活介護事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所については適用しない。

一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の登録者(指定地域密着型サービス基準第六十三条第一項に規定する登録者をいう。)の数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成十五年厚生労働省令第三百三十二号。次号、第四号及び第百二十二条第一号において「特区省令」という。)第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を二十五人以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の通いサービスの利用者数とこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。第百二十二条第一項第二号において同じ。)を登録定員の二分の一から十五人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の居間及び食堂(介護保険法第七十八条の四第二項の市町村の条例に規定する居間及び食堂をいう。)は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数及びこの条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者の数の合計数であるとした場合における介護保険法第七十八条の四第一項の市町村の条例で定める従業者に係る基準及び従業者の員数を満たしていること。

五 この条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第九十九条 第八十五条第二項から第六項までの規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。

第五章 短期入所

第一節 基本方針

第一百条 短期入所に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定短期入所」という。)の事業は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて入浴、排せつ及び食事の介護その他の必要な保護を適切かつ効果的に行うものでなければならぬ。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数)

第一百一条 法第五条第八項に規定する施設が指定短期入所の事業を行う事業所(以下この章において「指定短期入所事業所」という。)として当該施設と一体的に運営を行う事業所(以下この章において「併設事業所」という。)を設置する場合において、当該施設及び併設事業所に置くべき従業者の総数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める数とする。

一 指定障害者支援施設(法第二十九条第一項に規定する指定障害者支援施設をいう。第百十五条第一項及び第百十八条において同じ。)その他の法第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限る。次号に掲げるものを除く。以下この章において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 第二百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業者、第五百五十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者（施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。）又は第九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者（以下この章において「指定共同生活介護事業者等」という。）である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に第九十五条に規定する指定共同生活介護、第五百五十三条に規定する指定自立訓練（生活訓練）（施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。）又は第九十六条に規定する指定共同生活援助（以下この章において「指定共同生活介護等」という。）を提供する時間帯

指定共同生活介護事業所等（当該指定共同生活介護事業者等が設置する当該指定に係る指定共同生活介護事業所（第九十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業所（第九十五条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所をいう。）又は指定共同生活援助事業所（第九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。）以下この章において同じ。）の利用者の数及び併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一 以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 法第五条第八項に規定する施設が、その施設の全部又は一部が利用者により利用されていない居室を利用して指定短期入所の事業を行う場合において、当該事業を行う事業所（以下この章において「空床利用型事業所」という。）に置くべき従業者の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定共同生活介護事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利

用型事業所を設置する場合 イ又はロに掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定短期入所と同時に指定共同生活介護等を提供する時間帯 当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数及び空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定共同生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定共同生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。）次の(1)又は(2)に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

- (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一 以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 併設事業所又は空床利用型事業所以外の指定短期入所事業所（以下この章において「単独型事業所」という。）に置くべき生活支援員の員数は、次の各号に掲げる場合に依り、当該各号に定める数とする。

一 指定生活介護事業所、第九十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所、第九十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所、第九十五条第一項に規定する指定就労移行支援事業所、第九十七条第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（第九十八条に規定する指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、第九十九条第一項に規定する指定共同生活援助事業所又は指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この章において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 イ又はロに掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 指定生活介護、第九十五条に規定する指定共同生活介護、第九十三条に規定する指定自立訓練（機能訓練）、第九十五条に規定する指定自立訓練（生活訓練）、第九十七条に規定する指定就労継続支援A型、第九十八条に規定する指定就労継続支援B型、第九十九条に規定する指定共同生活援助又は児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数及び当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定

生活介護事業所等における生活支援員又はこれに準ずる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯であつて、イに掲げる時間以外の時間 次の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ(1)又は(2)に定める数

(1) 当該日の利用者の数が六以上 一以上

(2) 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号の(1)又は(2)に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ前号の(1)又は(2)に定める数

(準用)

第二百二条 第八条の規定は、指定短期入所の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第二百三条 指定短期入所事業所は、併設事業所又は法第五条第八項に規定する施設の居室であつて、その全部又は一部が利用者に利用されていない居室を用いるものでなければならぬ。

2 併設事業所にあつては、当該併設事業所及び当該併設事業所と同一敷地内にある法第五条第八項に規定する施設（以下この章において「併設本体施設」という。）の効率的運営が可能であり、かつ、当該併設本体施設の利用者の支援に支障がないときは、当該併設本体施設の設備（居室を除く。）を指定短期入所の事業の用に供することができるものとする。

3 空床利用型事業所にあつては、当該施設として必要とされる設備を有することであるものとする。

4 単独型事業所は、居室、食堂、浴室、洗面所、便所その他運営上必要な設備を設けなければならない。

5 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
ホ ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

二 食堂は、次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所は、次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所は、次のとおりとすること。

イ 居室のある階ごとに設けること。

ロ 利用者の特性に応じたものであること。

第四節 運営に関する基準

(指定短期入所の開始及び終了)

第二百四条 指定短期入所の事業を行う者（以下この章において「指定短期入所事業者」という。）は、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となった利用者を対象に、指定短期入所を提供するものとする。

2 指定短期入所事業者は、他の指定障害福祉サービス事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携により、指定短期入所の提供後においても提供前と同様に利用者が継続的に保健医療サービス又は福祉サービスを利用できるように必要な援助に努めなければならない。

(入退所の記録の記載等)

第二百五条 指定短期入所事業者は、入所又は退所に際しては、受給者証記載事項（指定短期入所事業所の名称、入所又は退所の年月日その他の必要な事項をいう。）を、支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 指定短期入所事業者は、自らの指定短期入所の提供により、支給決定障害者等が提供を受けた指定短期入所の量の総量が支給量に達した場合は、当該支給決定障害者等に係る受給者証の指定短期入所の提供に係る部分の写しを市町村に提出しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第二百六条 指定短期入所事業者は、指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定短期入所事業者は、法定代理受領を行わない指定短期入所を提供した際は、支給決定障害者等から当該指定短期入所に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定短期入所事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定短期入所

において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者等から受けることができる。

- 一 食事の提供に要する費用
- 二 光熱水費
- 三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号及び第二号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定短期入所事業者は、第一項から第三項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者等に対し交付しなければならない。

6 指定短期入所事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者等に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者等の同意を得なければならない。

（指定短期入所の取扱方針）

第百七条 指定短期入所は、利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じ適切に提供されなければならない。

2 指定短期入所事業所の従業者は、指定短期入所の提供に当たっては、懇切丁寧にいうことを旨とし、利用者又はその介護を行う者に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定短期入所事業者は、その提供する指定短期入所の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービスの提供）

第百八条 指定短期入所の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 指定短期入所事業者は、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしななければならない。

3 指定短期入所事業者は、その利用者に対して、支給決定障害者等の負担により、当該指定短期入所事業所の従業者以外の者による保護を受けさせてはならない。

4 指定短期入所事業者は、支給決定障害者等の依頼を受けた場合には、利用者に対して食事の提供を行わなければならない。

5 利用者の食事は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとするとともに、適切な時間に提供しなければならない。

（運営規程）

第百九条 指定短期入所事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項（第百一条第二項の規定の適用を受ける施設にあつては、第三号に掲げる事項を除く。）に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員

四 指定短期入所の内容及び支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 サービス利用に当たつての留意事項

- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

（定員の遵守）

第百十条 指定短期入所事業者は、次に掲げる利用者の数以上の利用者に対して同時に指定短期入所を提供してはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

一 併設事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（第百二十六条第一項に規定する指定共同生活介護事業所又は第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居（法第三十四条第一項に規定する共同生活住居をいう。以下同じ。）及びユニット（居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入

居定員）及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

三 単独型事業所にあつては、利用定員及び居室の定員を超えることとなる利用者の数

（準用）

第百十一条 第十一條、第十三條から第十九條まで、第二十一條、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十一條、第三十八條から第四十四條まで、第六十三條、第六十九條、第七十一條、第七十三條、第七十六條、第七十七條、第九十條及び第九十三條から第九十五條までの規定は、指定短期入所の事業について準用する。

この場合において、第十一條第一項中「第三十三條」とあるのは「第百九條」と、第

二十二条第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百六条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第百六条第二項」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第百十一条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当福祉サービスに関する基準

(指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特例)

第百十二条 基準該当短期入所事業者(短期入所に係る基準該当障害福祉サービス(以下この節において「基準該当短期入所」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定小規模多機能型居宅介護事業者であつて、第九十八条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス又は特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた利用者に対して指定小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス(指定地域密着型サービス基準第六十二条第五項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。)を提供するものであること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける利用者の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。)を通いサービスの利用定員の三分の一から九人までの範囲内とすること。

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に個室(介護保険法第七十八条の四第二項の市町村の条例に規定する個室をいう。以下この号において同じ。)以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じて得た数で除して得た面積が、おおむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百十三条 第百六条第二項から第六項までの規定は、基準該当短期入所の事業について準用する。

第六章 重度障害者等包括支援

第一節 基本方針

第百十四条 重度障害者等包括支援に係る指定障害福祉サービス(以下この章において「指定重度障害者等包括支援」という。)の事業は、常時介護を要する利用者であつて、その介護の必要の程度が著しく高いものが自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及び置かれている環境に応じて、障害

福祉サービスを包括的に提供し、生活全般にわたる援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第百十五条 指定重度障害者等包括支援の事業を行う者(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業者」という。)は、当該指定重度障害者等包括支援事業者が指定を受けている指定障害福祉サービス事業者(指定療養介護事業者及び第百九十七条第一項に規定する指定共同生活援助事業者を除く。第百十八条において同じ。)又は指定障害者支援施設の基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援の事業を行う事業所(以下この章において「指定重度障害者等包括支援事業所」という。)ごとに、サービス提供責任者を一以上置かなければならない。

3 前項のサービス提供責任者は、指定重度障害者等包括支援の提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものでなければならない。

4 第二項のサービス提供責任者のうち、一人以上は、専任かつ常勤でなければならない。

(準用)

第百十六条 第八条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百十七条 第十条第一項の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第百十八条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定障害福祉サービス事業者又は指定障害者支援施設でなければならない。

(事業所の体制)

第百十九条 指定重度障害者等包括支援事業所は、利用者からの連絡に随時対応できる体制を有していなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所は、自ら又は第三者に委託することにより、二以上の障害福祉サービスを提供できる体制を有していなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業所は、その事業の主たる対象とする利用者に関する専門医を有する医療機関と協力する体制を有していなければならない。

(障害福祉サービスの提供に係る基準)

第二百二十条

指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（生活介護、自立訓練、就労移行支援及び就労継続支援に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十号）又は山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十三号）に規定する基準を満たさなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業者は、従業者に、その同居の家族である利用者に対する指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（居宅介護、重度訪問介護、同行援護及び行動援護に限る。）の提供をさせてはならない。

3 指定重度障害者等包括支援において提供する障害福祉サービス（短期入所及び共同生活介護に限る。）を自ら又は第三者に委託することにより提供する場合にあっては、当該指定重度障害者等包括支援事業所又は当該委託を受けて障害福祉サービスを提供する事業所は、その提供する障害福祉サービスごとに、この条例に規定する基準を満たさなければならない。

（指定重度障害者等包括支援の取扱方針）

第二百一十一条 指定重度障害者等包括支援事業者は、次条第一項に規定するサービス利用計画に基づき、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定重度障害者等包括支援の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定重度障害者等包括支援事業所の従業者は、指定重度障害者等包括支援の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定重度障害者等包括支援事業者は、その提供する指定重度障害者等包括支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（サービス利用計画の作成）

第二百二十二条 サービス提供責任者は、利用者又は障害児の保護者の日常生活全般の状況、希望等を踏まえて、週を単位として、具体的なサービスの内容等についての重度障害者等包括支援サービス利用計画（以下この章において「サービス利用計画」という。）を作成しなければならない。

2 サービス提供責任者は、サービス利用計画の作成に当たっては、サービス担当者会議（サービス提供責任者がサービス利用計画の作成のためにサービス利用計画の原案に位置付けた障害福祉サービスの担当者（以下この項において「担当者」という。）

を招集して行う会議をいう。）の開催、担当者に対する照会等により担当者から専門的な見地からの意見を求めるものとする。

3 サービス提供責任者は、サービス利用計画を作成した際は、利用者及びその同居の家族にその内容を説明するとともに、当該サービス利用計画を記載した書面を交付しなければならない。

4 サービス提供責任者は、サービス利用計画作成後においても、当該サービス利用計画の実施状況の把握を行い、必要に応じて当該サービス利用計画の変更を行うものとする。

5 第一項から第三項までの規定は、前項に規定するサービス利用計画の変更について準用する。

（運営規程）

第二百二十三条 指定重度障害者等包括支援事業者は、指定重度障害者等包括支援事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数

四 指定重度障害者等包括支援の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額

五 通常の事業の実施地域

六 緊急時等における対応方法

七 事業の主たる対象とする利用者

八 虐待の防止のための措置に関する事項

九 その他運営に関する重要事項

（準用）

第二百二十四条 第十一条から第二十三条まで、第二十五条、第三十条、第三十一条、第三十六条から第四十四条まで及び第六十九条の規定は、指定重度障害者等包括支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二十三条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第二百二十四条において準用する次条第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二十四条において準用する第二十三條第二項」と読み替えるものとする。

第七章 共同生活介護

第一節 基本方針

第二百二十五条 共同生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活介護」という。）の事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において入浴、排せつ、食事等の介護、相談その他の日常生活上の支援を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準
(従業者の員数等)

第二百二十六条 指定共同生活介護の事業を行う者（以下「指定共同生活介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活介護事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
 - 二 生活支援員 指定共同生活介護事業所ごとに、常勤換算方法で、次のイからニまでに掲げる数の合計数以上
 - イ 障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第四十号。以下この号及び附則第六条において「区分省令」という。）第二条第三号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除した数
 - ロ 区分省令第二条第四号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除した数
 - ハ 区分省令第二条第五号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除した数
 - ニ 区分省令第二条第六号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除した数
 - 三 サービス管理責任者 指定共同生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
 - イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
 - 二 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
 - 三 第一項に規定する指定共同生活介護の従業者は、専ら指定共同生活介護事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- (管理者)

第二百二十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定共同生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定共同生活介護事業所の他の職務に従事させ、又は他の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定共同生活介護事業所の管理者は、適切な指定共同生活介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者でなければならない。

第三節 設備に関する基準

第二百二十八条 指定共同生活介護に係る共同生活住居は、住宅地又は住宅地と同程度に利用者の家族や地域住民との交流の機会が確保される地域にあり、かつ、入所により日中及び夜間を通してサービスを提供する施設又は病院の敷地外にあるようにしなければならない。

- 2 指定共同生活介護事業所は、一以上の共同生活住居を有するものとし、当該共同生活住居の入居定員の合計は四人以上とする。
 - 3 共同生活住居の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものでなければならない。
 - 4 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とする。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人（知事が特に必要があると認めるときは三十人）以下とすることができる。
 - 5 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けなければならない。
 - 6 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とする。
 - 7 ユニットには、居室及び居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとする。
 - 一 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。
 - 二 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
- 第四節 運営に関する基準
- (入退居)
- 第二百二十九条** 指定共同生活介護は、共同生活住居への入居を必要とする利用者（入院して治療することを要する者を除く。）に提供するものとする。
- 2 指定共同生活介護事業者は、利用申込者の入居に際しては、その者の心身の状況、生活歴、病歴等の把握に努めなければならない。
 - 3 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居の際は、利用者の希望を踏まえた上で、退居後の生活環境や援助の継続性に配慮し、退居に必要な援助を行わなければならない。

い。

4 指定共同生活介護事業者は、利用者の退居に際しては、利用者に対し、適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(入居居の記録の記載等)

第三百三十条 指定共同生活介護事業者は、入居又は退居に際しては、当該指定共同生活介護事業者の名称、入居又は退居の年月日その他の必要な事項（次項において「受給者証記載事項」という。）を、利用者の受給者証に記載しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、受給者証記載事項その他の必要な事項を遅滞なく市町村に対し報告しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第三百三十一条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定共同生活介護事業者は、法定代理受領を行わない指定共同生活介護を提供した際は、支給決定障害者から当該指定共同生活介護に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定共同生活介護事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食材料費

二 家賃（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合（同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定共同生活介護事業者へ支払われた場合に限る。）は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者へ支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。）

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定共同生活介護事業者は、前三項の規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第三百三十二条 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者を除く。）及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、支給決定障害者（入居前の体験的な指定共同生活介護を受けている者に限る。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定共同生活介護事業者が提供する指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該指定共同生活介護及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定共同生活介護事業者は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

(指定共同生活介護の取扱方針)

第三百三十三条 指定共同生活介護事業者は、第四百二十二条において準用する第六十一条に規定する共同生活介護計画（次項及び第四百二十二条において「共同生活介護計画」という。）に基づき、利用者が地域において日常生活を営むことができるよう、当該

利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、指定共同生活介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、入居前の体験的な利用を希望する者に対して指定共同生活介護の提供を行う場合には、共同生活介護計画に基づき、当該利用者が、継続した指定共同生活介護の利用に円滑に移行できるよう配慮するとともに、継続して入居している他の利用者の処遇に支障がないようにしなければならない。

3 指定共同生活介護事業所の従業者は、指定共同生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

4 指定共同生活介護事業者は、その提供する指定共同生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(サービス管理責任者の責務)

第三百三十四条 サービス管理責任者は、第四百二十二条において準用する第六十一条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体及び精神の状況、当該指定共同生活介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体及び精神の状況、その置かれていた環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的な利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(介護及び家事等)

第三百三十五条 介護は、利用者の身体及び精神の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行わなければならない。

2 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による介護、家事等を受けさせてはならない。
(社会生活上の便宜の供与等)

第三百三十六条 指定共同生活介護事業者は、利用者について、指定生活介護事業所等との連絡調整、余暇活動の支援等に努めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
(運営規程)

第三百三十七条 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 入居定員

四 指定共同生活介護の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 入居に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第三百三十八条 指定共同生活介護事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活介護を提供できるよう、指定共同生活介護事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活介護の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活介護事業者は、指定共同生活介護事業所ごとに、当該指定共同生活介護事業所の従業者によって指定共同生活介護を提供しなければならない。ただし、当該指定共同生活介護事業者が業務の管理及び指揮命令を確実に行うことができる場合は、この限りでない。

4 指定共同生活介護事業者は、前項ただし書の規定により指定共同生活介護に係る生活支援員の業務の全部又は一部を委託により他の事業者に行わせる場合にあつては、当該事業者の業務の実施状況について定期的に確認し、その結果等を記録しなければならない。

5 指定共同生活介護事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
(支援体制の確保)

第三百三十九条 指定共同生活介護事業者は、利用者の身体及び精神の状況に応じた必要な支援を行うことができるよう、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の関係機関との連携その他の適切な支援体制を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四百十条 指定共同生活介護事業者は、共同生活住居及びユニットの入居定員並びに居室の定員を超えて入居させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情

がある場合は、この限りでない。

(協力医療機関等)

第四百四十一条 指定共同生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定共同生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。)を定めなければならない。

2 指定共同生活介護事業者は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定共同生活介護事業者との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。)を定めるよう努めなければならない。

(準用)

第四百四十二条 第十一条、第十三条、第十四条、第十六条から第十九条まで、第二十二條、第二十五条、第三十条、第三十八条から第四十三条まで、第五十六条、第六十一条、第六十三条、第六十九条、第七十三条、第七十六条から第七十八条まで、第九十一条、第九十三条及び第九十五条の規定は、指定共同生活介護の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第三百三十七条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第三百三十一條第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三条第二項」とあるのは「第三百三十一條第二項」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第四百四十二条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活介護計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第四百四十二条において準用する第五十六条第一項」と、同項第三号中「第六十八条」とあるのは「第四百四十二条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」とあるのは「第四百四十二条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第四百四十二条」と、第九十五条中「協力医療機関」とあるのは「第四百四十一条第一項の協力医療機関及び同条第二項の協力歯科医療機関」と読み替えるものとする。

第八章 自立訓練(機能訓練)

第一節 基本方針

第四百四十三条 自立訓練(機能訓練)(施行規則第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。第五百五十一条第一項第一号において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(機能訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行う

ものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第四百四十四条 指定自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- ロ 看護職員 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上
- ハ 理学療法士又は作業療法士 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上
- ニ 生活支援員 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者が、指定自立訓練(機能訓練)事業所における指定自立訓練(機能訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより指定自立訓練(機能訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(機能訓練)」という。)を提供する場合は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、前項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(機能訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

4 第一項第一号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項、第二項及び前項に規定する指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
(準用)
第百四十五条 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百四十六条 第八十四条の規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(利用者負担額等の受領)

第百四十七条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練(機能訓練)を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練(機能訓練)に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、前二項の規定による支払を受ける額のほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(機能訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号に掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第一項から第三項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(訓練)

第百四十八条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなけ

ればならない。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(地域生活への移行のための支援)

第百四十九条 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 指定自立訓練(機能訓練)事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。

(準用)

第百五十条 第十一条から第二十二條まで、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで及び第八十九條から第九十五條までの規定は、指定自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百四十七條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百五十條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第百五十條において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百五十條において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(機能訓練)計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第百五十條において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百五十條において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六条第二項」

とあるのは「第百五十条において準用する第七十六条第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百五十条」と、第九十二条中「第九十五条」とあるのは「第百五十条において準用する第九十五条」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第百五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四節 運営に関する基準

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第百五十一条 基準該当自立訓練(機能訓練)事業者(自立訓練(機能訓練)に係る基準該当障害福祉サービス(第二百七条に規定する特定基準該当自立訓練(機能訓練)を除く。以下この節において「基準該当自立訓練(機能訓練)」という。)の事業を行う者をいう。)が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第百五十二条 第百四十七条第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

第九章 自立訓練(生活訓練)

第一節 基本方針

第百五十三条 自立訓練(生活訓練)(施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。第百六十一条及び第二百七条において同じ。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定自立訓練(生活訓練)」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければなら

ない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第百五十四条 指定自立訓練(生活訓練)の事業を行う者(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定自立訓練(生活訓練)事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上
- イ ロに掲げる利用者以外の利用者
- ロ 指定宿泊型自立訓練(指定自立訓練(生活訓練)のうち、施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものをいう。以下同じ。)の利用者
- 二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一以上
- 三 サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 健康上の管理などの必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「指定自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、指定自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ一以上とする。
- 3 指定自立訓練(生活訓練)事業者が、指定自立訓練(生活訓練)事業所における指定自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による指定自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 4 第一項(第二項の規定により読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第一項及び第二項に規定する指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者は、専ら当

該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であつて、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第五十五条 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第五十六条 指定自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

3 指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を設けるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、指定宿泊型自立訓練のみを行う指定自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。

一 居室は、次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。

ロ 一の居室の面積は、収納設備を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

（サービスの提供の記録）

第五十七条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）を提供した際は、当該指定自立訓練（生活訓練）の提供日、内容その他必要な事項を、指定自立訓練（生活訓練）の提供の都度記録しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を提供した際は、当該指定宿泊型自立訓練の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定による記録に際しては、支給決定障害者等から指定自立訓練（生活訓練）を提供したことについて確認を受けなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第五十八条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、法定代理受領を行わない指定自立訓練（生活訓練）を提供した際は、支給決定障害者から当該指定自立訓練（生活訓練）に係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、指定自立訓練（生活訓練）（指定宿泊型自立訓練を除く。）において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（生活訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、指定宿泊型自立訓練を行う場合には、第一項及び第二項の規定により支払を受ける額のほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受領することができる。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

5 第三項第一号及び前項第一号から第三号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

6 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第一項から第四項までの規定により費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

7 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、第三項及び第四項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

（記録の整備）

第二百五十九条 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定自立訓練（生活訓練）事業者は、利用者に対する指定自立訓練（生活訓練）の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該指定自立訓練（生活訓練）を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 次条において準用する第六十一条第一項の規定により作成する自立訓練（生活訓練）計画

二 第二百五十七条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録

三 次条において準用する第九十一条の規定による市町村への通知に係る記録

四 次条において準用する第七十六条第二項の規定による身体的拘束等の記録

五 次条において準用する第四十一条第二項の規定による苦情の内容等の記録

六 次条において準用する第四十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（準用）

第六十条 第十一条から第二十条まで、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條、第七十七條、第七十九條から第九十五條まで、第三十二條、第四十八條及び第四十九條の規定は、指定自立訓練（生活訓練）の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第六十条において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第一百五十八條第一項から第四項

まで」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）の」と、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第一百五十八條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（生活訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第九十二條中「第九十五條」とあるのは「第六十条において準用する第九十五條」と、第九十五條中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第三十二條中「支給決定障害者が」とあるのは「支給決定障害者（指定宿泊型自立訓練を受ける者及び厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）が」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

（基準該当自立訓練（生活訓練）の基準）

第六十一条 基準該当自立訓練（生活訓練）事業者（自立訓練（生活訓練）に係る基準該当障害福祉サービス（第二百七條に規定する特定基準該当自立訓練（生活訓練）を除く。以下この節において「基準該当自立訓練（生活訓練）」という。）の事業を行う者をいう。）が当該事業に関して満たすべき基準は、次のとおりとする。

一 指定通所介護事業者であつて、地域において自立訓練（生活訓練）が提供されていないこと等により自立訓練（生活訓練）を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。

二 指定通所介護事業所の食堂及び機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。

三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者及び基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。

四 基準該当自立訓練（生活訓練）を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

（準用）

第六十二条 第一百四十七條第二項から第六項までの規定は、基準該当自立訓練（生活

訓練)の事業について準用する。

第十章 就労移行支援

第一節 基本方針

第六十三條 就労移行支援に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労移行支援」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第六十四條 指定就労移行支援の事業を行う者(以下「指定就労移行支援事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- ロ 職業指導員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- 二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第六十五條 前条の規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定就労移行支援事業所(以下この章において「認定指定就労移行支援事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- ロ 職業指導員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員の数 指定就労移行支援事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の従業者及びその員数については、前条第二項から第四項まで及び第六項の規定を準用する。

(準用)

第六十六條 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。ただし、第八十二条の規定は、認定指定就労移行支援事業所については、準用しない。

第三節 設備に関する基準

(認定指定就労移行支援事業所の設備)

第六十七條 次条において準用する第八十四条の規定にかかわらず、認定指定就労移行支援事業所の設備の基準は、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(準用)

第六十八條 第八十四条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(実習の実施)

第六十九條 指定就労移行支援事業者は、利用者が第七十三條において準用する第六十一條の就労移行支援計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第七十條 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援の実施)

第七十一條 指定就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

(就職状況の報告)

七十二條 指定就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(準用)

第七十三條 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十二條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條から第九十五條まで、第九十三條、第九十七條及び第九十八條の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第七十三條において準用する第九十二條」と、第十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第七十三條において準用する第九十七條第一項」と、第二十四條中「支給決定障害者等」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この条において同じ。）」のと、「当該支給決定障害者等」とあるのは「当該支給決定障害者」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第七十三條において準用する第九十七條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第七十三條において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは

「三月」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第七十三條において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一條」とあるのは「第七十三條において準用する第六十一條」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第七十三條において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第七十三條において準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第七十三條において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第七十三條」と、第九十二條中「第九十五條」とあるのは「第七十三條において準用する第九十五條」と、第九十五條中「前条」とあるのは「第七十三條において準用する前条」と、第九十三條中「支給決定障害者」とあるのは「支給決定障害者（厚生労働大臣が定める者に限る。以下この条において同じ。）」が」と読み替えるものとする。

第十一章 就労継続支援A型

第一節 基本方針

第七十四條 施行規則第六條の十第一号に規定する就労継続支援A型に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援A型」という。）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六條の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第七十五條 指定就労継続支援A型の事業を行う者（以下「指定就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定就労継続支援A型事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- ロ 職業指導員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員 指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上
- 二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が六十以下 一以上
- ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数

を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

第七十六條 第五十三条及び第八十二条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

第七十七條 指定就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

五 第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

第四節 運営に関する基準

(実施主体)

第七十八條 指定就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該指定就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十三年法律第二十三号）第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第七十九條 指定就労継続支援A型事業者は、指定就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者との雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、指定就労継続支援A型事業者（多機能型により第八十七條に規定する指定就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。）は、施行規則第六條の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに指定就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第八十條 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第八十一條 指定就労継続支援A型事業者は、第八十九條第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、第八十九條第二項の規定による利用者（以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。）に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

3 指定就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月あたりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第八十二條 指定就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十六條において準用する第六十一條の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受け入れ先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター及び特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第八十三條 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他

の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 指定就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第百八十四条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び従業者以外の者の雇用)

第百八十五条 指定就労継続支援A型事業者は、利用者及び従業者以外の者を指定就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第百八十六条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九条、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十九条から第九十五条まで、第百四十七條及び第百四十八條の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百八十六条において準用する第九十二條」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第百四十七條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第百八十六条において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第百八十六条において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第百八十六

条において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第百八十六条において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第百八十六条」と、第九十二條中「第九十五条」とあるのは「第百八十六条において準用する第九十五条」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第百八十六条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第十二章 就労継続支援B型

第一節 基本方針

第百八十七条 施行規則第六條の十第二号に規定する就労継続支援B型(第百九十二條第一項及び第百九十七條において「就労継続支援B型」という。)に係る指定障害福祉サービス(以下「指定就労継続支援B型」という。)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六條の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

(準用)
第百八十八条 第五十三條、第八十二條及び第百七十五條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

B型の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

(準用)

第百八十九条 第百七十七條の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

(工賃の支払等)

第百九十条 指定就労継続支援B型の事業を行う者(第三項及び第四項並びに第二百三條第一項において「指定就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、三千円を下回ってはならない。

3 指定就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第九十一条 第十一条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十四條、第二十五条、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十三條まで、第六十九條、第七十一条から第七十三條まで、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條、第八十九條から第九十五條まで、第百四十七條、第百四十八條及び第百八十二條から第百八十四條までの規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第九十一条」において準用する第九十二条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十一条」において準用する第百四十七條第一項」と、第二十五条第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第九十一条」において準用する第百四十七條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十一条」において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十一条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第六十二条中「前条」とあるのは「第九十一条」において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一条」とあるのは「第九十一条」において準用する第六十一条」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十六条第一項」とあるのは「第九十一条」において準用する第二十一条第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第九十一条」において準用する第九十一条」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第九十一条」において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十一条」と、第九十二条中「第九十五條」とあるのは「第九十一条」において準用する第九十五條」と、第九十五条中「前条」とあるのは「第九十一条」において準用する前条」と、第百八十二条第一項中「第百八十六條」とあるのは「第九十一条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第五節 基準該当障害福祉サービスに関する基準

(実施主体等)

第九十二条 就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(第二百七条に規定する特定基準該当就労継続支援B型を除く。以下「基準該当就労継続支援B型」という。)の事業を行う者(以下「基準該当就労継続支援B型事業者」という。)は、社会福祉法第二条第二項第七号に掲げる授産施設又は生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八條第一項第四号に掲げる授産施設を経営する者でなければならぬ。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型の事業を行う事業所(以下「基準該当就労継続支援B型事業所」という。)ごとに、救護施設、更生施

設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和四十一年厚生省令第十八号。次項において「基準」という。)(第二十五条に掲げる職員のうちから一人以上の者をサービス管理責任者としなければならない。

3 基準該当就労継続支援B型事業所は、基準に規定する授産施設として必要とされる設備を有しなければならない。

(運営規程)

第九十三条 基準該当就労継続支援B型事業者は、基準該当就労継続支援B型事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 従業者の職種、員数及び職務の内容

三 営業日及び営業時間

四 基準該当就労継続支援B型の内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(工賃の支払)

第九十四条 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 基準該当就労継続支援B型事業者は、利用者の自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

(準用)

第九十五条 第十一条から第十四條まで、第十六條から第十九條まで、第二十一条、第二十二條、第二十五条(第一項を除く。)、第三十条、第三十八條から第四十三條まで、第五十三條、第六十條から第六十三條まで、第七十一条、第七十三條、第七十六條から第七十八條まで、第八十七條、第九十條、第九十一条、第九十三條から第九十五条まで、第百四十七條(第一項を除く。)、第百四十八條、第百八十二条から第百八十四條まで及び第百八十七條の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第百

九十三条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第四百七十七條第二項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第四百七十七條第二項」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一條」とあるのは「第九十五条において準用する第六十一條」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第九十五条において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第九十五条において準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第九十五条において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第九十五条」と、第九十五條中「前条」とあるのは「第九十五条において準用する前条」と、第九十八條第一項中「第九十六條」とあるのは「第九十五条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第十三章 共同生活援助

第一節 基本方針

第九十六條 共同生活援助に係る指定障害福祉サービス（以下「指定共同生活援助」という。）の事業は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて共同生活住居において相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

第二節 人員に関する基準

（従業者の員数等）

第九十七條 指定共同生活援助の事業を行う者（以下「指定共同生活援助事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上

ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（準用）

第九十八條 第二百二十七條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第三節 設備に関する基準

（準用）

第九十九條 第二百二十八條の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。

第四節 運営に関する基準

（家事等）

第二百條 調理、洗濯その他の家事等は、原則として利用者と従業者が共同で行うよう努めなければならない。

2 指定共同生活援助事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定共同生活援助事業所の従業者以外の者による家事等を受けさせてはならない。

（勤務体制の確保等）

第二百一條 指定共同生活援助事業者は、利用者に対し、適切な指定共同生活援助を提供できるように、指定共同生活援助事業所ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。

2 前項の従業者の勤務の体制を定めるに当たっては、利用者が安心して日常生活を送ることができるよう、継続性を重視した指定共同生活援助の提供に配慮しなければならない。

3 指定共同生活援助事業者は、指定共同生活援助事業所ごとに、当該指定共同生活援助事業所の従業者によって指定共同生活援助を提供しなければならない。

4 指定共同生活援助事業者は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

（準用）

第二百二條 第十一條、第十三條、第十四條、第十六條から第十九條まで、第二十二條、第二十五條、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第五十六條、第六十一條、第六十三條、第六十九條、第七十二條、第七十六條から第七十八條まで、第九十一條、第九十三條、第九十五條、第九十九條から第三十四條まで、第三十六條、第

百三十七条及び百三十九条から百四十一条までの規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三条」とあるのは「第二百二条において準用する百三十七条」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項」とあるのは「第二百二条において準用する百三十一條第一項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百二条において準用する百三十一條第二項」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一條」とあるのは「第二百二条において準用する第六十一條」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百二条において準用する第五十六條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百二条において準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百二条において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百二条」と、第九十五條中「協力医療機関」とあるのは「第二百二条において準用する百四十一條第一項の協力医療機関及び同條第二項の協力歯科医療機関」と、百三十一條第三項第二号中「当該指定共同生活介護事業者」とあるのは「当該指定共同生活援助事業者」と、百三十三條第一項及び百三十四條第一項中「百四十二條」とあるのは「第二百二条」と、百三十四條第一項第三号及び百三十六條第一項中「指定生活介護事業所」とあるのは「指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。

第十四章 多機能型に関する特例

(従業者の員数等に関する特例)

第二百三条 多機能型による指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所及び指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型事業者が指定就労継続支援B型の事業を行う事業所をいう。）並びに指定児童発達支援事業所（山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例第七条に規定する指定児童発達支援事業所をいう。）、指定医療型児童発達支援事業所（同条例第六十四条に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。）及び指定放課後等デイサービス事業所（同条例第七十四条に規定する指定放課後等デイサービス事業所をいう。）（以下「多機能型事業所」と総称する。）は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員数の合計が二十人未満である場合は、第八十一条第六項、百四十四條第六項及び第七項、百五十四條第六項、百六十四條第四項及び第五項並びに百七十五條第四項（第百八十八條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき従業者（医師及びサービス管理責任者を除く。）のうち、一人以上の者

を常勤でなければならぬものとすることができる。

2 多機能型事業所（指定児童発達支援事業所、指定医療型児童発達支援事業所及び指定放課後等デイサービス事業所を多機能型として一体的に行うものを除く。以下この条において同じ。）は、第八十一条第一項第三号及び第七項、百四十四條第一項第二号及び第八項、百五十四條第一項第三号及び第七項、百六十四條第一項第三号及び第六項並びに百七十五條第一項第二号及び第五項（これらの規定を百八十八條において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める数とし、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬものとするることができる。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備の特例)

第二百四條 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

第十五章 一体型指定共同生活介護事業所に関する特例

(従業者の員数に関する特例)

第二百五條 指定共同生活介護の事業及び指定共同生活援助の事業（附則第四条において「指定共同生活介護の事業等」という。）を一体的に行う指定共同生活介護事業所（以下「一体型指定共同生活介護事業所」という。）及び指定共同生活援助事業所（以下「一体型指定共同生活援助事業所」という。）に置くべき世話人及びサービス管理責任者の員数は、百二十六條第一項第一号及び第三号並びに百九十七條第一項の規定にかかわらず、次のとおりとする。

- 一 世話人 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、常勤換算方法で、当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所ごとに、イ又はロに掲げる当該一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数

イ 利用者の数の合計が三十以下 一以上

ロ 利用者の数の合計が三十一以上 一に、利用者の数の合計が三十を超えて三十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(設備及び定員の遵守に関する特例)

第二百六条 一体型指定共同生活介護事業所及び一体型指定共同生活援助事業所においては、これらの事業所の利用者の数の合計及びその入居定員の合計をこれらの事業所の利用者の数及び入居定員とみなして第二百二十八条(第九十九条において準用する場合を含む。)及び第四百四十条(第二百二条において準用する場合を含む。)の規定を適用する。

第十六章 振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準

(振興山村その他の地域における基準該当障害福祉サービスに関する基準)

第二百七条 振興山村その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものであつて、障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおける生活介護に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当生活介護」という。)、自立訓練(生活訓練)(宿泊型自立訓練を除く。)に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」という。)、又は就労継続支援B型に係る基準該当障害福祉サービス(以下この章において「特定基準該当就労継続支援B型」という。)(以下「特定基準該当障害福祉サービス」と総称する。)の事業のうち二以上の事業を一体的に行う事業者(以下「特定基準該当障害福祉サービス事業者」という。)が当該特定基準該当障害福祉サービスの事業に関して満たすべき基準は、次条から第二百十一条までに定めるところによる。(従業者の員数等)

第二百八条 特定基準該当障害福祉サービス事業者が特定基準該当障害福祉サービスを行う事業所(以下この章において「特定基準該当障害福祉サービス事業所」という。)に置くべき従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)

二 看護職員 一以上(特定基準該当生活介護又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

三 理学療法士又は作業療法士 一以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練

又は特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)

四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数及びロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上

イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)及び特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者

ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者

五 職業指導員 一以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)

六 サービス管理責任者 一以上

2 前項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。(管理者)

第二百九条 特定基準該当障害福祉サービス事業者は、特定基準該当障害福祉サービス事業所ごとに専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、特定基準該当障害福祉サービス事業所の管理上支障がない場合は、当該特定基準該当障害福祉サービス事業所の他の職務に従事させることができるものとする。

(利用定員)

第二百十條 特定基準該当障害福祉サービス事業所の利用定員は、十人以上とする。(準用)

第二百十一條 第十一条から第十四条まで、第十六条から第十九条まで、第二十一条、第二十二條、第二十五條第二項、第三十條、第三十八條から第四十三條まで、第六十條から第六十二條まで、第六十九條、第七十一條から第七十三條まで、第七十八條、第八十四條、第九十二條(第十号を除く。)及び第九十五條の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十一条第一項中「第三十三條」とあるのは「第二百十一條第一項において準用する第九十二條」と、第十七條中「介護給付費」とあるのは「特例介護給付費又は特例訓練等給付費」と、第二十二條第二項ただし書中「次条第一項から第三項まで」とあるのは「第二百十一條第二項において準用する第八十五條第二項及び第三項、第二百十一條第三項及び第五項において準用する第四百四十七條第二項及び第三項並びに第二百十一條第四項において準用する第五百五十八條第二項及び第三項」と、第二十五條第二項中「第二十三條第二項」とあるのは「第二百十一條第二項において準用する第八十五條第二項、第二

十一條第三項及び第五項において準用する第四百四十七條第二項並びに第二百一十一條第四項において準用する第五百五十八條第二項」と、第三十八條第三項中「指定居宅介護事業者等」とあるのは「障害福祉サービス事業を行う者等」と、第四十三條中「指定居宅介護事業所」とに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と」とあるのは「その提供する特定基準該当障害福祉サービスの事業」とに、その会計を」と、第六十條第一項中「次条第一項」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する次条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第六十一條中「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「六月（特定基準該当障害福祉サービス計画のうち特定基準該当自立訓練（機能訓練）に係る計画又は特定基準該当自立訓練（生活訓練）に係る計画にあつては、三月）」と、第六十二條中「前条」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する前条」と、第七十八條第二項第一号中「第六十一條第一項」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する第六十一條第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同項第二号中「第五十六條第一項」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する第二十一條第一項」と、同項第三号中「第六十八條」とあるのは「第二百一十一條第二項から第五項までにおいて準用する第九十一條」と、同項第四号中「第七十六條第二項」とあるのは「第二百一十一條第一項において準用する第七十六條第二項」と、同項第五号及び第六号中「次条」とあるのは「第二百一十一條第一項」と、第九十五條中「前条」とあるのは「第二百一十一條第二項、第四項及び第五項において準用する前条」と読み替えるものとする。

2 第六十三條、第七十六條、第七十七條、第八十條、第八十五條（第一項を除く）、第八十六條（第五項を除く）、第八十七條から第九十一條まで、第九十三條及び第九十四條の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十六條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十條中「生活介護に係る指定障害福祉サービス（以下「指定生活介護」という。）」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十五條中「指定生活介護」とあるのは「特定基準該当生活介護」と、第八十六條第六項及び第八十九條第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と、第九十三條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

3 第六十三條、第七十六條、第七十七條、第八十九條から第九十一條まで、第九十三條、第九十四條、第四百四十三條、第四百四十七條（第一項を除く）、第四百四十八條（第三項

を除く。）及び第四百四十九條第二項の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十六條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第八十九條第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十三條中「自立訓練（機能訓練）（施行規則第六條の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（機能訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百四十七條中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（機能訓練）」と、第四百四十八條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と読み替えるものとする。

4 第六十三條、第七十六條、第七十七條、第八十九條から第九十一條まで、第九十三條、第九十四條、第四百四十八條（第三項を除く）、第四百四十九條第二項、第五百五十三條及び第五百五十八條（第一項及び第四項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十六條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第八十九條第四項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一條第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三條第二項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百四十八條第四項中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第五百五十三條中「自立訓練（生活訓練）（施行規則第六條の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）」に係る指定障害福祉サービス（以下「指定自立訓練（生活訓練）」という。）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と、第五百五十八條中「指定自立訓練（生活訓練）」とあるのは「特定基準該当自立訓練（生活訓練）」と読み替えるものとする。

5 第六十三條、第七十六條、第七十七條、第八十七條、第八十九條から第九十一條まで、第九十三條、第九十四條、第四百四十七條（第一項を除く）、第四百四十八條（第三項を除く）、第四百八十二條から第四百八十四條まで、第四百八十七條及び第四百九十條の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第七十六條第一項中「指定療養介護」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第八十九條第四

項中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第九十一条第二号中「介護給付費又は特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第九十三条第二号中「指定生活介護事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百七十七条中「指定自立訓練（機能訓練）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と、第四百八十八条第四号中「指定自立訓練（機能訓練）事業所」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス事業所」と、第四百八十二条第一項中「第八十六条」とあるのは「第二百一十一条第一項」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、第八百八十七条中「施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型（以下「就労継続支援B型」という。）に係る指定障害福祉サービス（以下「指定就労継続支援B型」という。）」とあるのは「特定基準該当就労継続支援B型」と読み替えるものとする。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（指定療養介護事業所の設備に関する経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に存する指定療養介護事業所の建物（建築中のものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、第五十四条第一項に規定する相談室を設けないことができる。

（指定生活介護事業所に置くべき従業者の員数に関する経過措置）

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し指定生活介護を提供する指定生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第八十一条第一号第二号イの規定にかかわらず、指定生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数を合計した数以上とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数
- イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数
- ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
- ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
- 二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数
- 三 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合の前項の利用者の数は、推定数による。

（施行日において現に入所施設又は病院の敷地内に存する建物を共同生活住居として、指定共同生活援助事業を行う者に関する特例）

第四条 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十一号。以下この条、次条及び附則第七条において「基準省令」という。）第十二条第一項の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業者は、第二百二十八条第一項（第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令第十二条第一項に規定する建物を共同生活住居とする指定共同生活介護の事業等を行うことができる。

（施行日において現に指定共同生活援助の事業を行っている事業所に係る設備に関する特例）

第五条 この条例の施行の際現に基準省令第十八条の規定の適用を受ける指定共同生活援助事業所の共同生活住居の設備については、第二百二十八条第六項及び第七項（これらの規定を第九十九条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第九十九条第二項及び第三項に定める基準によることができる。

（指定共同生活介護事業所において個人単位で居宅介護等を利用する場合の特例）

第六条 第三百三十五条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

2 第三百三十五条第三項の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、区分省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、共同生活住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居宅介護（身体介護に係るものに限る。以下この項において同じ。）の利用を希望し、次に掲げる要件のいずれにも該当する場合については、平成二十七年三月三十一日までの間、当該利用者については、適用しない。

- 一 当該利用者の個別支援計画に居宅介護の利用が位置付けられていること。
- 二 当該利用者が居宅介護を利用することについて、市町村が必要と認めること。

3 前二項の場合において、第二百二十六条第一号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（第一項又は前項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（身体障害者更生施設等に関する経過措置）

第七条 この条例の施行の際現に基準省令附則第二十二条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第五十四条第一項、第八十四条第一項（第四百四十六条及び第四百六十八条において準用する場合を含む。）、第五百五十六条第一項又は第七百七十七条第一項（第八百八十九条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第六十九号

山梨県指定障害者支援施設等に関する基準等を定める条例

目次

第一章 総則（第一条―第五条）

第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準（第六条―第九条）

第二節 設備に関する基準（第十条・第十一条）

第三節 運営に関する基準（第十二条―第六十二条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号。以下「法」という。）の規定に基づき、指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定めるものとする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。
- 三 支給決定 法第十九条第一項に規定する支給決定をいう。
- 四 支給決定障害者 法第十九条第一項の規定により支給決定を受けた障害者をいう。
- 五 支給量 法第二十二条第七項に規定する支給量をいう。
- 六 受給者証 法第二十二条第八項に規定する受給者証をいう。

七 支給決定の有効期間 法第二十三条に規定する支給決定の有効期間をいう。

八 指定障害福祉サービス 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービスをいう。

九 指定障害福祉サービス等 法第二十九条第一項に規定する指定障害福祉サービス等をいう。

十 指定障害福祉サービス事業者等 法第二十九条第二項に規定する指定障害福祉サービス事業者等をいう。

十一 指定障害者支援施設等 法第三十四条第一項に規定する指定障害者支援施設等をいう。

十二 指定障害福祉サービス等費用基準額 指定障害福祉サービス等につき法第二十九条第三項第一号に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用（法第二十九条第一項に規定する特定費用をいう。以下同じ。）を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）をいう。

十三 利用者負担額 指定障害福祉サービス等費用基準額から当該指定障害福祉サービス等につき支給された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除して得た額をいう。

十四 法定代理受領 法第二十九条第四項の規定により支給決定障害者が指定障害者支援施設等に支払うべき指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）について、介護給付費又は訓練等給付費として当該支給決定障害者に支給すべき額の限度において、当該支給決定障害者に代わり、当該指定障害者支援施設等に支払われることをいう。

十五 常勤換算方法 指定障害者支援施設等の従業者の勤務延べ時間を当該指定障害者支援施設等において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該指定障害者支援施設等の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

十六 昼間実施サービス 指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

（指定障害者支援施設の指定に係る申請者の要件）

第三条 法第三十八条第三項において準用する法第三十六条第三項第一号の条例で定める者は、法人とする。

第四条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び次章に定めるところによる。

（指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準）

第四条 法第四十四条第一項及び第二項に規定する条例で定める指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準は、次条及び次章に定めるところによる。

(指定障害者支援施設等の一般原則)

第五条 指定障害者支援施設等は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画(第二十八条第一項において「個別支援計画」という。)を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準

第一節 人員に関する基準

(従業者の員数等)

第六条 指定障害者支援施設等に置くべき従業者及びその員数は、次のとおりとする。

一 生活介護を行う場合

イ 生活介護を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

(2) 看護職員(保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。)、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上

(イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分(厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。)に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

(i) 平均障害程度区分が四未満 利用者 厚生労働大臣が定める者を除く。

(ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数

(iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

(二) 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上

(三) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機

能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

(四) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上

(3) サービス管理責任者(施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。)(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものであること。

ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。

ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

二 自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。)第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)を行う場合

イ 自立訓練(機能訓練)を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(二) 看護職員 一以上

(三) 理学療法士又は作業療法士 一以上

(四) 生活支援員 一以上

(二) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ヘ イ(2)のサービスマン管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

三 自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）を行う場合

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(2) サービスマン管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその

端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とすること。

ハ 指定障害者支援施設等が指定障害者支援施設等における自立訓練（生活訓練）に併せて利用者の居室を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、イ及びロに掲げる員数の従業者に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)又はロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(2)のサービスマン管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

四 就労移行支援を行う場合

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)から(3)までに掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定めるとおりとすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

(3) サービスマン管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその

端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかわらず、あん摩マツサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マツサージ指圧師、はり師又はきゆう師の学校又は養成施設として認定されている指定障害者支援施設（第十条第三項において「認定指定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除

した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) サービスマン管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に掲げる数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその

端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならないこと。

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(3)又はロ(2)のサービスマン管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

五 就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）を行う場合

イ 就労継続支援B型を行う場合に置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならぬこと。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

六 施設入所支援を行う場合

イ 施設入所支援を行うために置くべき従業者は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定めるとおりとすること。

(1) 生活支援員 施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に掲げる数。ただし、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を一以上とする。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者 当該指定障害者支援施設等において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものであること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定障害者支援施設等の従業者は、生活介護の単位若しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者

又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(従業者の員数に関する特例)

第七条 指定障害者支援施設等が福祉型障害児入所施設(児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第一号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。第十一

条において同じ。)に係る指定障害児入所施設等(同法第二十四条の二第一項に規定する指定障害児入所施設等をいう。第十一条において同じ。)の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援(同項に規定する指定入所支援をいう。第十一条において同じ。)とを同一の施設において一体的に提供している場合については、山梨県指定障害児入所施設等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十七号。第十一条において「指定入所施設基準条例」という。)第六条に規定する人員に関する基準を満たすことをもつて、前条第一項第一号及び第六号の基準を満たしているものとみなすことができる。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における従業者の員数)

第八条 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、第六条第一項第一号二、第二号二及びホ、

第三号二、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及びニ並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスを行う場合に置くべき従業者(医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う指定障害者支援施設等は、第六条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びハ、第三号イ(2)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該指定障害者支援施設等が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるものの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第九条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等における主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項にお

いて「従たる事業所」という。)を設置することができる。
2 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービスマン管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならぬ。

第二節 設備に関する基準

(設備)

第十条 指定障害者支援施設等は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。

2 指定障害者支援施設等の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 専ら当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
- ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 居室は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
 - ロ 地階に設けてはならないこと。
 - ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。
 - ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。
 - ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。
 - ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。
 - ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。
 - 三 食堂は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
 - ロ 必要な備品を備えること。
- 四 浴室は、利用者の特性に応じたものとする。
- 五 洗面所は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 六 便所は、次に掲げるとおりとすること。
 - イ 居室のある階ごとに設けること。
 - ロ 利用者の特性に応じたものであること。

七 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
八 廊下幅は、次に掲げるとおりとすること。

イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とする。

ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、従業者等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 認定指定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合の設備の基準は、前項に規定するほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゆう師に係る学校養成施設認定規則の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゆう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

(設備に関する特例)

第十一条 指定障害者支援施設等が、福祉型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設等の指定を受け、かつ、施設障害福祉サービスと指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、指定入所施設基準条例第七条に規定する設備に関する基準を満たすことをもって、前条の基準を満たしているものとみなすことができる。

第三節 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第十二条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者が施設障害福祉サービスの利用の申込みを行ったときは、当該利用申込者に係る障害の特性に応じた適切な配慮をしつつ、当該利用申込者に対し、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに、第四十七条に規定する運営規程の概要、従業者の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、当該施設障害福祉サービスの提供の開始について当該利用申込者の同意を得なければならない。

2 指定障害者支援施設等は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第七十七条の規定に基づき書面の交付を行う場合は、利用者の障害の特性に応じた適切な配慮をしなければならない。

(契約支給量の報告等)

第十三条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供するときは、当該施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、支給決定障害者に提供することを契約した施設障害福祉サービスの種類ごとの量(次項において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(第三項及び第四項において以下「受給者証記載事項」という。)を支

給決定障害者の受給者証に記載しなければならない。

2 契約支給量の総量は、当該支給決定障害者の支給量を超えてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 第一項から前項までの規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

（提供拒否の禁止）

第十四条 指定障害者支援施設等は、正当な理由がなく、施設障害福祉サービスの提供を拒んではならない。

（連絡調整に対する協力）

第十五条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの利用について市町村又は一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者が行う連絡調整に、できる限り協力しなければならない。

（サービス提供困難時の対応）

第十六条 指定障害者支援施設等は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型に係る通常の事業の実施地域（当該指定障害者支援施設等が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。第四十七条第七号において同じ。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認めた場合は、適当な他の指定障害者支援施設等、指定生活介護事業者（山梨県指定障害福祉サービスの事業等に関する基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第六十八号）第八十一条第一項に規定する指定生活介護事業者をいう。）、指定自立訓練（機能訓練）事業者（同条例第四百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業者をいう。）、指定自立訓練（生活訓練）事業者（同条例第五百四十四条第一項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業者をいう。）、指定就労移行支援事業者（同条例第六百六十四条第一項に規定する指定就労移行支援事業者をいう。）、指定就労継続支援B型事業者（同条例第九十条第一項に規定する指定就労継続支援B型事業者をいう。）等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用申込者が入院して治療する必要がある場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

（受給資格の確認）

第十七条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する受給者証によって、支給決定の有無、支給決定をされたサービスの種類、支給決定の有効期間、支給量等を確認するものとする。

（介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請に係る援助）

第十八条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定を受けていない者から利用の申込みがあった場合は、その者の意向を踏まえて速やかに介護給付費又は訓練等給付費の支給の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスに係る支給決定に通常要すべき標準的な期間を考慮し、支給決定の有効期間の終了に伴う介護給付費又は訓練等給付費の支給申請について、必要な援助を行わなければならない。

（心身の状況等の把握）

第十九条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（指定障害福祉サービス事業者等との連携等）

第二十条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

（身分を証する書類の携行）

第二十一条 指定障害者支援施設等は、利用者の居宅を訪問して、自立訓練（機能訓練）又は自立訓練（生活訓練）を行う場合には、従業者に身分を証する書類を携行させ、初回の訪問時及び利用者又はその家族から求められたときは、これを提示すべき旨を指導しなければならない。

（サービスの提供の記録）

第二十二条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者以外の者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を、当該施設障害福祉サービスの提供の都度記録しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受け

る者に対して施設障害福祉サービスを提供した際は、当該施設障害福祉サービスの種類ごとに、提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定による記録に際しては、提供した施設障害福祉サービスの種類ごとに、施設障害福祉サービスを提供したことについて、支給決定障害者の確認を受けなければならない。

(指定障害者支援施設等が支給決定障害者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第二十三条 指定障害者支援施設等が、施設障害福祉サービスを提供する支給決定障害者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該支給決定障害者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の使途及び額並びに支給決定障害者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、支給決定障害者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。ただし、次条第一項から第三項までに掲げる支払については、この限りでない。

(利用者負担額等の受領)

第二十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る利用者負担額の支払を受けるものとする。

2 指定障害者支援施設等は、法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスを提供した際は、支給決定障害者から施設障害福祉サービスに係る指定障害福祉サービス等費用基準額の支払を受けるものとする。

3 指定障害者支援施設等は、前二項の規定により支払を受ける額のほか、施設障害福祉サービスにおいて提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の支払を支給決定障害者から受けることができる。

一 生活介護を行う場合 次のイからニまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 創作的活動に係る材料費

ハ 日用品費

ニ イからハまでに掲げるもののほか、生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

二 自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を行う場合 次のイからハまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用

ロ 日用品費

ハ イ及びロに掲げるもののほか、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

三 施設入所支援を行う場合 次のイからホまでに掲げる費用

イ 食事の提供に要する費用及び光熱水費（法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者へ支給された場合は、障害者自立支援法施行令（平成十八年政令第十号）第二十一条第一号に規定する食費等の基準費用額（法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により当該特定障害者特別給付費が利用者へ代わり当該指定障害者支援施設等に支払われた場合は、同号に規定する食費等の負担限度額）を限度とする。）

ロ 厚生労働大臣の定める基準に基づき利用者が選定する特別な居室（国若しくは地方公共団体の負担若しくは補助又はこれらに準ずるものを受けて建築され、買取され、又は改造されたものを除く。）の提供を行ったことに伴い必要となる費用

ハ 被服費

ニ 日用品費

ホ イからニまでに掲げるもののほか、施設入所支援において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

4 前項第一号イ、第二号イ及び第三号イに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

5 指定障害者支援施設等は、第一項から第三項までに係る費用の額を支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った支給決定障害者に対し交付しなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、第三項の費用に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、支給決定障害者に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、支給決定障害者の同意を得なければならない。

(利用者負担額に係る管理)

第二十五条 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者に限る。）が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る指定障害福祉サービス等費用基準額から当該施設障害福祉サービス及び当該他の指定障害福祉サービス等

につき法第二十九条第三項（法第三十一条第一項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額（以下この条において「利用者負担額合計額」という。）を算定しなければならぬ。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、支給決定障害者（当該指定障害者支援施設等において施設入所支援を受ける者を除く。）の依頼を受けて、当該支給決定障害者が同一の月に当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等を受けたときは、当該施設障害福祉サービス及び他の指定障害福祉サービス等に係る利用者負担額合計額を算定しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等は、利用者負担額合計額を市町村に報告するとともに、当該支給決定障害者及び当該他の指定障害福祉サービス等を提供した指定障害福祉サービス事業者等に通知しなければならない。

（介護給付費又は訓練等給付費の額に係る通知等）

第二十六条 指定障害者支援施設等は、法定代理受領により市町村から施設障害福祉サービスに係る介護給付費又は訓練等給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者に対し、当該支給決定障害者に係る介護給付費又は訓練等給付費の額を通知しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、第二十四条第二項の法定代理受領を行わない施設障害福祉サービスに係る費用の支払を受けた場合は、その提供した施設障害福祉サービスの種類ごとの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者に対して交付しなければならない。

（施設障害福祉サービスの取扱方針）

第二十七条 指定障害者支援施設等は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 指定障害者支援施設等の従業者は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

（施設障害福祉サービス計画の作成等）

第二十八条 指定障害者支援施設等の管理者は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に關する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活、課題等の把握（次項、第四項及び第八項において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討の結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定障害者支援施設等が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上（自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援を提供する場合にあっては、少なくとも三月に一回以上）、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者やその家族等との連絡

を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

- 一 定期的に利用者面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十九条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定障害者支援施設等における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができることを認められる利用者に対し、必要な援助を行うこと。
- 三 他の従業者に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第三十条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が当該指定障害者支援施設等以外における生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援A型(施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。)又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他の指定障害福祉サービス事業者等との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第三十一条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者を入浴させ、又は清しきしなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつ

を使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

- 5 指定障害者支援施設等は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に対し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を介護に従事させなければならない。

7 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第三十二条 指定障害者支援施設等は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

- 2 指定障害者支援施設等は、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に対し、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。
- 3 指定障害者支援施設等は、常時一人以上の従業者を訓練に従事させなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該指定障害者支援施設等の従業者以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第三十三条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第三十四条 指定障害者支援施設等は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型

において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額（第四項において「工賃の平均額」という。）を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

（実習の実施）

第三十五条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先を確保しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるよう、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、前二項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター（障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。以下同じ。）、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第三十六条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第三十七条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職

場への定着を促進するため、障害者就業生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

（就職状況の報告）

第三十八条 指定障害者支援施設等は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（食事の提供）

第三十九条 指定障害者支援施設等（施設入所支援を提供する場合に限る。）は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 指定障害者支援施設等は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、食事の提供を行う場合であって、指定障害者支援施設等に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

（社会生活上の便宜の供与等）

第四十条 指定障害者支援施設等は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

（健康管理）

第四十一条 指定障害者支援施設等は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十二条 従業者は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第四十三条 指定障害者支援施設等は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要があるが生じた場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該指定障害者支援施設等の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第四十四条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金(以下この条において「給付金」という。)の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

- 一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの(これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。)をその他の財産と区分すること。
- 二 利用者に係る金銭を給付金の支給の趣旨に従つて用いること。
- 三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。
- 四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第四十五条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスを受けている支給決定障害者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

- 一 正当な理由なしに施設障害福祉サービスの利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたとき。
- 二 偽りその他不正な行為によつて介護給付費又は訓練等給付費を受け、又は受けようとしたとき。

(管理者による管理等)

第四十六条 指定障害者支援施設等は、専らその職務に従事する管理者を置かなければならない。ただし、当該指定障害者支援施設等の管理上支障がない場合は、当該指定障害者支援施設等の他の職務に従事させ、又は当該指定障害者支援施設等以外の事業所、施設等の職務に従事させることができるものとする。

2 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

3 指定障害者支援施設等の管理者は、当該指定障害者支援施設等の従業者はこの章の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第四十七条 指定障害者支援施設等は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程(第五十三条において「運営規程」という。)を定めなければならない。

- 一 指定障害者支援施設等の目的及び運営の方針
 - 二 提供する施設障害福祉サービスの種類
 - 三 従業者の職種、員数及び職務の内容
 - 四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間
 - 五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員
 - 六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに支給決定障害者から受領する費用の種類及びその額
 - 七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域
 - 八 サービスの利用に当たつての留意事項
 - 九 緊急時等における対応方法
 - 十 非常災害対策
 - 十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
 - 十二 虐待の防止のための措置に関する事項
 - 十三 その他運営に関する重要事項
- (勤務体制の確保等)
- 第四十八条** 指定障害者支援施設等は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供できるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、従業者の勤務の体制を定めなければならない。
- 2 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該指定障害者支援施設等の従業者によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定障害者支援施設等は、従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第四十九条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第五十条 指定障害者支援施設等は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、指定障害者支援施設等の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、非常災害の際に利用者、従業者等が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

(衛生管理等)

第五十一条 指定障害者支援施設等は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要となる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第五十二条 指定障害者支援施設等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該指定障害者支援施設等との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。次条において同じ。)を定めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、あらかじめ、協力歯科医療機関(当該指定障害者支援施設等との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。次条において同じ。)を定めるよう努めなければならない。

(揭示)

第五十三条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関及び協力歯科医療機関その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示しなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第五十四条 指定障害者支援施設等は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。次項及び第六十二条第二項第四号において同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 指定障害者支援施設等は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第五十五条 指定障害者支援施設等の従業者及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等の従業者及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(情報の提供等)

第五十六条 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等を利用しようとする者が適切かつ円滑に利用することができるように、当該指定障害者支援施設等が実施する事業の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、当該指定障害者支援施設等について広告をする場合において、その内容を虚偽又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第五十七条 指定障害者支援施設等は、一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者に対し、利用者又はその家族に対して当該指定障害者支援施設等を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 指定障害者支援施設等は、相談支援事業を行う者、他の障害福祉サービスを行う者等又はこれらの従業者から、利用者又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を收受してはならない。

(苦情解決)

第五十八条 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十条第一項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は同項の規定による当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第十一条第二項の規定により知事が行う報告若しくは施設障害福祉サービスの提供の記録、帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は同項の規定による当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し知事が行う調査に協力するとともに、知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 指定障害者支援施設等は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、法第四十八条第一項の規定により知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は同項の規定による当該職員からの質問若しくは指定障害者支援施設等の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関し知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

6 指定障害者支援施設等は、知事、市町村又は市町村長からの求めがあった場合には、第三項から前項までの改善の内容を知事、市町村又は市町村長に報告しなければならない。

7 指定障害者支援施設等は、社会福祉法第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(地域との連携等)

第五十九条 指定障害者支援施設等は、その運営に当たっては、地域住民又はボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第六十条 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

(会計の区分)

第六十一条 指定障害者支援施設等は、実施する施設障害福祉サービスの種類ごとに経理を区分するとともに、指定障害者支援施設等の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備)

第六十二条 指定障害者支援施設等は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 指定障害者支援施設等は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

- 一 第二十二条第一項及び第二項の規定によるサービスの提供の記録
- 二 施設障害福祉サービス計画
- 三 第四十五条の規定による市町村への通知に係る記録
- 四 第五十四条第二項の規定による身体的拘束等の記録
- 五 第五十八条第二項の規定による苦情の内容等の記録
- 六 第六十条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

附 則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十五条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十六条の規定の適用を受ける建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

第四条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第一項の規定の適用を受ける建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第二項の規定の適用を受ける建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第三項の規定の適用を受ける建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

第五条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条の二の規定の適用を受ける指定障害者支援施設等に対する第十条第二項第二号の規定の適用については、当分の間、同号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・九五平方メートル」とする。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

第六条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十八条第一項の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

第七条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十八条の二の規定の適用を受ける指定障害者支援施設等については、当分の間、第十条第二項第二号トの規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物の構造を変更した部分については、この限りでない。

(廊下幅の経過措置)

第八条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第一項の規定の適用を受ける建物について、第十条第二項の規定を適用する場合には、同条第二項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三三メートル」とする。

2 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第二項の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第二項第八号の規定は、適用しない。

3 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第三項の規定の適用を受ける建物に

ついては、当分の間、第十条第二項第八号の規定は、適用しない。

第九条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十八条の二の規定の適用を受ける指定障害者支援施設等については、当分の間、第十条第二項第八号の規定は、適用しない。ただし、指定障害者支援施設等となった後に増築され、又は改築される等建物構造を変更した部分については、この限りでない。

山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十号

山梨県障害福祉サービス事業に関する基準を定める条例

目次

- 第一章 総則（第一条―第三条）
- 第二章 療養介護（第四条―第三十二条）
- 第三章 生活介護（第三十三条―第五十条）
- 第四章 自立訓練（機能訓練）（第五十一条―第五十五条）
- 第五章 自立訓練（生活訓練）（第五十六条―第六十条）
- 第六章 就労移行支援（第六十一条―第六十九条）
- 第七章 就労継続支援A型（第七十条―第八十四条）
- 第八章 就労継続支援B型（第八十五条―第八十七条）
- 第九章 多機能型に関する特例（第八十八条―第九十条）

附則 第一章 総則

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。
- 二 常勤換算方法 事業所の職員の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

三 多機能型 生活介護の事業、自立訓練（機能訓練）（障害者自立支援法施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。）第六条の六第一号に規定する自立訓練（機能訓練）をいう。以下同じ。）の事業、自立訓練（生活訓練）（施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練（生活訓練）をいう。以下同じ。）の事業、就労移行支援の事業、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。以下同じ。）の事業及び就労継続支援B型（施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。）の事業並びに児童発達支援（児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六条の二第二項に規定する児童発達支援をいう。）の事業、医療型児童発達支援（同条第三項に規定する医療型児童発達支援をいう。）の事業、放課後等デイサービス（同条第四項に規定する放課後等デイサービスをいう。）の事業及び保育所等訪問支援（同条第五項に規定する保育所等訪問支援をいう。）の事業のうち二以上の事業を一体的に行うこと（同法に規定する事業のみを行う場合を除く。）をいう。

（障害福祉サービス事業者の一般原則）

第三条 障害福祉サービス事業者を行う者（以下「障害福祉サービス事業者」という。）（次章から第八章までに掲げる事業を行うものに限る。）は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第十七条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害福祉サービス事業者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害福祉サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

第二章 療養介護

（基本方針）

第四条 療養介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の二に規定する者に対して、当該利用者の身体その他の状況及びその置かれている環境に応じて、機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（構造設備）

第五条 療養介護の事業を行う者（以下「療養介護事業者」という。）が当該事業を行

う事業所（以下「療養介護事業所」という。）の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第六条 療養介護事業所の管理者は、医師でなければならない。

（運営規程）

第七条 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 事業の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員

四 療養介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 サービスの利用に当たつての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

（非常災害対策）

第八条 療養介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、療養介護事業所の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 療養介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 療養介護事業者は、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

（記録の整備）

第九条 療養介護事業者は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなけれ

ばならない。

2 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該療養介護を提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十七条第一項に規定する療養介護計画

二 第二十八条第二項の規定による身体的拘束等の記録

三 第三十条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 第三十二条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第十条 療養介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第十一条 療養介護事業所は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号)に規定する病院として必要とされる設備、相談室、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、当該療養介護事業所と同一の敷地内に他の事業所、施設等がある場合において、当該他の事業所、施設等の設備を当該療養介護事業所の相談室として使用することができるときは、利用者の支援に支障がない場合に限り、相談室を設けないことができる。

2 前項に規定する相談室の基準は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けることとする。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該療養介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第十二条 療養介護事業者が療養介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 管理者 一

二 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

三 看護職員(看護師、准看護師又は看護補助者をいう。次号において同じ。) 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上

四 生活支援員 療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除した数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除した数以上置

かれている療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除した数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

五 サービス管理責任者(障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。) 療養介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の療養介護の単位は、療養介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の療養介護の単位を置く場合の療養介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 第一項に規定する療養介護事業所の職員(第一号から第三号までに掲げる者を除く。)は、専ら当該療養介護事業所の職務に従事する者又は療養介護の単位ごとに専ら当該療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

5 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、療養介護事業所の管理上支障がない場合は、当該療養介護事業所の他の業務に従事し、又は当該療養介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

6 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第五号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。(心身の状況等の把握)

第十三条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十四条 療養介護事業者は、療養介護を提供するに当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)他の障害福祉サービス事業者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との

密接な連携に努めなければならない。

(療養介護事業者が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十五条 療養介護事業者が療養介護を提供する利用者に対して金銭の支払を求めることのできるのは、当該金銭の使途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者により金銭の支払を求めるときが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求めるときは、当該金銭の使途及び額並びに利用者により金銭の支払を求めるときについて書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(療養介護の取扱方針)

第十六条 療養介護事業者は、次条第一項に規定する療養介護計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、療養介護の提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 療養介護事業所の職員は、療養介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいように説明を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供する療養介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(療養介護計画の作成等)

第十七条 療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 サービス管理責任者は、アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、療養介護の目標及びその達成時期、療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該療養介護事業所が提供する療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービ

ス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者やその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者に面接すること。
二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第十八条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る障害福祉サービス事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該療養介護事業所以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。
二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、必要に応じて支援を行うこと。
三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談及び援助)

第十九条 療養介護事業者は、常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(機能訓練)

第二十条 療養介護事業者は、利用者の心身の諸機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、必要な機能訓練を行わなければならない。

(看護及び医学的管理の下における介護)

第二十一条 看護及び医学的管理の下における介護は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 療養介護事業者は、利用者の病状及び心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 療養介護事業者は、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 療養介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上の支援を適切に行わなければならない。

5 療養介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該療養介護事業所の職員以外の者による看護及び介護を受けさせてはならない。

(その他のサービスの提供)

第二十二条 療養介護事業者は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 療養介護事業者は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族の交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(緊急時等の対応)

第二十三条 職員は、現に療養介護の提供を行っている時に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに他の専門医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(管理者の責務)

第二十四条 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員及び業務の管理その他の管理を一元的に行わなければならない。

2 療養介護事業所の管理者は、当該療養介護事業所の職員にこの章の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第二十五条 療養介護事業者は、利用者に対し、適切な療養介護を提供できるよう、療養介護事業所ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所ごとに、当該療養介護事業所の職員によって療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 療養介護事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第二十六条 療養介護事業者は、利用定員を超えて療養介護の提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第二十七条 療養介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。

2 療養介護事業者は、療養介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第二十八条 療養介護事業者は、療養介護の提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等(身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。次項において同じ。)を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 療養介護事業者は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第二十九条 療養介護事業所の職員及び管理者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 療養介護事業者は、当該療養介護事業所の職員及び管理者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

3 療養介護事業者は、他の療養介護事業者等に対して、利用者又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により当該利用者又はその家族の同意を得なければならない。

(苦情解決)

第三十条 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、その提供した療養介護に関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 療養介護事業者は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。
(地域との連携等)

第三十一条 療養介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。
(事故発生時の対応)

第三十二条 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 療養介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 療養介護事業者は、利用者に対する療養介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三章 生活介護

(基本方針)

第三十三条 生活介護の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第二条の四に規定する者に対して、入浴、排せつ及び食事の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。
(構造設備)

第三十四条 生活介護の事業を行う者(以下「生活介護事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「生活介護事業所」という。)の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。
(管理者の資格要件)

第三十五条 生活介護事業所の管理者は、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。
(運営規程)

第三十六条 生活介護事業者は、生活介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 事業の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容
三 営業日及び営業時間
四 利用定員

五 生活介護の内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額
六 通常の事業の実施地域
七 サービスの利用に当たつての留意事項
八 緊急時等における対応方法
九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
十一 虐待の防止のための措置に関する事項
十二 その他運営に関する重要事項

(規模)

第三十七条 生活介護事業所は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う生活介護事業所については、十人以上とすることができる。
(設備の基準)

第三十八条 生活介護事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該生活介護事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。

イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 第一項に規定する設備は、専ら当該生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
(職員の配置の基準)

第三十九条 生活介護事業者が生活介護事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者

とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 管理者 一
二 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

三 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この章、次章及び第五章において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数
イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(1)から(3)までに掲げる利用者の平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる数

(1) 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数以上
(2) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数以上
(3) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数以上

ロ 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上
ハ 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数

ニ 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上
四 サービス管理責任者 生活介護事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上
ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とする。

4 第一項第三号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く。）及び前項に規定する生活介護事業所の職員は、専ら当該生活介護事業所の職務に従事する者又は生活介護の単位ごとに専ら当該生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合

は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、生活介護事業所の管理上支障がない場合は、当該生活介護事業所の他の業務に従事し、又は当該生活介護事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（従たる事業所を設置する場合における特例）

第四十条 生活介護事業者は、生活介護事業所における主たる事業所（以下この条において「主たる事業所」という。）と一体的に管理運営を行う事業所（以下この条において「従たる事業所」という。）を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員（管理者及びサービス管理責任者を除く。）のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。（サービス提供困難時の対応）

第四十一条 生活介護事業者は、当該生活介護事業所の通常の事業の実施地域（当該事業所が通常時にサービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の生活介護事業者等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。（介護）

第四十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 生活介護事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

3 生活介護事業者は、おもむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

4 生活介護事業者は、前三項に定めるほか、利用者に対し、離床、着替え、整容その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

5 生活介護事業者は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

6 生活介護事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該生活介護事業所の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。（生産活動）

第四十三条 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、生産活動の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 生活介護事業者は、生産活動の機会に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払)

第四十四条 生活介護事業者は、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(食事の提供)

第四十五条 生活介護事業者は、あらかじめ、利用者に対し食事の提供の有無を説明し、提供を行う場合には、その内容及び費用に関して説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

2 生活介護事業者は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

3 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

4 生活介護事業者は、食事の提供を行う場合であつて、生活介護事業所に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(健康管理)

第四十六条 生活介護事業者は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康の保持のための適切な措置を講じなければならない。

(緊急時等の対応)

第四十七条 職員は、現に生活介護の提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(衛生管理等)

第四十八条 生活介護事業者は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理等に必要と

なる機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 生活介護事業者は、生活介護事業所において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関)

第四十九条 生活介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関(当該生活介護事業者との間で利用者が医療を必要とした際の連携協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。)を定めなければならない。

(準用)

第五十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで及び第二十八条から第三十二条までの規定は、生活介護の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第四章 自立訓練(機能訓練)

(基本方針)

第五十一条 自立訓練(機能訓練)の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第一号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第一号に規定する期間にわたり、身体機能又は生活能力の維持、向上等のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(職員の配置の基準)

第五十二条 自立訓練(機能訓練)の事業を行う者(以下「自立訓練(機能訓練)事業者」という。)が当該事業を行う事業所(以下「自立訓練(機能訓練)事業所」という。)に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者
- 二 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

ロ 看護職員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上

ハ 理学療法士又は作業療法士 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上

二 生活支援員 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 自立訓練（機能訓練）事業者が、自立訓練（機能訓練）事業所における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、自立訓練（機能訓練）事業所ごとに、前項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

3 第一項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

4 第一項第二号の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項（第一号に掲げる者を除く）、第二項及び前項に規定する自立訓練（機能訓練）事業所の職員は、専ら当該自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、自立訓練（機能訓練）事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の業務に従事し、又は当該自立訓練（機能訓練）事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

8 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

9 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。（訓練）

第五十三条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者に対し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性

に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 自立訓練（機能訓練）事業者は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 自立訓練（機能訓練）事業者は、その利用者に対して、利用者の負担により、当該自立訓練（機能訓練）事業所の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。（地域生活への移行のための支援）

第五十四条 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、第六十四条第一項に規定する就労移行支援事業者その他の障害福祉サービス事業者を行う者等と連携し、必要な調整を行わなければならない。

2 自立訓練（機能訓練）事業者は、利用者が地域において安心した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者が住宅等における生活に移行した後も、一定期間、定期的な連絡、相談等を行わなければならない。（準用）

第五十五条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、第四十一条及び第四十五条から第四十九条までの規定は、自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第五十五条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第五十五条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第五十五条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第五章 自立訓練（生活訓練）
（基本方針）

第五十六条 自立訓練（生活訓練）の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の七第二号に規定する者に対して、施行規則第六条の六第二号に規定する期間にわたり、生活能力の維持、向上等のために必要な支援、訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。（規模）

第五十七条 自立訓練（生活訓練）の事業を行う者（第五十九条第一項及び第三項において「自立訓練（生活訓練）事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「自立訓練（生活訓練）事業所」という。）は、二十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。ただし、振興山村その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う自立訓練（生活訓練）事業所（宿泊型自立訓練（施行規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練をいう。以下同じ。）のみを行うものを除く。）については、十人以上とすることができる。

2 前項の規定にかかわらず、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う自立訓練（生活訓練）事業所は、宿泊型自立訓練に係る十人以上の人員及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）に係る二十人以上（前項ただし書の知事が認める地域において事業を行うものにあつては、十人以上）の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

（設備の基準）

第五十八条 自立訓練（生活訓練）事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営に必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該自立訓練（生活訓練）事業所の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。
 - イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。
 - ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。
- 二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。
- 四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。
- 3 宿泊型自立訓練を行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、第一項に規定する設備のほか、居室及び浴室を備えるものとし、その基準は次のとおりとする。ただし、宿泊型自立訓練のみを行う自立訓練（生活訓練）事業所にあつては、同項に規定する訓練・作業室を設けないことができる。
 - 一 居室は、次のとおりとすること。
 - イ 一の居室の定員は、一人とすること。
 - ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。
 - 二 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項及び第三項に規定する設備は、専ら当該自立訓練（生活訓練）事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 宿泊型自立訓練の事業を行う者が当該事業を行う事業所（次項において「宿泊型自立訓練事業所」という。）の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。同項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。同項において同じ。）は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。同項において同じ。）でなければならない。

7 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての宿泊型自立訓練事業所の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

（職員の配置の基準）

第五十九条 自立訓練（生活訓練）事業者が自立訓練（生活訓練）事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者 一
- 二 生活支援員 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除した数とロに掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上
- イ ロに掲げる利用者以外の利用者
- ロ 宿泊型自立訓練の利用者
- 三 地域移行支援員 宿泊型自立訓練を行う場合、自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、一以上
- 四 サービス管理責任者 自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、イ又はロに掲げる利

用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いて自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第二号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「自立訓練(生活訓練)事業所」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、自立訓練(生活訓練)事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、当該自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

3 自立訓練(生活訓練)事業者が、自立訓練(生活訓練)事業所における自立訓練(生活訓練)に併せて、利用者の居室を訪問することにより自立訓練(生活訓練)(以下この項において「訪問による自立訓練(生活訓練)」という。)を提供する場合は、前二項に規定する員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練(生活訓練)を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

4 第一項(第二項において読み替えられる場合を含む。)の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

5 第一項(第一号に掲げる者を除く。)及び第二項に規定する自立訓練(生活訓練)事業所の職員は、専ら当該自立訓練(生活訓練)事業所の職務に従事する者でなければならぬ。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならぬ。ただし、自立訓練(生活訓練)事業所の管理上支障がない場合は、当該自立訓練(生活訓練)事業所の他の業務に従事し、又は当該自立訓練(生活訓練)事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

7 第一項第二号又は第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。

8 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならぬ。(準用)

第六十条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十六条まで、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条及び第五十四条の規定は、自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同項第二号中「第二十八

条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十条において準用する第三十二条第二項」と、第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「自立訓練(生活訓練)計画」と、同条第八項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十条において準用する前条」と、第四十条第二項中「六人以上」とあるのは「宿泊型自立訓練以外の自立訓練(生活訓練)については六人以上、宿泊型自立訓練については十人以上」と読み替えるものとする。

第六章 就労移行支援

(基本方針)

第六十一条 就労移行支援の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の九に規定する者に対して、施行規則第六条の八に規定する期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うもので行わなければならない。

(認定就労移行支援事業所の設備)

第六十二条 第六十九条において準用する第三十八条の規定にかかわらず、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則(昭和二十六年文部省・厚生省令第二号)によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の学校又は養成施設として認定されている就労移行支援の事業を行う事業所(以下「就労移行支援事業所」という。)(以下この章において「認定就労移行支援事業所」という。)の設備の基準は、同令の規定によりあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師に係る学校又は養成施設として必要とされる設備を有することとする。

(職員の配置の基準)

第六十三条 就労移行支援の事業を行う者(以下「就労移行支援事業者」という。)が就労移行支援事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

- 一 管理者 一
- 二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数
- イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- ロ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、一以上
- ハ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

三 就労支援員 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

四 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労移行支援事業所の職員は、専ら当該就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労移行支援事業所の管理上支障がない場合は、当該就労移行支援事業所の他の業務に従事し、又は当該就労移行支援事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならぬ。

6 第一項第三号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

（認定就労移行支援事業所の職員の員数）

第六十四条 前条の規定にかかわらず、認定就労移行支援事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 管理者

二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

ロ 職業指導員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 就労移行支援事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 就労移行支援事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の職員及びその員数については、前条第二項から第五項まで及び第七項の規定を準用する。

（実習の実施）

第六十五条 就労移行支援事業者は、利用者が第六十九条において準用する第十七条の就労移行支援計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

（求職活動の支援等の実施）

第六十六条 就労移行支援事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 就労移行支援事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

（職場への定着のための支援の実施）

第六十七条 就労移行支援事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

（就職状況の報告）

第六十八条 就労移行支援事業者は、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

（準用）

第六十九条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条から第三十八条まで、第四十条、

第四十一条、第四十三条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第六十九条において準用する第三十二条第二項」と、

第十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第六十九条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労移行支援計画」と、同条第八

項中「六月」とあるのは「三月」と、第十八条中「前条」とあるのは「第六十九条において準用する前条」と、第三十七条ただし書及び第四十条第一項中「生活介護事業所」とあるのは「就労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）」と読み替えるものとする。

第七章 就労継続支援A型

（基本方針）

第七十条 就労継続支援A型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、専ら施行規則第六条の十第一号に規定する者を雇用して就労の機会を提供するとともに、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

（管理者の資格要件）

第七十一条 就労継続支援A型の事業を行う者（以下「就労継続支援A型事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「就労継続支援A型事業所」という。）の管理者は、社会福祉法第十九条各号のいずれかに該当する者、社会福祉事業に二年以上従事した者若しくは企業を経営した経験を有する者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（規模）

第七十二条 就労継続支援A型事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

2 就労継続支援A型事業者が第七十七条第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者に対して就労継続支援A型を提供する場合における雇用契約を締結している利用者に係る利用定員は、十を下回ってはならない。

3 就労継続支援A型事業所における雇用契約を締結していない利用者に係る利用定員は、当該就労継続支援A型事業所の利用定員の百分の五十及び九を超えてはならない。

（設備の基準）

第七十三条 就労継続支援A型事業所は、訓練・作業室、相談室、洗面所、便所、多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該就労継続支援A型事業所の効果的な運営を期待することができる場合であって、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 前項に規定する設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 訓練・作業室は、次のとおりとすること。
- イ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

3 第一項に規定する訓練・作業室は、就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

5 第一項に規定する設備は、専ら当該就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならず。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（職員の配置の基準）

第七十四条 就労継続支援A型事業者が就労継続支援A型事業所に置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 管理者 一

二 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

イ 職業指導員及び生活支援員の総数 就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

ロ 職業指導員 就労継続支援A型事業所ごとに、一以上

ハ 生活支援員 就労継続支援A型事業所ごとに、一以上

三 サービス管理責任者 就労継続支援A型事業所ごとに、イ又はロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイ又はロに掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合は、推定数による。

3 第一項（第一号に掲げる者を除く。）に規定する就労継続支援A型事業所の職員は、専ら当該就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項第一号の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、就労継続支援A型事業所の管理上支障がない場合は、当該就労継続支援A型事業所の他の業務に従事し、又は当該就労継続支援A型事業所以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

5 第一項第二号の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でな

なければならない。

6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
(従たる事業所を設置する場合における特例)

第七十五条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型事業所における主たる事業所(以下この条において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(以下この条において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合においては、主たる事業所及び従たる事業所の職員(管理者及びサービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(実施主体)

第七十六条 就労継続支援A型事業者が社会福祉法人以外の者である場合は、当該就労継続支援A型事業者は専ら社会福祉事業を行う者でなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第四十四条に規定する子会社以外の者でなければならない。

(雇用契約の締結等)

第七十七条 就労継続支援A型事業者は、就労継続支援A型の提供に当たっては、利用者として雇用契約を締結しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、就労継続支援A型事業者(多機能型により就労継続支援B型の事業を一体的に行う者を除く。)は、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して雇用契約を締結せずに就労継続支援A型を提供することができる。

(就労)

第七十八条 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、就労の機会の提供に当たっては、作業の能率の向上を図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

(賃金及び工賃)

第七十九条 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第一項の規定による利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、賃金の水準を高めるよう努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、第七十七条第二項の規定による利用者(以下この条において「雇用契約を締結していない利用者」という。)に対しては、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃

として支払わなければならない。

3 就労継続支援A型事業者は、雇用契約を締結していない利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、前項の規定により支払われる工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 第二項の規定により雇用契約を締結していない利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額は、三千円を下回ってはならない。

(実習の実施)

第八十条 就労継続支援A型事業者は、利用者が第八十四条において準用する第七十七条の就労継続支援A型計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に対する意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第八十一条 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

2 就労継続支援A型事業者は、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の就労に関する意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。

(職場への定着のための支援等の実施)

第八十二条 就労継続支援A型事業者は、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(利用者及び職員以外の者の雇用)

第八十三条 就労継続支援A型事業者は、利用者及び職員以外の者を就労継続支援A型の事業に従事する作業員として雇用する場合は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数を超えて雇用してはならない。

一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数

二 利用定員が二十人以上三十人以下 十又は利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれが多い数

三 利用定員が三十一人以上 十二又は利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれが多い数

(準用)

第八十四条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条

まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第四十一条、第四十五条から第四十九条まで及び第五十三条の規定は、就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十四条において準用する第三十二条第二項」と、第三十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十四条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十四条において準用する前条」と読み替えるものとする。

第八章 就労継続支援B型

(基本方針)

第八十五条 就労継続支援B型の事業は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、施行規則第六条の十第二号に規定する者に対して就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の便宜を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

(工賃の支払等)

第八十六条 就労継続支援B型の事業を行う者(第三項及び第四項において「就労継続支援B型事業者」という。)は、利用者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)は、二千元を下回ってはならない。

3 就労継続支援B型事業者は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 就労継続支援B型事業者は、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者に対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(準用)

第八十七条 第八条、第九条、第十三条から第十九条まで、第二十四条から第二十六条まで、第二十八条から第三十二条まで、第三十四条、第三十六条、第三十七条、第四十一条、第四十三条、第四十五条から第四十九条まで、第五十三条、第七十一条、第

七十三条から第七十五条まで及び第八十条から第八十二条までの規定は、就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第九条第二項第一号中「第十七条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する第十七条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同項第二号中「第二十八条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第二十八条第二項」と、同項第三号中「第三十条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十条第二項」と、同項第四号中「第三十二条第二項」とあるのは「第八十七条において準用する第三十二条第二項」と、第三十六条第一項中「次条第一項」とあるのは「第八十七条において準用する次条第一項」と、第十七条中「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、第十八条中「前条」とあるのは「第八十七条において準用する前条」と、第八十条第一項中「第八十四条」とあるのは「第八十七条」と、「就労継続支援A型計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と読み替えるものとする。

第九章 多機能型に関する特例

(規模に関する特例)

第八十八条 多機能型による、生活介護事業所(以下「多機能型生活介護事業所」という。)、自立訓練(機能訓練)事業所(第一号及び第四項において「多機能型自立訓練(機能訓練)事業所」という。)、自立訓練(生活訓練)事業所(第二号及び第四項において「多機能型自立訓練(生活訓練)事業所」という。)、就労移行支援事業所(第一号において「多機能型就労移行支援事業所」という。)、就労継続支援A型事業所(第三号において「多機能型就労継続支援A型事業所」という。))及び就労継続支援B型事業所(第三号及び第四項において「多機能型就労継続支援B型事業所」という。)(以下「多機能型事業所」と総称する。)は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員(多機能型による指定児童発達支援(山梨県指定通所支援の事業等に関する基準等を定める条例(平成二十四年山梨県条例第六十六号。以下この項及び次条第一項において「指定通所支援基準条例」という。))第六条に規定する指定児童発達支援をいう。))の事業、指定医療型児童発達支援(指定通所支援基準条例第六十三条に規定する指定医療型児童発達支援をいう。))の事業又は指定放課後等デイサービス(指定通所支援基準条例第七十三条に規定する指定放課後等デイサービスをいう。))の事業(次項及び第三項において「多機能型児童発達支援事業等」という。)を一体的に行う場合にあっては、当該事業を行う事業所の利用定員を含むものとし、宿泊型自立訓練の利用定員を除く。)の合計が二十人以上である場合は、当該多機能型事業所の利用定員を、次の各号に掲げる多機能型事業所の区分に応じ、当該各号に掲げる人数とすることができる。

一 多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練(機能訓練)事業所及び多機能型就

労移行支援事業所（認定就労移行支援事業所を除く。）六人以上

二 多機能型自立訓練（生活訓練）事業所 六人以上。ただし、宿泊型自立訓練及び宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）を併せて行う場合にあつては、宿泊型自立訓練の利用定員が十人以上かつ宿泊型自立訓練以外の自立訓練（生活訓練）の利用定員が六人以上とする。

三 多機能型就労継続支援A型事業所及び多機能型就労継続支援B型事業所 十人以上

2 前項の規定にかかわらず、主として重度の知的障害及び重度の上肢、下肢又は体幹の機能の障害が重複している障害者を通わせる多機能型生活介護事業所が、多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

3 多機能型生活介護事業所が、主として重症心身障害児（児童福祉法第七条第二項に規定する重症心身障害児をいう。）につき行う多機能型児童発達支援事業等を一体的に行う場合にあつては、第三十七条の規定にかかわらず、その利用定員を、当該多機能型生活介護事業所が行う全ての事業を通じて五人以上とすることができる。

4 振興山村その他の地域であつて厚生労働大臣が定めるもののうち、将来的にも利用者の確保の見込みがないとして知事が認めるものにおいて事業を行う多機能型事業所については、第一項中「二十人」とあるのは「十人」とする。この場合において、地域において障害福祉サービスが提供されていないこと等により障害福祉サービスを利用することが困難なものにおいて事業を行う多機能型事業所（多機能型生活介護事業所、多機能型自立訓練（機能訓練）事業所、多機能型自立訓練（生活訓練）事業所、多機能型就労継続支援B型事業所に限る。以下この項及び次条第三項において同じ。）については、当該多機能型事業所の利用定員を、一人以上とすることができる。

（職員の員数等の特例）

第八十九条 多機能型事業所は、一体的に事業を行う多機能型事業所の利用定員（多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあつては、当該事業を行う事業所の利用定員を含む。）の合計が二十人未満である場合は、第三十九条第七項、第五十二条第七項及び第八項、第五十九条第七項、第六十三条第五項及び第六項並びに第七十四条第五項（第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、当該多機能型事業所に置くべき職員（多機能型児童デイサービス事業を一体的に行う場合にあつては、指定通所支援基準条例の規定により当該事業を行う事業所に置くべきものとされる職員を含むものとし、管理者、医師及びサービス管理責任者を除く。）の

うち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 多機能型事業所は、第三十九条第一項第四号及び第八項、第五十二条第一項第三号及び第九項、第五十九条第一項第四号及び第八項、第六十三条第一項第四号及び第七項並びに第七十四条第一項第三号及び第六項（これらの規定を第八十七条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所のうち厚生労働大臣が定めるものを一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべきサービス管理責任者の数を、次の各号に掲げる当該多機能型事業所の利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

3 前条第四項後段の規定により、多機能型事業所の利用定員を一人以上とすることができることとされた多機能型事業所は、第三十九条第一項第三号二及び第七項、第五十二条第一項第二号ロ及び二、第七項並びに第八項、第五十九条第一項第二号及び第七項並びに第八十七条において準用する第七十四条第一項第二号及び第五項の規定にかかわらず、一体的に事業を行う多機能型事業所を一の事業所であるとみなして、当該一の事業所とみなされた事業所に置くべき生活支援員の数を、常勤換算方法で、第一号に掲げる利用者の数を六で除した数と第二号に掲げる利用者の数を十で除した数の合計数以上とすることができる。この場合において、この項の規定により置くべきものとされる生活支援員のうち、一人以上は常勤でなければならない。

一 生活介護、自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活訓練）の利用者
二 就労継続支援B型の利用者

（設備の特例）

第九十条 多機能型事業所については、サービスの提供に支障を来さないよう配慮しつつ、一体的に事業を行う他の多機能型事業所の設備を兼用することができる。

附則

（施行期日）

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この条例の施行の際現に存する療養介護事業所の建物（建築中のものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）については、当分の間、第十一条第一項に規定する相談室を設けないことができる。

第三条 当分の間、第一号の厚生労働大臣が定める者に対し生活介護を提供する生活介護事業所に置くべき看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下この条において同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数は、第三十九条第一項第三号イの規定にかかわらず、生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、次の各号に掲げる数の合計以上の数とする。

- 一 次のイからハまでに掲げる利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。以下この号において同じ。）の平均障害程度区分に応じ、それぞれイからハまでに掲げる数
イ 平均障害程度区分が四未満 利用者の数を六で除した数
ロ 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
ハ 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数
- 二 前号の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に事業を開始する場合の前項の利用者の数は、推定数による。

第四条 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準附則第七条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十一条第一項、第三十八条第一項（第五十五条、第六十九条において準用する場合を含む。）、第五十八条第一項又は第七十三条第一項（第八十七条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例をここに公布する。
平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十一号

山梨県地域活動支援センターに関する基準を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 地域活動支援センターは、利用者（地域活動支援センターを利用する障害者及び障害児をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者を通わせ、創作的活動又は生産活動の機会の提供及び社会との交流の促進を図るとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者又は障害児の保護者（以下この項、次条第一項第四号及び第十一条において「利用者等」という。）の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 地域活動支援センターは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 地域活動支援センターは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(運営規程)

第三条 地域活動支援センターは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 職員の職種、員数及び職務の内容
- 三 利用定員
- 四 利用者に対して提供するサービスの内容及びに利用者等から受領する費用の種類及びその額
- 五 施設の利用に当たつての留意事項
- 六 非常災害対策
- 七 虐待の防止のための措置に関する事項
- 八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第四条 地域活動支援センターは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、地域活動支援センターの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 地域活動支援センターは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 地域活動支援センターは、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努

めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第五条 地域活動支援センターは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第六条 地域活動支援センターは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条の規定によるサービスの提供の記録

二 第十七条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第十八条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第七条 地域活動支援センターは、十人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第八条 地域活動支援センターは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該地域活動支援センターの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、これらの設備を設けないことができる。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所

二 便所

2 前項各号に掲げる設備の基準は、次の各号に掲げる設備の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等ができる場所 必要な設備、備品等を備えること。

二 便所 利用者の特性に応じたものであること。

(職員の配置の基準)

第九条 地域活動支援センターに置くべき職員は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、それぞれ当該各号に定める員数とする。

一 施設長 一

二 指導員 二以上

2 施設長は、地域活動支援センターの管理上支障がない場合は、当該地域活動支援センターの他の職務に従事し、又は他の施設等の職務に従事することができるものとする。

3 施設長は、障害者及び障害児の福祉の増進に熱意を有し、地域活動支援センターを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十条 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおける主たる事業所(次項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の職員のうちそれぞれ一人以上は、専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十一条 地域活動支援センターが利用者等に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであつて、当該利用者等に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者等に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(生産活動)

第十二条 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況等を考慮して行うよう努めなければならない。

2 地域活動支援センターは、生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

(工賃の支払)

第十三条 地域活動支援センターは、生産活動に従事している者に、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

(定員の遵守)

第十四条 地域活動支援センターは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十五条 地域活動支援センターは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水につい

て、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、地域活動支援センターにおいて感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十六条 地域活動支援センターの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 地域活動支援センターは、当該地域活動支援センターの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十七条 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 地域活動支援センターは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 地域活動支援センターは、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあつせんにできる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十八条 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 地域活動支援センターは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 地域活動支援センターは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横内正明

山梨県条例第七十二号

山梨県福祉ホームに関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第八十条第一項の規定に基づき、福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(基本方針)

第二条 福祉ホームは、利用者（福祉ホームを利用する障害者をいう。以下同じ。）が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、現に住居を求めている障害者につき、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜の供与を適切かつ効果的に行うものでなければならない。

2 福祉ホームは、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めなければならない。

3 福祉ホームは、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との連携に努めなければならない。

4 福祉ホームは、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第三条 福祉ホームの配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 福祉ホームの建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての福祉ホームの建物であつて、火災に係る利用者の安全が確保されているものと認め

たときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なるものであること。

(運営規程)

第四条 福祉ホームは、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 施設の目的及び運営の方針

二 職員の職種、員数及び職務の内容

三 利用定員

四 利用者に対して提供するサービスの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

五 施設の利用に当たつての留意事項

六 非常災害対策

七 虐待の防止のための措置に関する事項

八 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第五条 福祉ホームは、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に利用者へ周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たっては、福祉ホームの立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 福祉ホームは、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置に関する訓練を行わなければならない。

4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 福祉ホームは、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。

ならない。

(サービスの提供の記録)

第六条 福祉ホームは、利用者に対しサービスを提供した際は、当該サービスの提供日、内容その他必要な事項を、サービスの提供の都度記録しなければならない。

(記録の整備)

第七条 福祉ホームは、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 前条の規定によるサービスの提供の記録

二 第十五条第二項の規定による苦情の内容等の記録

三 第十六条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(規模)

第八条 福祉ホームは、五人以上の人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

(設備の基準)

第九条 福祉ホームは、次に掲げる設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該福祉ホームの効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者に対するサービスの提供に支障がないときは、居室を除き、これらの設備を設けないことができる。

一 居室

二 浴室

三 便所

四 管理人室

五 共用室

2 前項各号(第四号を除く。)に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室は、次のとおりとする。

イ 一の居室の定員は、原則として、一人とすること。

ロ 利用者一人当たりの床面積は、原則として、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

二 浴室は、利用者の特性に応じたものであること。

三 便所は、利用者の特性に応じたものであること。

四 共用室は、利用者の娯楽、団らん、集会等の用に供する共用の部屋として、利用

定員に応じて適当な広さを有すること。

3 福祉ホームの設備は、専ら当該福祉ホームの用に供するものでなければならぬ。ただし、利用者に対するサービスの提供に支障がない場合は、この限りでない。

(職員の配置の基準)

第十條 福祉ホームには、管理人を置かなければならない。

2 管理人は、障害者の福祉の増進に熱意を有し、福祉ホームを適切に運営する能力を有する者でなければならない。

(利用者に対するサービスの提供)

第十一條 福祉ホームが利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者から支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者から金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対し説明を行い、その同意を得なければならない。

(定員の遵守)

第十二條 福祉ホームは、利用定員を超えて利用させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第十三條 福祉ホームは、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、福祉ホームにおいて感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(秘密保持等)

第十四條 福祉ホームの職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 福祉ホームは、当該福祉ホームの職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第十五條 福祉ホームは、その提供したサービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 福祉ホームは、その提供したサービスに関し、県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 福祉ホームは、県又は市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を県又は市町村に報告しなければならない。

5 福祉ホームは、社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第八十三条に規定する運営適正化委員会が同法第八十五条の規定により行う調査又はあっせんによる限り協力しなければならない。

(事故発生時の対応)

第十六條 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 福祉ホームは、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 福祉ホームは、利用者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附則

山梨県障害者支援施設に関する基準をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十三号

山梨県障害者支援施設に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)次条第二号及び第二十一条第二項において「法」という。

第八十四条第一項の規定に基づき、障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 利用者 障害福祉サービスを利用する障害者をいう。

二 施設障害福祉サービス 法第五条第一項に規定する施設障害福祉サービスをいう。

三 常勤換算方法 障害者支援施設の職員の勤務延べ時間数を当該障害者支援施設において常勤の職員が勤務すべき時間数で除することにより、当該障害者支援施設の職員の員数を常勤の職員の員数に換算する方法をいう。

四 昼間実施サービス 障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスのうち施設入所支援を除いたものをいう。

(障害者支援施設的一般原則)

第三条 障害者支援施設は、利用者の意向、適性、障害の特性その他の事情を踏まえた計画（第十九条第一項において「個別支援計画」という。）を作成し、これに基づき利用者に対して施設障害福祉サービスを提供するとともに、その効果について継続的な評価を実施することその他の措置を講ずることにより利用者に対して適切かつ効果的に施設障害福祉サービスを提供しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立った施設障害福祉サービスの提供に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その職員に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めなければならない。

(構造設備)

第四条 障害者支援施設の配置、構造及び設備は、利用者の特性に応じて工夫され、かつ、日照、採光、換気等の利用者の保健衛生に関する事項及び防災について十分考慮されたものでなければならない。

2 障害者支援施設の建物（利用者の日常生活のために使用しない附属の建物を除く。次項において同じ。）は、耐火建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第九号の二に規定する耐火建築物をいう。次項において同じ。）又は準耐火建築物（同条第九号の三に規定する準耐火建築物をいう。次項において同じ。）でなければならない。

3 前項の規定にかかわらず、知事が、火災予防、消火活動等に関し専門的知識を有する者の意見を聴いて、次の各号のいずれかの要件を満たす木造かつ平屋建ての障害者支援施設の建物であつて、火災に係る利用者の安全性が確保されていると認めるときは、耐火建築物又は準耐火建築物とすることを要しない。

一 スプリンクラー設備の設置、天井等の内装材等への難燃性の材料の使用、火災が発生するおそれがある箇所における防火区画の設置等により、初期消火及び延焼の抑制に配慮した構造であること。

二 非常警報設備の設置等による火災の早期発見及び通報の体制が整備されており、円滑な消火活動が可能なるものであること。

三 避難口の増設、搬送を容易に行うために十分な幅員を有する避難路の確保等により、円滑な避難が可能な構造であり、かつ、避難訓練を頻繁に実施すること、配置人員を増員すること等により、火災の際の円滑な避難が可能なものであること。

(施設長の資格要件)

第五条 障害者支援施設の施設長は、社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第十九条第一項各号のいずれかに該当する者若しくは社会福祉事業に二年以上従事した者又はこれらと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(運営規程)

第六条 障害者支援施設は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する運営規程を定めなければならない。

一 障害者支援施設の目的及び運営の方針

二 提供する施設障害福祉サービスの種類

三 職員の職種、員数及び職務の内容

四 昼間実施サービスに係る営業日及び営業時間

五 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの利用定員

六 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの内容並びに利用者から受領する費用の種類及びその額

七 昼間実施サービスに係る通常の事業の実施地域（第十四条第一項に規定する通常の事業の実施地域をいう。）

八 サービスの利用に当たつての留意事項

九 緊急時等における対応方法

十 非常災害対策

十一 提供する施設障害福祉サービスの種類ごとに主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十二 虐待の防止のための措置に関する事項

十三 その他運営に関する重要事項

(非常災害対策)

第七条 障害者支援施設は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を作成し、非常災害の際の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知しなければならない。

2 前項の非常災害に関する具体的計画の作成に当たつては、障害者支援施設の立地状況等を勘案し、発生することが予想される非常災害の種類に応じたものとしなければならない。

3 障害者支援施設は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な措置

に関する訓練を行わなければならない。
4 前項の訓練は、地域住民及び消防団その他の関係機関と連携して行うよう努めなければならない。

5 障害者支援施設は、非常災害の際に利用者及び職員が必要とする飲料水、食糧、日用品その他の物資及び防災に関する資機材の備蓄、整備及び点検を行うよう努めなければならない。
(記録の整備)

第八条 障害者支援施設は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供に関する次に掲げる記録を整備し、当該施設障害福祉サービスを提供した日から五年間保存しなければならない。

一 第十九条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画

二 第四十一条第二項の規定による身体的拘束等の記録

三 第四十三条第二項の規定による苦情の内容等の記録

四 第四十五条第二項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
(規模)

第九条 障害者支援施設は、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める人員を利用させることができる規模を有するものでなければならない。

一 生活介護、自立訓練(機能訓練)(障害者自立支援法施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。))第六条の六第一号に規定する自立訓練(機能訓練)をいう。以下同じ。)、自立訓練(生活訓練)(施行規則第六条の六第二号に規定する自立訓練(生活訓練)をいう。以下同じ。)、就労移行支援及び就労継続支援B型(施行規則第六条の十第二号に規定する就労継続支援B型をいう。以下同じ。))二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設(次条第三項に規定する認定障害者支援施設を除く。次項において同じ。))にあつては、十人以上)

二 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、その利用定員を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類の区分に応じ、当該各号に定める数としなければならない。ただし、当該障害者支援施設が提供する昼間

実施サービスの利用定員の合計が二十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十二人以上)でなければならないものとする。
一 生活介護、自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)又は就労移行支援 六十人以上

二 就労継続支援B型 十人以上

三 施設入所支援 三十人以上(入所を目的とする他の社会福祉施設等に併設する障害者支援施設にあつては、十人以上)

(設備の基準)

第十条 障害者支援施設は、訓練・作業室、居室、食堂、浴室、洗面所、便所、相談室及び多目的室その他運営上必要な設備を設けなければならない。ただし、他の社会福祉施設等の設備を利用することにより当該障害者支援施設の効果的な運営を期待することができる場合であつて、利用者の支援に支障がないときは、その一部を設けないことができる。

2 障害者支援施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室は、次のとおりとする。

イ 専ら当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービスの種類ごとの用に供するものであること。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

ロ 訓練又は作業に支障がない広さを有すること。

ハ 訓練又は作業に必要な機械器具等を備えること。

二 居室は、次のとおりとする。

イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。

ロ 地階に設けてはならないこと。

ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き、九・九平方メートル以上とすること。

ニ 寝台又はこれに代わる設備を備えること。

ホ 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

ヘ 必要に応じて利用者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

ト ブザー又はこれに代わる設備を設けること。

三 食堂は、次のとおりとすること。

イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。

ロ 必要な備品を備えること。

四 浴室は、利用者の特性に応じたものとする。

五 洗面所は、次のとおりとすること。

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 六 便所は、次のとおりとすること。
- イ 居室のある階ごとに設けること。

- ロ 利用者の特性に応じたものであること。
- 七 相談室は、室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。
- 八 廊下幅は、次のとおりとすること。
- イ 一・五メートル以上とすること。ただし、中廊下の幅は、一・八メートル以上とする。

- ロ 廊下の一部の幅を拡張することにより、利用者、職員等の円滑な往来に支障がないようにしなければならないこと。

3 あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設認定規則（昭和二十六年文部省・厚生省令第二号）によるあん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師の養成施設として認定されている障害者支援施設（次条第一項第五号ロにおいて「認定障害者支援施設」という。）が就労移行支援を行う場合は、前項に定めるもののほか、あん摩マッサージ指圧師、はり師及びきゅう師に係る学校養成施設として必要とされる設備を有することとする。

4 第一項に規定する相談室及び多目的室については、利用者へのサービスの提供に当たって支障がない範囲で兼用することができる。

（職員の配置の基準）

第十一条 障害者支援施設には、施設長一人を置くほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める員数の職員を置くものとする。

- 一 生活介護を行う場合 次のとおりとする。
 - イ 生活介護を行う場合に置くべき職員は、次の(1)から(3)までに掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定める員数とすること。
 - (1) 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数

- (2) 看護職員（保健師又は看護師若しくは准看護師をいう。以下同じ。）、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数

- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 生活介護の単位ごとに、常勤換算方法で、(イ)及び(ロ)に掲げる数を合計した数以上
- (イ) (i)から(iii)までに掲げる平均障害程度区分（厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害程度区分の平均値をいう。以下この(イ)において同じ。）に応じ、それぞれ(i)から(iii)までに定める数

- (i) 平均障害程度区分が四未満 利用者（厚生労働大臣が定める者を除く。(ii)及び(iii)において同じ。）の数を六で除した数
- (ii) 平均障害程度区分が四以上五未満 利用者の数を五で除した数
- (iii) 平均障害程度区分が五以上 利用者の数を三で除した数

- (ロ) (イ)(i)の厚生労働大臣が定める者である利用者の数を十で除した数
- (二) 看護職員 生活介護の単位ごとに、一以上

- (三) 理学療法士又は作業療法士 利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数
- (四) 生活支援員 生活介護の単位ごとに、一以上

- (3) サービス管理責任者（施設障害福祉サービスの提供に係るサービス管理を行う者として厚生労働大臣が定めるものをいう。以下同じ。）(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める数
- (一) 利用者の数が六十以下 一以上
- (二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- ロ イ(2)の生活介護の単位は、生活介護であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の生活介護の単位を置く場合の生活介護の単位の利用定員は二十人以上とすること。

- ハ イ(2)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができること。
- ニ イ(2)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。
- ホ イ(3)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

- 二 自立訓練（機能訓練）を行う場合 次のとおりとする。
 - イ 自立訓練（機能訓練）を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定める員数とすること。

- (1) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員 次に掲げる員数
- (一) 看護職員、理学療法士又は作業療法士及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- (二) 看護職員 一以上
- (三) 理学療法士又は作業療法士 一以上
- (四) 生活支援員 一以上

- (2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に定める員数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（機能訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより、自立訓練（機能訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（機能訓練）」という。）を提供する場合は、イに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（機能訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ハ イ(1)の理学療法士又は作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

ニ イ(1)の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(1)の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ヘ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

三 自立訓練（生活訓練）を行う場合 次のとおりとする。

イ 自立訓練（生活訓練）を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定める員数とすること。

(1) 生活支援員 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に定める員数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ 健康上の管理等の必要がある利用者がいるために看護職員を置いている場合については、イ(1)中「生活支援員」とあるのは「生活支援員及び看護職員」と、「常勤換算方法」とあるのは「生活支援員及び看護職員の総数は、常勤換算方法」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員及び看護職員の数は、それぞれ一以上とすること。

ハ 障害者支援施設が、障害者支援施設における自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより自立訓練（生活訓練）（以下この条において「訪問による自立訓練（生活訓練）」という。）を行う場合は、イ及びロに掲げる員数の職員に加えて、当該訪問による自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。

ニ イ(1)及びロの生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。
ホ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

四 就労移行支援を行う場合 次のとおりとする。

イ 就労移行支援を行う場合に置くべき職員は、次の(1)から(3)までに掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)から(3)までに定める員数とすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) 就労支援員 常勤換算方法で、利用者の数を十五で除した数以上

(3) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に定める員数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イの規定にかかわらず、認定障害者支援施設が就労移行支援を行う場合に置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定める員数とすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ

(一)又は(二)に定める員数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ハ イ(1)又はロ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならないこと。

ニ イ(2)の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

ホ イ(3)又はロ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

五 就労継続支援B型を行う場合 次のとおりとする。

イ 就労継続支援B型を行うために置くべき職員は、次の(1)及び(2)に掲げる者とし、その員数は、それぞれ(1)及び(2)に定める員数とすること。

(1) 職業指導員及び生活支援員 次に掲げる員数

(一) 職業指導員及び生活支援員の総数 常勤換算方法で、利用者の数を十で除した数以上

(二) 職業指導員 一以上

(三) 生活支援員 一以上

(2) サービス管理責任者 (一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める員数

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

ロ イ(1)の職業指導員又は生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならぬこと。

ハ イ(2)のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないこと。

イ 施設入所支援を行う場合 次のとおりとする。

(1) 生活支援員は、施設入所支援の単位ごとに、(一)又は(二)に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める員数(自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型を受ける利用者又は厚生労働大臣が定める者)に対してのみその提供が行われる単位にあっては、宿直勤務を行う生活支援員を(一以上)とすること。

(一) 利用者の数が六十以下 一以上

(二) 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(2) サービス管理責任者は、当該障害者支援施設において昼間実施サービスを行う場合に配置されるサービス管理責任者が兼ねるものとする。

ロ イの施設入所支援の単位は、施設入所支援であつて、その提供が同時に一又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、複数の施設入所支援の単位を置く場合の施設入所支援の単位の利用定員は三十人以上とすること。

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数とする。

3 第一項に規定する障害者支援施設の職員(施設長を除く。)は、生活介護の単位若

しくは施設入所支援の単位ごとに専ら当該生活介護若しくは当該施設入所支援の提供に当たる者又は専ら自立訓練(機能訓練)、自立訓練(生活訓練)、就労移行支援若しくは就労継続支援B型の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

4 第一項の施設長は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、障害者支援施設の管理上支障がない場合は、当該障害者支援施設の他の業務に従事し、又は当該障害者支援施設以外の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

(複数の昼間実施サービスを行う場合における職員の員数)

第十二条 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、昼間実施サービスの利用定員の合計が二十人未満である場合は、前条第一項第一号二、第二号二及びホ、第三号二、第四号ハ(ロ(1)に係る部分を除く。)及び二並びに第五号ロの規定にかかわらず、当該障害者支援施設が昼間実施サービスを行う場合に置くべき職員(施設長、医師及びサービス管理責任者を除く。)のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

2 複数の昼間実施サービスを行う障害者支援施設は、前条第一項第一号イ(3)及びホ、第二号イ(2)及びヘ、第三号イ(3)及びホ、第四号イ(3)、ロ(2)及びホ並びに第五号イ(2)及びハの規定にかかわらず、サービス管理責任者の員数を、次の各号に掲げる当該障害者支援施設が提供する昼間実施サービスのうち厚生労働大臣が定めるもの利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に定める員数とし、この規定により置くべきものとされるサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならないとすることができる。

一 利用者の数の合計が六十以下 一以上

二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十又はその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

(従たる事業所を設置する場合における特例)

第十三条 障害者支援施設は、障害者支援施設における主たる事業所(第三項において「主たる事業所」という。)と一体的に管理運営を行う事業所(次項及び第三項において「従たる事業所」という。)を設置することができる。

2 従たる事業所は、六人以上の人員を利用させることができる規模を有するものとしなければならない。

3 従たる事業所を設置する場合には、主たる事業所及び従たる事業所の従業者(サービス管理責任者を除く。)のうちそれぞれ一人以上は、常勤かつ専ら当該主たる事業所又は従たる事業所の職務に従事する者でなければならない。

(サービス提供困難時の対応)

第十四条 障害者支援施設は、生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）又は就労移行支援に係る通常の事業の実施地域（当該障害者支援施設が通常時に当該施設障害福祉サービスを提供する地域をいう。）等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型を提供することが困難であると認められた場合は、適当な他の障害者支援施設等の紹介その他の必要な措置を速やかに講じなければならない。

2 障害者支援施設は、利用申込者が入院して治療する必要がある場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。

(心身の状況等の把握)

第十五条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

(障害福祉サービス事業者等との連携等)

第十六条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスを提供するに当たっては、地域及び家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村（特別区を含む。以下同じ。）、他の障害者支援施設、障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者等との密接な連携に努めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な援助を行うとともに、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(障害者支援施設が利用者に求めることのできる金銭の支払の範囲等)

第十七条 障害者支援施設が、施設障害福祉サービスを提供する利用者に対して金銭の支払を求めることができるのは、当該金銭の用途が直接利用者の便益を向上させるものであって、当該利用者に支払を求めることが適当であるものに限るものとする。

2 前項の規定により金銭の支払を求める際は、当該金銭の用途及び額並びに利用者へ金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、利用者に対して説明を行い、その同意を得なければならない。

(施設障害福祉サービスの取扱方針)

第十八条 障害者支援施設は、次条第一項に規定する施設障害福祉サービス計画に基づき、利用者の心身の状況等に応じて、その者の支援を適切に行うとともに、施設障害福祉サービスの提供が漫然かつ画一的なものとならないよう配慮しなければならない。

2 障害者支援施設の職員は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、懇切丁寧に言うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、支援上必要な事項について、理解しやすいうように説明を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供する施設障害福祉サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(施設障害福祉サービスの作成等)

第十九条 障害者支援施設の施設長は、サービス管理責任者に施設障害福祉サービスに係る個別支援計画（以下「施設障害福祉サービス計画」という。）の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その置かれている環境、日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握（次項、第四項及び第八項において「アセスメント」という。）を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントは、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、施設障害福祉サービスごとの目標及びその達成時期、施設障害福祉サービスを提供する上での留意事項等を記載した施設障害福祉サービス計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該障害者支援施設が提供する施設障害福祉サービス以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて施設障害福祉サービス計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成に係る会議（利用者に対する施設障害福祉サービス等の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいう。）を開催し、前項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第四項に規定する施設障害福祉サービス計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画を作成した際には、当該施設障害福祉サービス計画を記載した書面を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、施設障害福祉サービス計画の作成後、施設障害福祉サービス

ス計画の実施状況の把握（利用者についての継続的なアセスメントを含む。次項において「モニタリング」という。）を行うとともに、少なくとも六月に一回以上、施設障害福祉サービス計画の見直しを行い、必要に応じて、施設障害福祉サービス計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者やその家族等と連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

一 定期的に利用者面接すること。

二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第二項から第七項までの規定は、第八項に規定する施設障害福祉サービス計画の変更について準用する。

(サービス管理責任者の責務)

第二十条 サービス管理責任者は、前条に規定する業務のほか、次に掲げる業務を行うものとする。

一 利用申込者の利用に際し、その者が現に利用している障害福祉サービス事業を行う者に対する照会等により、その者の心身の状況、当該障害者支援施設以外における障害福祉サービスの利用状況等を把握すること。

二 利用者の心身の状況、その置かれていた環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができるよう定期的な利用者に對し、必要な援助を行うこと。

三 他の職員に対する技術指導及び助言を行うこと。

(相談等)

第二十一条 障害者支援施設は、常に利用者の心身の状況、その置かれていた環境等の確かな把握に努め、利用者又はその家族に對し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が当該障害者支援施設以外において生活介護、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援A型（施行規則第六条の十第一号に規定する就労継続支援A型をいう。）又は就労継続支援B型の利用を希望する場合には、他のサービス事業所（法第三十六条第一項に規定するサービス事業所をいう。）との利用調整等必要な支援を実施しなければならない。

(介護)

第二十二条 介護は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって行われなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援の提供に当たっては、適切な方法により、利用者

を入浴させ、又は清しきしなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排せつの自立について必要な援助を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、おむつを使用せざるを得ない利用者のおむつを適切に取り替えなければならない。

5 障害者支援施設は、生活介護又は施設入所支援の提供に当たっては、利用者に對し、離床、着替え、整容等の介護その他日常生活上必要な支援を適切に行わなければならない。

6 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を介護に従事させなければならない。

7 障害者支援施設は、その利用者に對して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

(訓練)

第二十三条 障害者支援施設は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって訓練を行わなければならない。

2 障害者支援施設は、自立訓練（機能訓練）、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者に對し、その有する能力を活用することにより、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、利用者の心身の特性に応じた必要な訓練を行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常時一人以上の職員を訓練に従事させなければならない。

4 障害者支援施設は、その利用者に對して、利用者の負担により、当該障害者支援施設の職員以外の者による訓練を受けさせてはならない。

(生産活動)

第二十四条 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、地域の実情、製品及びサービスの需給状況を考慮して行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動に従事する者の作業時間、作業量等がその者に過重な負担とならないように配慮しなければならない。

3 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、生産活動の能率の向上が図られるよう、利用者の障害の特性等を踏まえた工夫を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、生活介護又は就労移行支援における生産活動の機会の提供に当たっては、防じん設備又は消火設備の設置等生産活動を安全に行うために必要かつ適

切な措置を講じなければならない。

(工賃の支払等)

第二十五条 障害者支援施設は、生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型において行われる生産活動に従事している者に、当該生活介護、就労移行支援又は就労継続支援B型ごとに、生産活動に係る事業の収入から生産活動に係る事業に必要な経費を控除した額に相当する金額を工賃として支払わなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、前項の規定により利用者それぞれに対し支払われる一月当たりの工賃の平均額(第四項において「工賃の平均額」という。)を、三千円を下回るものとしてはならない。

3 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことを支援するため、工賃の水準を高めるよう努めなければならない。

4 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、年度ごとに、工賃の目標水準を設定し、当該工賃の目標水準及び前年度に利用者それぞれに対し支払われた工賃の平均額を利用者に通知するとともに、県に報告しなければならない。

(実習の実施)

第二十六条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先を確保しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者が施設障害福祉サービス計画に基づいて実習できるように、実習の受入先の確保に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、前項の実習の受入先の確保に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター(障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第二百二十三号)第二十七条第二項に規定する障害者就業・生活支援センターをいう。次条第三項及び第二十八条において同じ。)、特別支援学校等の関係機関と連携して、利用者の意向及び適性を踏まえて行うよう努めなければならない。

(求職活動の支援等の実施)

第二十七条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動を支援しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所での求職の登録その他の利用者が行う求職活動の支援に努めなければならない。

3 障害者支援施設は、就労移行支援又は就労継続支援B型の提供に当たっては、公共職業安定所、障害者就業・生活支援センター、特別支援学校等の関係機関と連携して、

利用者の意向及び適性に応じた求人の開拓に努めなければならない。
(職場への定着のための支援の実施)

第二十八条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援を継続しなければならない。

2 障害者支援施設は、就労継続支援B型の提供に当たっては、利用者の職場への定着を促進するため、障害者就業・生活支援センター等の関係機関と連携して、利用者が就職した日から六月以上、職業生活における相談等の支援の継続に努めなければならない。

(就職状況の報告)

第二十九条 障害者支援施設は、就労移行支援の提供に当たっては、毎年、前年度における就職した利用者の数その他の就職に関する状況を、県に報告しなければならない。

(食事の提供)

第三十条 障害者支援施設(施設入所支援を提供する場合に限る。)は、正当な理由がなく、食事の提供を拒んではならない。

2 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合には、当該食事の提供に当たり、あらかじめ、利用者に対しその内容及び費用に関して説明を行い、その同意を得なければならない。

3 障害者支援施設は、食事の提供に当たっては、利用者の心身の状況及び嗜好を考慮し、適切な時間に食事の提供を行うとともに、利用者の年齢及び障害の特性に応じた、適切な栄養量及び内容の食事の提供を行うため、必要な栄養管理を行わなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われなければならない。

5 障害者支援施設は、食事の提供を行う場合であって、障害者支援施設に栄養士を置かないときは、献立の内容、栄養価の算定及び調理の方法について保健所等の指導を受けるよう努めなければならない。

(社会生活上の便宜の供与等)

第三十一条 障害者支援施設は、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うよう努めなければならない。

2 障害者支援施設は、利用者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続等について、当該利用者又はその家族が行うことが困難である場合は、当該利用者の同意を得て代わって行わなければならない。

3 障害者支援施設は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族

との交流等の機会を確保するよう努めなければならない。

(健康管理)

第三十二条 障害者支援施設は、常に利用者の健康の状況に注意するとともに、健康保持のための適切な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者に対して、毎年二回以上定期的に健康診断を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第三十三条 職員は、現に施設障害福祉サービスの提供を行っている際に利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(施設入所支援利用者の入院期間中の取扱い)

第三十四条 障害者支援施設は、施設入所支援を利用する利用者について、病院又は診療所に入院する必要がある場合であつて、入院後おおむね三月以内に退院することが見込まれるときは、その者の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該障害者支援施設の施設入所支援を円滑に利用することができるようにしなければならない。

(給付金として支払を受けた金銭の管理)

第三十五条 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の設置者が利用者に係る厚生労働大臣が定める給付金（以下この条において「給付金」という。）の支給を受けたときは、給付金として支払を受けた金銭を次に掲げるところにより管理しなければならない。

一 当該利用者に係る当該金銭及びこれに準ずるもの（これらの運用により生じた収益を含む。以下この条において「利用者に係る金銭」という。）をその他の財産と区分すること。

二 利用者に係る金銭を給付金の趣旨に従つて用いること。

三 利用者に係る金銭の収支の状況を明らかにする記録を整備すること。

四 当該利用者が退所した場合には、速やかに、利用者に係る金銭を当該利用者に取得させること。

(施設長の責務)

第三十六条 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員及び業務の管理その他の管理を、一元的に行わなければならない。

2 障害者支援施設の施設長は、当該障害者支援施設の職員にこの条例による運営に関する基準を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(勤務体制の確保等)

第三十七条 障害者支援施設は、利用者に対し、適切な施設障害福祉サービスを提供で

きるよう、施設障害福祉サービスの種類ごとに、職員の勤務の体制を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとに、当該障害者支援施設の職員によつて施設障害福祉サービスを提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 障害者支援施設は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第三十八条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの種類ごとのそれぞれの利用定員及び居室の定員を超えて施設障害福祉サービスの提供を行ってはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(衛生管理等)

第三十九条 障害者支援施設は、利用者の使用する設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、健康管理に必要な機械器具等の管理を適正に行わなければならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(協力医療機関等)

第四十条 障害者支援施設は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力医療機関（当該障害者支援施設との間で利用者が医療を必要とした際の連絡協力が合意されている病院その他の医療機関をいう。）を定めなければならない。

2 障害者支援施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関（当該障害者支援施設との間で利用者が歯科医療を必要とした際の連携協力が合意されている歯科医療機関をいう。）を定めるよう努めなければならない。

(身体的拘束等の禁止)

第四十一条 障害者支援施設は、施設障害福祉サービスの提供に当たっては、利用者に対し、身体的拘束等（身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為をいう。次項において「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。ただし、当該利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

2 障害者支援施設は、やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならない。

(秘密保持等)

第四十二条 障害者支援施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者

又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 障害者支援施設は、当該障害者支援施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情解決)

第四十三条 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の規定により苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、その提供した施設障害福祉サービスに関し、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

4 障害者支援施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。

(地域との連携等)

第四十四条 障害者支援施設は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はボランティアとの連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第四十五条 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により事故が発生した場合は、県、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 障害者支援施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 障害者支援施設は、利用者に対する施設障害福祉サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

附則

(施行期日)

第一条 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(多目的室の経過措置)

第二条 この条例の施行の際現に障害者自立支援法に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第百七十七号。以下「基準省令」という。)附則第十五条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第一項に規定する多目的室を設けないことができる。

(居室の定員の経過措置)

第三条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十六条の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同項第二号イ中「四人」とあるのは、「原則として四人」とする。

(居室面積の経過措置)

第四条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第一項の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

2 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第二項の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「四・四平方メートル」とする。

3 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第三項の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「三・三平方メートル」とする。

4 この条例の施行の際現に基準省令附則第十七条第四項の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同項第二号ハ中「九・九平方メートル」とあるのは、「六・六平方メートル」とする。

(ブザー又はこれに代わる設備の経過措置)

第五条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十八条の規定の適用を受ける建物については、当分の間、第十条第二項第二号トのブザー又はこれに代わる設備を設けないことができる。

(廊下幅の経過措置)

第六条 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第一項の規定の適用を受ける建物についての第十条第二項の規定の適用については、同条第二項第八号イ中「一・五メートル」とあるのは、「一・三五メートル」とする。

2 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第二項の規定の適用を受ける建物については、第十条第二項第八号の規定は、当分の間、適用しない。

3 この条例の施行の際現に基準省令附則第十九条第三項の規定の適用を受ける建物については、第十条第二項第八号ロの規定は、当分の間、適用しない。

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十四号

山梨県病院及び診療所に関する基準等を定める条例
(趣旨)

第一条 この条例は、医療法(昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。)の規定に基づき、病院及び診療所の人員及び施設に関する基準等を定めるものとする。

(既存病床数及び申請病床数の補正)

第二条 法第七条の二第四項に規定する条例で定める既存の病床数及び当該申請に係る病床数の算定方法は、次のとおりとする。

一 国の開設する病院若しくは診療所であつて、宮内庁、総務省、法務省、財務省、林野庁若しくは防衛省が所管するもの、独立行政法人労働者健康福祉機構の開設する病院若しくは診療所であつて、労働者災害補償保険の保険関係の成立している事業に使用される労働者で業務上の災害を被つたもののみの診療を行うもの、特定の事務所若しくは事業所の従業員及びその家族の診療のみを行う病院若しくは診療所、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第四十二条第二号に規定する医療型障害児入所施設若しくは障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第二百二十三号)第五条第六項に規定する療養介護を行う施設である病院又は独立行政法人自動車事故対策機構法(平成十四年法律第八十三号)第十三条第三号に規定する施設である病院若しくは診療所の病床については、病床の種類ごとに既存の病床の数又は当該申請に係る病床数に次の式により算定した数(次の式により算定した数が、〇・〇五以下であるときは〇)を乗じて得た数を既存の病床の数及び当該申請に係る病床数として算定する。

$$\frac{\text{当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数}}{\text{当該病床の利用者の数}}$$

此處に於て「職員」とは、

二 放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものについては、既存の病床数及び当該申請に係る病床数に算入しない。

三 介護老人保健施設(介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第八条第二十六項に規定する介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の入所定員については、当該介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床数として算定する。

四 国立及び国立以外のハンセン病療養所である病院の病床については、既存の病床数に算入しない。

五 心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律(平成十五年法律第十号)第十六条第一項の規定により厚生労働大臣の指定を受けた指定入院医療機関である病院の病床(同法第四十二条第一項第一号又は第六十一条第一項第一号の決定を受けた者に対する同法による入院による医療に係るものに限り)については、既存の病床数に算入しない。

2 前項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、隊員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者、業務上の災害を被つた労働者以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されているものの数は、病院の開設の許可、病院の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可又は診療所の病床の設置の許可、診療所の病床数の増加若しくは病床の種類の変更の許可の申請があつた日直前の九月三十日における数によるものとする。この場合において、当該許可の申請があつた日直前の九月三十日において業務が行われなかつたときは、当該病院又は診療所における実績、当該病院又は診療所と機能及び性格を同じくする病院又は診療所の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

3 申請に係る病床数についての第一項第一号の当該病床の利用者のうち職員及びその家族以外の者、従業員及びその家族以外の者又は入院患者以外の者の数並びに当該病床の利用者の数並びに同項第二号の放射線治療病室の病床、無菌病室の病床又は集中強化治療室若しくは心疾患強化治療室の病床であつて、当該病室の入院患者が当該病室における治療終了後の入院のために専ら用いる他の病床が同一病院内に確保されることが見込まれるものの数は、前項の規定にかかわらず、当該申請に係る病院の機能及び性格、当該病院に当該申請に係る病床の種類別の既存の病床がある場合における当該既存の病床における実績、当該病院と機能及び性格を同じくする病院の実績等を考慮して知事が推定する数によるものとする。

(既存の病床数の補正)

第三条 法第七条の二第五項の規定により条例で定める基準は、介護老人保健施設の入所定員数に〇・五を乗じて得た数を療養病床又は一般病床に係る既存の病床の数とみなすものとする。

(専属薬剤師の設置)

第四条 病院及び医師が常時三人以上勤務する診療所には、法第十八条の専属の薬剤師を置かなければならない。(病院の従業者)

第五条

法第二十一条第一項第一号に規定する条例で定める従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるとおりとする。

一 薬剤師 精神病床及び療養病床に係る病室の入院患者の数を百五十をもつて除した数と、精神病床及び療養病床に係る病室以外の病室の入院患者の数を七十をもつて除した数と外来患者に係る取扱処方箋の数を七十五をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）

二 看護師及び准看護師 療養病床、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもつて除した数と、感染症病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもつて除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当な数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

三 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

四 栄養士 病床数百以上の病院にあつては、一

五 診療放射線技師、事務員その他の従業者 病院の実情に応じた適当な数

六 理学療法士及び作業療法士 療養病床を有する病院にあつては、病院の実情に応じた適当な数

2 前項の入院患者、外来患者及び取扱処方箋の数は、前年度の平均値とする。ただし、開設又は再開の場合は、推定数による。

（病院の施設）

第六条 法第二十一条第一項第十二号の条例で定める施設は、次の各号に掲げる施設とし、その構造設備は、当該各号に定めるとおりとする。

一 消毒施設及び洗濯施設（法第十五条の二の規定により繊維製品の滅菌消毒の業務又は寝具類の洗濯の業務を委託する場合における当該業務に係る設備を除く。） 蒸気、ガス若しくは薬品を用い又はその他の方法により入院患者及び職員の被服、寝具等の消毒を行うことができるものでなければならないこと（消毒施設を有する病院に限る。）。

二 談話室（療養病床を有する病院に限る。） 療養病床の入院患者同士や入院患者とその家族が談話を楽しめる広さを有しなければならないこと。

三 食堂（療養病床を有する病院に限る。） 内法による測定で、療養病床の入院患者

一人につき一平方メートル以上の広さを有しなければならないこと。

四 浴室（療養病床を有する病院に限る。） 身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならないこと。

（療養病床を有する診療所の従業者）

第七条 法第二十一条第二項第一号に規定する条例で定める従業者は、次の各号に掲げる者とし、その員数は、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病院の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が四又はその端数を増すごとに一

三 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な数

2 前項の入院患者の数は、前年度の平均値とする。ただし、開設又は再開の場合は、推定数による。

（療養病床を有する診療所の施設）

第八条 法第二十一条第二項第三号の条例で定める施設については、第六条第二号から第四号までの規定を準用する。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（既存の病床数の補正等の特例）

2 平成十二年四月一日以降に介護保険法第九十四条の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた介護老人保健施設（次項において「平成十二年四月一日以降に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）及び平成三年六月二十六日以降に介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号）第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第四十六条の六の規定による開設の許可又は入所定員の増加に係る変更の許可を受けた老人保健施設であつて介護保険法施行法第八号第一項の規定によりその開設者が介護保険法第九十四条第一項の許可を受けたものとみなされた介護老人保健施設（次項において「平成三年六月二十六日以降に開設許可等を受けた介護老人保健施設」という。）の入所定員（入所定員の増加に係る変更の場合は、当該増加部分に限る。）については、当分の間、第二条第一項第三号及び第三条の規定は適用しない。

3 前項の規定は、医療法施行規則の一部を改正する省令（平成十七年厚生労働省令第百十九号）による改正後の医療法施行規則（昭和二十三年厚生省令第五十号）第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定した場

合における平成十二年四月一日以降に開設許可等を受けた介護老人保健施設及び平成三年六月二十六日以降に開設許可等を受けたみなし介護老人保健施設以外の介護老人保健施設の入所定員について準用する。

4 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年厚生省令第四十号）附則第十三条の療養病床の転換を行った介護老人保健施設の入所定員（同条の転換に係る部分に限る。）については、当該転換を行った日から同日以降最初の医療法施行規則第三十条の三十第一号の規定に基づき療養病床及び一般病床に係る基準病床数を算定する日までの間に限り、附則第二項の規定にかかわらず、第二条第一項第三号及び第三条中「入所定員に〇・五を乗じて得た数」とあるのは、「入所定員数」とする。

（療養病床に係る経過措置）

5 療養病床を有する病院であつて、医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成二十四年厚生労働省令第三十三号。次項及び附則第七項において「平成二十四年改正省令」という。）の施行の際現に、健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）第二十六条の規定による改正前の介護保険法第四十八条第一項第三号の指定を受けている同法第八条第二十六項に規定する介護療養型医療施設（以下この項から附則第七項までにおいて「特定介護療養型医療施設」という。）又は看護師及び准看護師並びに看護補助者の員数（以下この項から附則第七項までにおいて「看護師等の員数」という。）が第五条第一項第二号及び第三号に掲げる数に満たない病院（以下この項において「特定病院」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定病院であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同条第一項第二号及び第三号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数を六をもって除した数と、精神病床及び結核病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数と、感染病床及び一般病床に係る病室の入院患者（入院している新生児を含む。）の数を三をもって除した数とを加えた数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは、その端数は一として計算する。）に、外来患者の数が三十又はその端数を増すごとに一を加えた数。ただし、産婦人科又は産科においてはそのうちの適当な数を助産師とするものとし、また、歯科、矯正歯科、小児歯科又は歯科口腔外科においてはそのうちの適当な数を歯科衛生士とすることができる。

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

6 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が第七条第一項第一号及び第二号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同条第一項第一号及び第二号の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師及び准看護師 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

二 看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が六又はその端数を増すごとに一

7 療養病床を有する診療所であつて、平成二十四年改正省令の施行の際現に、特定介護療養型医療施設又は看護師等の員数が附則第十項第一号に掲げる数に満たない診療所（以下この項において「特定診療所」という。）であるもの（その開設者が、平成二十四年六月三十日までの間に、特定介護療養型医療施設であること又は特定診療所であることを知事に届け出たものに限る。）に置くべき看護師等の員数は、この条例の施行の日から平成三十年三月三十一日までの間は、同号の規定にかかわらず、療養病床に係る病室の入院患者の数が三又はその端数を増すごとに一（そのうちの二については、看護師又は准看護師）とする。

8 精神病床を有する病院（医療法施行規則第四十三条の二に規定するものを除く。）については、当分の間、第五条第一項第二号中「歯科衛生士と」とあるのは、「歯科衛生士と、精神病床においては精神病床に係る病室の入院患者の数を五をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）を精神病床に係る病室の入院患者の数を四をもって除した数（その数が一に満たないときは一とし、その数に一に満たない端数が生じたときは一として計算する。）から減じた数を看護補助者と」とする。

9 医療法施行規則等の一部を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号。以下この項及び附則第十一項において「平成十三年改正省令」という。）の施行の際現に医療法等の一部を改正する法律（平成十二年法律第四百一十一号）による改正前の医療法

(以下この項において「旧医療法」という。) 第七条第一項の開設の許可を受けている病院の建物(平成十三年改正省令の施行の際現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧医療法第一条の五第三項に規定する療養型病床群(附則第十一項において「旧療養型病床群」という。)に係る病床であつて、平成十三年改正省令第八条の規定による改正前の医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十年厚生省令第三十五号。附則第十一項において「平成十年改正省令」という。)附則第八条の規定の適用によりなお効力を有することとされている医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年厚生省令第三号)附則第六条の規定の適用を受けているものを有する病院(平成十三年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、第六条第二号から第四号までの規定は適用しない。

(療養病床を有する診療所の従業者の員数に係る経過措置)

10 法第二十一条第二項第一号に規定する従業者(医師及び歯科医師を除く。)の員数は、当分の間、第七条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 看護師、准看護師及び看護補助者 療養病床に係る病室の入院患者の数が二又はその端数を増すごとに一。ただし、そのうちの一については看護師又は准看護師とする。

二 事務員その他の従業者 療養病床を有する診療所の実情に応じた適当な数

(療養病床を有する診療所の談話室、食堂及び浴室に係る経過措置)

11 平成十三年改正省令の施行の際現に開設されている診療所の建物(平成十三年改正省令の施行の際現に存するもの(基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十三年改正省令の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。)に限る。)内の旧療養型病床群に係る病床であつて、平成十三年改正省令第八条の規定による改正前の平成十年改正省令附則第六条の規定の適用を受けているものを有する診療所(平成十三年改正省令の施行後に新築され、増築され、又は全面的に改築された部分に療養病床を有するものを除く。)については、第八条の規定は適用しない。

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十五号

山梨県地下水及び水源地域の保全に関する条例

山梨県公報号外 第七十五号 平成二十四年十二月二十七日

目次

- 第一章 総則(第一条―第七条)
- 第二章 地下水の適正な採取(第八条―第二十条)
- 第三章 水源地域における適正な土地利用の確保(第二十一条―第二十六条)
- 第四章 雑則(第二十七条・第二十八条)
- 第五章 罰則(第二十九条―第三十二条)
- 附則

第一章 総則

(目的)

第一条 この条例は、地下水及び水源地域の保全に関し、基本理念を定め、県、事業者及び土地所有者等の責務並びに県民の役割を明らかにするとともに、地下水の適正な採取及び水源地域における適正な土地利用の確保について必要な事項を定めることにより、健全な水循環の維持に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 揚水設備 動力を用いて地下水(温泉水法(昭和二十三年法律第百二十五号)による温泉及び鉱業法(昭和二十五年法律第百八十九号)第五条に規定する鉱業権に基づき掘採される同法第三条第一項の可燃性天然ガスを溶存する地下水を除く。以下同じ。)を採取するための設備をいい、河川法(昭和二十九年法律第百六十七号)が適用され、又は準用される河川の河川区域内のものを除く。

二 水源地域 第二十一条第一項の規定により指定された地域をいう。

三 土地所有者等 水源地域内の土地(規則で定めるものに限る。第二十二条第一項において同じ。)の所有権、地上権その他規則で定める使用及び収益を目的とする権利(同項及び第二十四条第二項において「所有権等」という。)を有する者をいう。(基本理念)

第三条 地下水の保全は、地下水が水循環(水が蒸発、降下、流下及び地下への浸透並びに河川及び海への流出を繰り返すことをいう。)の一部をなすものであり、かつ、県民生活及び地域の産業の共通の基盤であることに鑑み、地下水は公共の利益に沿うように利用されなければならないという認識に立って、推進されなければならない。

2 地下水の保全は、地下水が限りある資源であることを踏まえ、急激な地下水水位の低下や地盤沈下など地下水の減少による障害が発生しないよう、地下水の涵養と適正な利用を図ることにより推進されなければならない。

3 水源地域の保全は、県民が本県の豊かな水資源を通して森林の恵沢を享受している

ことに鑑み、社会全体で森林を支えるという考え方の下に、森林の有する水源の涵養の機能（第二十一条第一項、第二十四条第一項及び第二十六条第一項において「水源涵養機能」という。）の維持及び増進が図られるよう推進されなければならない。

（県の責務）

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、地下水及び水源地域の保全に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、前項に関する施策を実施するときは、市町村との連携に努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、地下水の保全を図るために必要な措置を講ずるとともに、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（土地所有者等の責務）

第六条 土地所有者等は、基本理念にのっとり、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 土地所有者等は、基本理念にのっとり、森林の適正な整備に努めるとともに、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

（県民の役割）

第七条 県民は、基本理念にのっとり、地下水の保全への配慮に努めるとともに、県が実施する地下水の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 県民は、基本理念にのっとり、県が実施する水源地域の保全に関する施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 地下水の適正な採取

（揚水設備の設置の届出）

第八条 揚水機の吐出口の断面積（吐出口が二以上あるときは、その断面積の合計。以下同じ。）が六平方センチメートルを超える揚水設備を設置しようとする者は、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 揚水設備の設置の場所
- 三 揚水設備のストレーナーの位置
- 四 揚水機の吐出口の断面積及び原動機の出力
- 五 揚水設備により採取する地下水の水量
- 六 揚水設備により採取する地下水の用途

七 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定による届出には、揚水設備の設置の場所を示す図面その他規則で定める書類を添付しなければならない。

（届出事項の変更に係る催告等）

第九条 知事は、前条第一項の規定による届出があった場合において、当該届出に係る揚水設備を用いた地下水の採取によりその周辺における地下水の利用に支障を及ぼすおそれがあると認めるときは、当該届出を受理した日から三十日以内に限り、当該届出をした者に対し、当該揚水設備により採取する地下水の水量、揚水機の原動機の出力その他当該届出に係る事項を変更すべきことを催告することができる。

2 知事は、前項の規定による催告をした場合において、その催告を受けた者がその催告に従わないときは、その旨及びその催告の内容を公表することができる。

3 知事は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、第一項の規定による催告を受けた者に対し、意見を述べる機会を与えなければならない。

（実施の制限）

第十条 第八条第一項の規定による届出をした者は、当該届出が受理された日から三十日を経過した後でなければ、当該届出に係る揚水設備を設置してはならない。

（届出内容の変更）

第十一条 第八条第一項の規定による届出をした者は、当該届出に係る同項第三号から第六号までに掲げる事項の変更（規則で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 前二条の規定は、前項の規定による届出について準用する。

3 第八条第一項の規定による届出をした者は、その届出に係る同項第一号又は第七号に掲げる事項に変更があったときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（完了届）

第十二条 第八条第一項の規定による届出をした者及び前条第一項の規定による届出（第八条第一項第三号及び第四号に掲げる事項の変更に係る届出に限る。）をした者は、当該届出に係る揚水設備の設置の工事が完了したときは、その完了の日から十五日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（承継）

第十三条 第八条第一項の規定による届出をした者から当該届出に係る揚水設備を譲り受け、又は借り受けた者は、当該揚水設備に係る当該届出をした者の地位を承継する。

2 第八条第一項の規定による届出をした者について相続、合併又は分割（当該届出に係る揚水設備を承継させるものに限る。）があったときは、相続人、合併後存続す

る法人若しくは合併により設立した法人又は分割により当該揚水設備を承継した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。

3 前二項の規定により第八条第一項の規定による届出をした者の地位を承継した者は、その承継があった日から三十日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(廃止の届出)

第十四条 第八条第一項の規定による届出をした者は、次に掲げる場合は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

一 揚水設備を廃止した場合

二 揚水機の吐出口の断面積を六平方センチメートル以下とした場合

(勧告等)

第十五条 知事は、地下水の保全のため特に必要があるときは、第八条第一項の規定による届出に係る揚水設備により地下水を採取する者に対し、その判断の根拠を示して、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 知事は、第八条第一項又は第十一条第一項の規定に違反して揚水設備を設置している者に対し、期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限、当該揚水設備の廃止その他違反を是正するために必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

3 第九条第二項及び第三項の規定は、前二項の規定による勧告について準用する。

(緊急時の措置)

第十六条 知事は、地下水を採取したこと又は異常な湧水その他これに準ずる事由による地下水位の異常な低下、地盤の沈下その他の障害の発生により地下水の保全を図るため緊急の必要があると認めるときは、当該障害の発生に影響を及ぼすと認められる区域において揚水設備を設置する者の全部又は一部に対し、期間又は期限を定めて、当該揚水設備を用いた地下水の採取の停止、当該揚水設備を用いて採取する地下水の水量の制限その他の地下水の保全上必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

(報告の徴収及び立入検査)

第十七条 知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、揚水設備を設置する者から必要な報告を求め、又はその職員に、揚水設備を設置する工場、事業所その他の場所に立ち入り、当該揚水設備その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査等をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(地下水涵養の努力義務)

第十八条 揚水設備を設置する者は、地下水の涵養に努めなければならない。

2 揚水機の吐出口の断面積が五十平方センチメートルを超える揚水設備を設置する者は、規則で定めるところにより、地下水の涵養に関する計画を作成し、知事に提出しなければならない。

3 前項の計画を提出した者は、当該計画の内容を変更したときは、規則で定めるところにより、当該変更後の計画を知事に提出しなければならない。

4 知事は、第二項の規定に違反して同項の計画を提出しない者又は前項の規定に違反して同項の変更後の計画を提出しない者に対し、期限を定めて、第二項の計画又は前項の変更後の計画を提出すべきことを勧告することができる。

5 第九条第二項及び第三項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(地下水採取量の定期報告等)

第十九条 前条第二項の揚水設備を設置する者は、規則で定めるところにより、水量を測定するための機器を用いて当該揚水設備により採取した地下水の水量を測定し、その結果について記録を作成しなければならない。

2 前条第二項の揚水設備を設置する者は、毎年一回、規則で定めるところにより、前項の規定による測定の結果を知事に報告しなければならない。

(常時監視)

第二十条 知事は、地下水位の状況を常時監視しなければならない。

2 知事は、前項の規定による常時監視を行うため必要があるときは、揚水設備を設置する者に対し、必要な協力を求めることができる。

3 知事は、毎年一回、第一項の規定による常時監視の結果について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならない。

第三章 水源地域における適正な土地利用の確保

(水源地域の指定)

第二十一条 知事は、森林の存する地域のうち、水源涵養機能の維持及び増進を図るため適正な土地利用を確保することが必要と認められるものを水源地域として指定することができる。

2 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の長の意見を聴くものとする。

3 知事は、水源地域の指定をしようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を告示し、その案を当該告示の日から二週間公衆の縦覧に供するものとする。

4 前項の規定による告示があつたときは、当該告示に係る水源地域の指定をしようとする区域内の土地の所有者その他の利害関係人は、同項に規定する縦覧期間満了の日までに、規則で定めるところにより、縦覧に供された案について、知事に意見書を提出することができる。

5 知事は、前項の規定により縦覧に供された案について異議がある旨の意見書の提出があつたときは、規則で定めるところにより、当該意見書を提出した者の意見の聴取を行うものとする。

6 知事は、水源地域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するとともに、関係市町村の長に通知するものとする。

7 水源地域の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。

8 第二項から前項までの規定は、水源地域の指定の解除及びその区域の変更について準用する。

(所有権等の移転等の事前届出)

第二十二條 土地所有者等は、水源地域内の土地について所有権等の移転又は設定をしようとするときは、当該所有権等の移転又は設定に係る契約（以下「土地売買等の契約」という。）を締結しようとする日の三十日前までに、規則で定めるところにより、次の事項を知事に届け出なければならない。

一 土地売買等の契約の当事者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

二 土地売買等の契約に係る土地の所在及び面積

三 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の種別及び内容

四 土地売買等の契約を締結しようとする日

五 土地売買等の契約に係る土地の所有権等の移転又は設定後における当該土地の利用目的

六 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

2 前項の規定は、土地売買等の契約の当事者の一方又は双方が国又は地方公共団体である場合その他規則で定める場合には、適用しない。

3 第一項の規定による届出をした者は、当該届出の後に同項各号に掲げる事項を変更して土地売買等の契約を締結しようとするときは、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨及びその内容を知事に届け出なければならない。

(市町村長への通知等)

第二十三條 知事は、前条第一項又は第三項の規定による届出があつたときは、その内容を当該届出に係る土地が所在する市町村の長に通知するものとする。

2 知事は、必要があると認めるときは、前条第一項又は第三項の規定による届出に係る土地の利用に関し、関係市町村の長に意見を求めることができる。

(助言)

第二十四條 知事は、第二十二條第一項の規定による届出をした者に対し、当該届出に係る土地の利用について、当該土地及びその周辺の土地（水源地域内のものに限る。）における水源涵養機能の維持及び増進を図るために必要な助言をするものとする。

2 第二十二條第一項の規定による届出をした者は、前項の助言を受けたときは、当該届出に係る土地の所有権等の移転又は設定を受けようとする者に対し、その旨及びその内容を伝達するものとする。

(勧告等)

第二十五條 知事は、土地所有者等が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その者に対し、期限を定めて必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

一 第二十二條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

二 次条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

2 第九條第二項及び第三項の規定は、前項の規定による勧告について準用する。

(報告の徴収及び立入調査)

第二十六條 知事は、この章の規定を施行するために必要な限度において、第二十二條第一項の規定による届出をした者から必要な報告を求め、又はその職員に、当該届出に係る土地に立ち入り、当該届出に係る土地の利用が水源涵養機能に及ぼす影響を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第四章 雑則

(市町村の条例との関係)

第二十七條 知事は、市町村が制定した条例による施策の実施等により、この条例の目的の全部又は一部を達成することができると認めるときは、当該市町村の区域において、この条例の全部又は一部の規定を適用しないこととすることができる。

2 前項の規定により、この条例の規定を適用しないこととする市町村の区域及びこの

条例の規定のうち当該市町村の区域において適用しないこととする規定については、規則で定める。

3 知事は、この条例の目的を達成するため必要があると認めるときは、市町村の長に對し、情報の提供その他の協力を依頼することができる。

(規則への委任)

第二十八条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に關し必要な事項は、規則で定める。

第五章 罰則

(罰則)

第二十九条 第十六条の規定による命令に違反した者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

第三十条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第八条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、揚水設備を設置した者

二 第十条(第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定に違反した者

三 第十一条第一項の規定による届出をしないで、又は虚偽の届出をして、第八条第一項第三号から第六号までに掲げる事項を変更した者

第三十一条 次の各号のいずれかに該当する者は、十万円以下の罰金に処する。

一 第十七条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者

二 第十九条第二項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(両罰規定)

第三十二条 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この条において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にも對しても、各本条の罰金刑を科する。

2 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

附則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第二章、第三章(第二十一条を除く。)及び第五章並びに次項から附則第八項までの規定は、平成二十五年四月一日から施行

する。

(経過措置)

2 前項ただし書に規定する日において現に揚水機の吐出口の断面積が六平方センチメートルを超える揚水設備を設置している者(揚水設備の設置の工事を行っている者を含む。)は、同日から一年以内に、第八条第一項各号に掲げる事項を知事に届け出なければならぬ。

3 第八条第二項の規定は、前項の規定による届出について準用する。

4 附則第二項の規定による届出は、第十一条から第十五条までの規定の適用については、第八条第一項の規定による届出とみなす。

(適用区分)

5 第二十二条の規定は、平成二十五年五月一日以後に土地売買等の契約を締結しようとする土地所有者等について適用する。

(罰則)

6 附則第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

7 法人(法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものを含む。以下この項及び次項において同じ。)の代表者若しくは管理人又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人にも對しても、同項の罰金刑を科する。

8 法人でない団体について前項の規定の適用がある場合には、その代表者又は管理人が、その訴訟行為につき法人でない団体を代表するほか、法人を被告人又は被疑者とする場合の刑事訴訟に關する法律の規定を準用する。

山梨県職業訓練に關する基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十六号

山梨県職業訓練に關する基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号。以下「法」という。)の規定に基づき、職業訓練に關する基準等を定めるものとする。

(公共職業能力開発施設以外の施設に對して行うことができる職業訓練)

第二条 法第十五条の六第一項ただし書の条例で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する職業訓練とする。

- 一 主として知識を習得するために行われる職業訓練であること。
- 二 短期課程の普通職業訓練に準ずる職業訓練であること。
- 三 その教科の全ての科目について簡易な設備を使用して行うことができる職業訓練であること。

(公共職業能力開発施設の行う職業訓練とみなすことができる職業訓練)

第三条 法第十五条の六第三項の条例で定める職業訓練は、職業を転換しようとする労働者等に対する迅速かつ効果的な職業訓練とする。

(普通課程の訓練基準)

第四条 普通課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)による高等学校を卒業した者(第六条第一号において「高等学校卒業生」という。)若しくは同法による中等教育学校を卒業した者(同号において「中等教育学校卒業生」という。)又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
- 二 教科 その科目が将来多様な技能及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
- 三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導及び面接指導を行うこと。
- 四 訓練期間 一年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年以上四年以下の期間内で当該訓練を適切に行うことができると認められる期間とすることができる。
- 五 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、教科の科目ごとの訓練時間を合計した時間(次条第五号、第六条第四号及び第七条第五号において「総訓練時間」という。)が千四百時間以上であること。ただし、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年につきおおむね七百時間とすることができる。
- 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- 七 訓練生の数 訓練を行う一単位につき五十人以下であること。
- 八 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。
- 九 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。ただし、最終の回の試験は、法第二十一条第一項(法第二十六条の二において準用

する場合を含む。)の技能照査をもって代えることができる。

(短期課程の訓練基準)

第五条 短期課程の普通職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 訓練の対象者 職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。
 - 二 教科 その科目が職業に必要な技能(高度の技能を除く。)及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - 三 訓練の実施方法 通信の方法によっても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。
 - 四 訓練期間 六月(訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合にあっては、一年)以下の適切な期間であること。
 - 五 訓練時間 総訓練時間が十二時間(管理者又は監督者としての職務に従事しようとする者又は従事している者を対象とする訓練にあっては、十時間)以上であること。
 - 六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。
- (専門課程の訓練基準)
- 第六条** 専門課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
- 一 訓練の対象者 高等学校卒業生若しくは中等教育学校卒業生又はこれらと同等以上の学力を有すると認められる者であること。
 - 二 教科 次のとおりとする。
 - イ その科目が将来職業に必要な高度の技能(専門的かつ応用的な技能を除く。)及びこれに関する知識を有する労働者となるために必要な基礎的な技能及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。
 - ロ その科目が学校教育法による高等学校及び中等教育学校の後期課程で生徒が履修する科目に配慮したものであること。
 - 三 訓練期間 二年であること。ただし、訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難しい場合には、一年を超えない範囲内で当該期間を延長することができる。
 - 四 訓練時間 一年につきおおむね千四百時間であり、かつ、総訓練時間が二千八百

時間以上であること。

五 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

六 訓練生の数 訓練を行う一単位につき四十人以下であること。

七 職業訓練指導員 訓練生の数、訓練の実施に伴う危険の程度及び指導の難易に応じた適切な数であること。この場合において、次のいずれかに該当する者を一人以上配置するものであること。

イ 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号。第九条において「省令」という。）第四十八条の第二項第一号若しくは第二号に該当する者又は同項第三号に該当する者で研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

ロ 研究所、試験所等に十年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

ハ 厚生労働大臣が定める職業訓練施設において指導の経験を有する者であつて、特に優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 試験 学科試験及び実技試験に区分し、訓練期間一年以内ごとに一回行うこと。

（専門短期課程の訓練基準）

第七条 専門短期課程の高度職業訓練に係る法第十九条第一項の条例で定める基準は、次の各号に掲げる事項の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

一 訓練の対象者 職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得しようとする者であること。

二 教科 その科目が職業に必要な高度の技能（専門的かつ応用的な技能を除く。）及びこれに関する知識を習得させるために適切と認められるものであること。

三 訓練の実施方法 通信の方法によつても行うことができること。この場合には、適切と認められる方法により添削指導を行うほか、必要に応じて面接指導を行うこと。

四 訓練期間 六月（訓練の対象となる技能及びこれに関する知識の内容、訓練の実施体制等によりこれにより難い場合にあつては、一年）以下の適切な期間であること。

五 訓練時間 総訓練時間が十二時間以上であること。

六 設備 教科の科目に応じ当該科目の訓練を適切に行うことができると認められるものであること。

（無料とする職業訓練）

第八条 法第二十三条第一項第三号の条例で定める職業訓練は、職業能力開発校において

て行う、職業の転換を必要とし、又は新たな職業に就こうとする求職者（職業能力の開発及び向上を図ろうとする障害者を含む。）に対する短期課程（職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのものに限る。）の普通職業訓練とする。

（普通職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第九条 法第二十八条第一項の条例で定める者は、同項に規定する都道府県知事の免許を受けた者又は次の各号のいずれかに該当する者（職業訓練指導員免許を受けた者及び職業訓練指導員試験において学科試験のうち指導方法に合格した者以外の者）であつては、省令第三十九条第一号の講習を修了した者に限る。）とする。

一 法第二十八条第一項に規定する職業訓練に係る教科（以下この条において「教科」という。）に関し、応用課程の高度職業訓練を修了した者で、その後一年以上の実務の経験を有するもの

二 教科に関し、専門課程の高度職業訓練を修了した者で、その後三年以上の実務の経験を有するもの

三 教科に関し、学校教育法による大学を卒業した者で、その後四年以上の実務の経験を有するもの

四 教科に関し、学校教育法による短期大学又は高等専門学校を卒業した者で、その後五年以上の実務の経験を有するもの

五 教科に関し、省令第四十六条の規定による職業訓練指導員試験の免除を受けることができる者

六 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働大臣が定める者

（高度職業訓練における職業訓練指導員の資格）

第十条 法第三十条の第二項の条例で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

一 博士若しくは修士の学位（外国において授与されたことに該当する学位を含む。）を有する者若しくは応用研究課程若しくは研究課程の指導員訓練を修了した者又は研究上の業績がこれらの者に準ずる者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

二 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、教授又はこれに相当する職員としての経歴を有する者

三 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、准教授、専任講師又はこれらに相当する職員

としての経歴を有する者
 四 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

五 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、三年以上、助手又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

六 研究所、試験所等に五年以上在職し、研究上の業績があり、かつ、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められる者

七 三年以上、教育訓練に関する指導の経験を有する者であつて、優れた技能又は専門的な知識を有すると認められるもの

八 十年以上（長期課程の指導員訓練を修了した者又は学士の学位（外国において授与されたこれに該当する学位を含む。）を有する者にあつては、五年以上）の実務の経験を有する者であつて、教育訓練に関し適切に指導することができる能力を有すると認められるもの

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

山梨県道の構造基準等を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十七号

山梨県道の構造基準等を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、道路法（昭和二十七年法律第八十号。以下「法」という。）第三十条第三項、第四十五条第三項及び第四十八条の三の規定に基づき、県道を新設し、又は改築する場合における道路の構造の技術的基準及び道路等との交差の方式を立体交差とすることを要しない場合並びに道路標識等の寸法を定めるものとする。

(道路の区分)

第二条 道路は、次の表に定めるところにより、第一種から第四種までに区分するものとする。

自動車専用道路又はその他の道路の別	道路の存する地域	
	地方部	都市部
自動車専用道路	第一種	第二種
その他の道路	第三種	第四種

2 第一種の道路は、第一号の表に定めるところにより第二級から第四級までに、第二種の道路は、第二号の表に定めるところにより第一級又は第二級に、第三種の道路は、第三号の表に定めるところにより第二級から第五級までに、第四種の道路は、第四号の表に定めるところにより第一級から第四級までに、それぞれ区分するものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、該当する級が第一種第四級、第二種第二級、第三種第五級又は第四種第四級である場合を除き、該当する級の一級下の級に区分することができる。

一 第一種の道路

道路の存する地域の地形	計画交通量（単位 一日につき台）	
	二〇、〇〇〇以上	二〇、〇〇〇未満
平地部	第二級	第三級
山地部	第三級	第四級

二 第二種の道路

道路の存する地区	道路の存する地区	
	第一級	第二級
区分	第一級	第二級
	大都市の都心部以外の地区	大都市の都心部

三 第三種の道路

道路の存する地域の地形	計画交通量（単位 一日につき台）
-------------	------------------

第四種			第三種				第二種			第一種					
第二級及び第三級		第一級	第四級	第三級		第二級		第二級		第一級		第四級		第三級	第二級
普通道路	小型道路	普通道路		小型道路	普通道路										
三	二・七五	三・二五	二・七五	二・七五	三	二・七五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三	三・二五	三・二五	三・二五	三・五

					<p>5 第三種第五級又は第四種第四級の普通道路の車道の幅員は、四メートルとするものとする。ただし、当該普通道路の計画交通量が極めて少なく、かつ、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合又は第三十六条の規定により車道に狭窄部を設ける場合においては、三メートルとすることができる。</p> <p>(車線の分離等)</p> <p>第五条 第一種又は第二種の道路(対向車線を設けない道路を除く。以下この条において同じ。)の車線は、往復の方向別に分離するものとする。車線の数が四以上であるその他の道路について、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においても、同様とする。</p> <p>2 前項前段の規定にかかわらず、車線の数(登坂車線、屈折車線及び変速車線の数を除く。以下この条において同じ。)が三以下である第一種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、その車線を往復の方向別に分離しないことができる。</p> <p>3 車線を往復の方向別に分離するため必要があるときは、中央帯を設けるものとする。</p> <p>4 中央帯の幅員は、当該道路の区分に応じ、次の表の中央帯の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の中央帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。</p>				
区分					中央帯の幅員(単位 メートル)				
第一種		第二種							
第一級	第二級	第一級	第二級	第三級	第四級	第一級	第二級	第三級	第四級
四・五	二	三	一・五	三	一・七五	二・二五	一・五	一・二五	一・七五

小型道路 二・七五

第三種			第二級	一・七五	一
第四種			第一級	一	
第三級	第二級	第一級	第四級		

5 中央帯には、側帯を設けるものとする。
 6 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値とするものとする。ただし、第四項ただし書の規定により中央帯の幅員を縮小する道路又は箇所については、同表の中央帯に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	第一種			中央帯に設ける側帯の幅員(単位 メートル)
	第二級	第三級	第四級	〇・七五
第二種	〇・五			〇・二五
	第三級	第二級	第四級	〇・二五

第四種			第一級	〇・二五
第三級	第二級	第一級		

7 中央帯のうち側帯以外の部分(以下「分離帯」という。)には、柵その他これに類する工作物を設け、又は側帯に接続して縁石線を設けるものとする。
 8 分離帯に路上施設を設ける場合においては、当該中央帯の幅員は、道路構造令(昭和四十五年政令第三百二十号。以下「政令」という。)第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

9 同方向の車線の数が一である第一種の道路の当該車線の属する車道には、必要に応じ、付加追越車線を設けるものとする。

(副道)
第六条 車線(登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。)の数が四以上である第三種又は第四種の道路には、必要に応じ、副道を設けるものとする。
 2 副道の幅員は、四メートルを標準とするものとする。

(路肩)
第七条 道路には、車道に接続して、路肩を設けるものとする。ただし、中央帯又は停車帯を設ける場合においては、この限りでない。

2 車道の左側に設ける路肩の幅員は、当該道路の歩行者及び自転車の交通の状況を考慮して定めるものとし、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、付加追越車線、登坂車線若しくは変速車線を設ける箇所、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

区分	第一種		車道の左側に設ける路肩の幅員 (単位 メートル)
	第二級	普通道路	
第二種	第一級	普通道路	一・七五
	第二級	小型道路	一・二五

第四種	第二種		第三種		第二級及び第四級	
	第五級	第二級から第四級まで		小型道路	普通道路	普通道路
〇・五	〇・五	〇・五	〇・七五	一	一・二五	一・七五
			〇・五			一・二五

3 前項の規定にかかわらず、車線を往復の方向別に分離する第一種の道路であって同方向の車線の数が一であるものの当該車線の属する車道の左側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、普通道路のうち、長さ百メートル以上のトンネル、長さ五十メートル以上の橋若しくは高架の道路又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所であって、大型の自動車の交通量が少ないものについては、同表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

第四級	第二級及び第三級		区分 車道の左側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
	普通道路	小型道路	
二・五	一・二五	二・五	一・七五
二			

4 車道の右側に設ける路肩の幅員は、道路の区分に応じ、次の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値以上とするものとする。

小型道路	一・二五
------	------

第四種	第三種	第二種	第一種		区分 車道の右側に設ける路肩の幅員（単位メートル）
			第三級及び第四級	第二級	
〇・五	〇・五	〇・五	〇・七五	〇・七五	一・二五
			〇・五	〇・七五	

5 普通道路のトンネルの車道に接続する路肩（第三項本文に規定する路肩を除く。）又は小型道路のトンネルの車道の左側に設ける路肩（同項本文に規定する路肩を除く。）の幅員は、第一種第二級の道路にあつては一メートルまで、第一種第三級又は第四級の道路にあつては〇・七五メートルまで、第三種（第五級を除く。）の普通道路にあつては〇・五メートルまで縮小することができる。

6 副道に接続する路肩については、第二項の表第三種の項車道の左側に設ける路肩の幅員の欄の上欄中「〇・七五」とあるのは、「〇・五」とし、第二項ただし書の規定は、適用しない。

- 7 歩道、自転車道又は自転車歩行者道を設ける道路にあつては、道路の主要構造部を保護し、又は車道の効用を保つために支障がない場合においては、車道に接続する路肩を設けず、又はその幅員を縮小することができる。
- 8 第一種又は第二種の道路の車道に接続する路肩には、側帯を設けるものとする。
- 9 前項の側帯の幅員は、道路の区分に応じ、普通道路にあつては次の表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の上欄に掲げる値と、小型道路にあつては〇・二五メートルとする。ただし、普通道路のトンネルの車道に接続する路肩に設ける側帯の幅員は、同表の路肩に設ける側帯の幅員の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分	第一種			路肩に設ける側帯の幅員(単位 メートル)
	第二級	第三級	第四級	
第二種	第一級	〇・五	〇・二五	〇・五
	第二級	〇・五		

- 10 道路の主要構造部を保護するため必要がある場合においては、歩道、自転車道又は自転車歩行者道に接続して、路端寄りに路肩を設けるものとする。
- 11 車道に接続する路肩に路上施設を設ける場合においては、当該路肩の幅員については、第二項の表の車道の左側に設ける路肩の幅員の欄又は第四項の表の車道の右側に設ける路肩の幅員の欄に掲げる値に当該路上施設を設けるのに必要な値を加えてこれらの規定を適用するものとする。

(停車帯)

第八条 第四種(第四級を除く。)の道路には、自動車の停車により車両の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、車道の左端寄りに停車帯を設けるものとする。

- 2 停車帯の幅員は、二・五メートルとするものとする。ただし、自動車の交通量のうち大型の自動車の交通量の占める割合が低いと認められる場合その他交通に及ぼす支障が少ないと認められる場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

る。

(軌道敷)

第九条 軌道敷の幅員は、軌道の単線又は複線の別に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

単線又は複線の別	軌道敷の幅員(単位 メートル)
単線	三
複線	六

(自転車道)

第十条 自動車及び自転車の交通量が多い第三種又は第四種の道路には、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 2 自転車の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路又は自動車及び歩行者の交通量が多い第三種若しくは第四種の道路(前項に規定する道路を除く。)には、安全かつ円滑な交通を確保するため自転車の通行を分離する必要がある場合においては、自転車道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 自転車道の幅員は、二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 自転車道に路上施設を設ける場合においては、当該自転車道の幅員は、政令第十二条の建築限界を勘案して定めるものとする。

5 自転車道の幅員は、当該道路の自転車の交通の状況を考慮して定めるものとする。

(自転車歩行者道)

第十一条 自動車の交通量が多い第三種又は第四種の道路(自転車道を設ける道路を除く。)には、自転車歩行者道を道路の各側に設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 自転車歩行者道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては四メートル以上、その他の道路にあつては三メートル以上とするものとする。

3 横断歩道橋若しくは地下横断歩道(以下「横断歩道橋等」という。)又は路上施設を設ける自転車歩行者道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等

を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

4 自転車歩行者道の幅員は、当該道路の自転車及び歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

5

自転車歩行者道は、歩行者及び自転車が安全かつ円滑に通行することができる構造とするものとする。

(歩道)

第十二条 第四種（第四級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く）、歩行者の交通量が多い第三種（第五級を除く。）の道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）又は自転車道を設ける第三種若しくは第四種第四級の道路には、その各側に歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 第三種又は第四種第四級の道路（自転車歩行者道を設ける道路及び前項に規定する道路を除く。）には、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、歩道を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

3 歩道の幅員は、歩行者の交通量が多い道路にあつては三・五メートル以上、その他の道路にあつては二メートル以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一・五メートルまで縮小することができる。

4 横断歩道橋等又は路上施設を設ける歩道の幅員については、前項に規定する幅員の値に横断歩道橋等を設ける場合にあつては三メートル、ベンチの上屋を設ける場合にあつては二メートル、並木を設ける場合にあつては一・五メートル、ベンチを設ける場合にあつては一メートル、その他の場合にあつては〇・五メートルを加えて同項の規定を適用するものとする。ただし、第三種第五級又は第四種第四級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

5 歩道の幅員は、当該道路の歩行者の交通の状況を考慮して定めるものとする。

6 歩道は、歩行者及び自転車が安全かつ円滑に通行することができる構造とするものとする。

(歩道の滞留の用に供する部分)

第十三条 歩道、自転車歩行者道、自転車歩行者専用道路又は歩行者専用道路には、横断歩道、乗合自動車停車所等に係る歩行者の滞留により歩行者又は自転車の安全かつ円滑な通行が妨げられないようにするため必要がある場合においては、主として歩行者の滞留の用に供する部分を設けるものとする。

(積雪地域に存する道路の中央帯等の幅員)

第十四条 積雪地域に存する道路の中央帯、路肩、自転車歩行者道及び歩道の幅員は、除雪を勘案して定めるものとする。

(植樹帯)

第十五条 第四種第一級及び第二級の道路には、植樹帯を設けるものとし、その他の道路には、必要に応じ、植樹帯を設けるものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 植樹帯の幅員は、一・五メートルを標準とするものとする。

3 次に掲げる道路の区間に設ける植樹帯の幅員は、当該道路の構造及び交通の状況、沿道の土地利用の状況並びに良好な道路交通環境の整備又は沿道における良好な生活環境の確保のため講じられる他の措置を総合的に勘案して特に必要があると認められる場合には、前項の規定にかかわらず、その事情に応じ、同項の規定により定められるべき値を超える適切な値とするものとする。

一 都心部又は景勝地を通過する幹線道路の区間

二 相当数の住居が集合し、又は集合することが確実と見込まれる地域を通過する幹線道路の区間

三 景観法（平成十六年法律第百十号）第八条第二項第四号ロに規定する景観重要公共施設である道路の区間

4 植樹帯の植栽に当たっては、地域の特性、眺望への影響等を考慮して、樹種の選定、樹木の配置等を適切に行うものとする。

(設計速度)

第十六条 道路（副道を除く。）の設計速度は、道路の区分に応じ、次の表の設計速度の欄の上欄に掲げる値とする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の設計速度の欄の下欄に掲げる値とすることができる。

区分		設計速度（単位 一時間につきキロメートル）
第一種	第二種	
第三級	一〇〇	八〇
		六〇

第四種	第四級	六〇	五〇
	第一級	八〇	六〇
第三種	第二級	六〇	五〇又は四〇
	第二級	六〇	五〇又は四〇
第四級	第三級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第四級	五〇、四〇又は三〇	二〇
第五級	第四級	四〇、三〇又は二〇	
	第五級	六〇	五〇又は四〇
第二級	第二級	六〇、五〇又は四〇	三〇
	第三級	五〇、四〇又は三〇	二〇
第四級	第四級	四〇、三〇又は二〇	
	第五級	六〇	五〇又は四〇

2 副道の設計速度は、一時間につき、四十キロメートル、三十キロメートル又は二十キロメートルとする。

(車道の屈曲部)

第十七条 車道の屈曲部は、曲線形とするものとする。ただし、緩和区間(車両の走行を円滑ならしめるために車道の屈曲部に設けられる一定の区間をいう。以下同じ)又は第三十六条の規定により設けられる屈曲部については、この限りでない。

(曲線半径)

第十八条 車道の屈曲部のうち緩和区間を除いた部分(第二十条及び第二十一条第二項において「車道の曲線部」という。)の中心線の曲線半径(以下「曲線半径」という。)は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の曲線半径の欄の上欄に掲げる値以上とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所につい

ては、同表の曲線半径の欄の下欄に掲げる値まで縮小することができる。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	曲線半径(単位 メートル)
一〇〇	四六〇
八〇	二八〇
六〇	一五〇
五〇	一〇〇
四〇	六〇
三〇	三〇
二〇	一五

(曲線部の片勾配)

第十九条 車道、中央帯(分離帯を除く。)及び車道に接続する路肩の曲線部には、曲線半径が極めて大きい場合を除き、当該道路の区分及び当該道路の存する地域の積雪寒冷の度に応じ、かつ、当該道路の設計速度、曲線半径、地形の状況等を勘案し、次の表の最大片勾配の欄に掲げる値(第三種の道路で自転車道等(自転車道又は自転車歩行者道をいう。以下同じ。)を設けないものにあつては、六パーセント)以下で適切な値の片勾配を付するものとする。ただし、第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別な理由によりやむを得ない場合においては、片勾配を付さないことができる。

区分	道路の存する地域	最大片勾配(単位 パーセント)
第一種、第二種及び第三種	積雪寒冷地域	六
	積雪寒冷の度がはなはだしい地域	

第四種	その他の地域	
	一〇	八
六		

(曲線部の車線等の拡幅)

第二十條 車道の曲線部においては、設計車両(政令第四條第二項に規定する設計車両をいう。)及び当該曲線部の曲線半径に応じ、車線(車線を有しない道路にあつては、車道)を適切に拡幅するものとする。ただし、第二種、第三種及び第四種の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(緩和区間)

第二十一條 車道の屈曲部には、緩和区間を設けるものとする。ただし、第三種及び第四種の道路の車道の屈曲部にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 車道の曲線部において片勾配を付し、又は拡幅をする場合においては、緩和区間においてすりつけをするものとする。

3 緩和区間の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(前項の規定によるすりつけに必要な長さが同欄に掲げる値を超える場合においては、当該すりつけに必要な長さ)以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	緩和区間の長さ(単位 メートル)
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五

三〇	二五
二〇	二〇

(視距等)

第二十二條 視距は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)	視距(単位 メートル)
一〇〇	一六〇
八〇	一一〇
六〇	七五
五〇	五五
四〇	四〇
三〇	三〇
二〇	二〇

2 車線の数が二である道路(対向車線を設けない道路を除く。)においては、必要に応じ、自動車が増越しを行うのに十分な見通しの確保された区間を設けるものとする。

(縦断勾配)

第二十三條 車道の縦断勾配は、道路の区分及び道路の設計速度に応じ、次の表の縦断勾配の欄の上欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同表の縦断勾配の欄の下欄に掲げる値以下とすることができる。

第四種	第一種、第二種及び第三種														区分
	普通道路							小型道路	普通道路						
六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	八〇	一〇〇	設計速度(単位 一時間につきキロメートル)
五	一一	一一	一〇	九	八	七	四	九	八	七	六	五	四	三	縦断勾配(単位 パーセント)
七							六	一一	一一	一〇	九	八	七	六	

(登坂車線)

第二十四条 普通道路の縦断勾配が五パーセント(設計速度が一時間につき百キロメートルである第一種第二級の道路にあつては、三パーセント)を超える車道には、必要に応じ、登坂車線を設けるものとする。

2 登坂車線の幅員は、三メートルとするものとする。ただし、第三種第四級の道路にあつては、二・七五メートル以上とするものとする。

(縦断曲線)

第二十五条 車道の縦断勾配が変移する箇所には、縦断曲線を設けるものとする。

2 縦断曲線の半径は、当該道路の設計速度及び当該縦断曲線の曲線形に応じ、次の表の縦断曲線の半径の欄に掲げる倍以上とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき六十キロメートルである第四種第一級の道路にあつては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、凸形縦断曲線の半径を千メートルまで縮小することができる。

					小型道路				
二〇	三〇	四〇	五〇	六〇	二〇	三〇	四〇	五〇	
一一	一一	一〇	九	八	九	八	七	六	
					一一	一〇	九	八	

設計速度(単位 一時間につきキロメートル)

縦断曲線の曲線形

縦断曲線の半径(単位メートル)

縦断曲線の半径(単位メートル)

一〇〇	凸形曲線	六、五〇〇
八〇	凹形曲線	三、〇〇〇
八〇	凸形曲線	三、〇〇〇
六〇	凹形曲線	二、〇〇〇
六〇	凸形曲線	一、四〇〇
五〇	凹形曲線	一、〇〇〇
五〇	凸形曲線	八〇〇
四〇	凹形曲線	七〇〇
四〇	凸形曲線	四、五〇
三〇	凹形曲線	四、五〇
三〇	凸形曲線	二、五〇
二〇	凹形曲線	二、五〇
二〇	凸形曲線	一、〇〇
	凹形曲線	一、〇〇

3 縦断曲線の長さは、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とするものとする。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）

縦断曲線の長さ（単位 メートル）

（舗装）	トル
一〇〇	八五
八〇	七〇
六〇	五〇
五〇	四〇
四〇	三五
三〇	二五
二〇	二〇

第二十六条 車道、中央帯（分離帯を除く）、車道に接続する路肩、自転車道等及び歩道は、舗装するものとする。ただし、交通量が極めて少ない等特別の理由がある場合においては、この限りでない。

2 車道及び側帯の舗装は、その設計に用いる自動車の輪荷重の基準を四十九キロニュートンとし、計画交通量、自動車の重量、路床の状態、気象状況等を勘案して、自動車の安全かつ円滑な交通を確保することができるものとして政令第二十三条第二項の国土交通省令で定める基準に適合する構造とするものとする。ただし、自動車の交通量が少ない場合その他の特別の理由がある場合においては、この限りでない。

3 道路（トンネルを除く）の舗装は、当該道路の存する地域、沿道の土地利用、自動車の交通の状況、道路の構造、気象状況及び周辺の景観との調和に配慮した構造及び色彩とするものとする。

（横断勾配）

第二十七条 車道、中央帯（分離帯を除く）及び車道に接続する路肩には、片勾配を付する場合を除き、路面の種類に応じ、次の表の下欄に掲げる値を標準として横断勾配を付するものとする。

路面の種類

横断勾配（単位 パーセント）

前条第二項に規定する基準に適合する舗装道	一・五以上 二以下
その他	三以上 五以下

2 歩道又は自転車道等には、一パーセント以下の横断勾配を付するものとする。ただし、雨水を道路の路面下に円滑に浸透させることができる構造の舗装としない場合には、一パーセントを超え二パーセント以下とするものとする。

3 前項ただし書に規定する構造の舗装道（歩道及び自転車歩行者道を除く。）にあっては、気象状況等を勘案して路面の排水に支障がない場合においては、横断勾配を付さず、又は縮小することができる。

(合成勾配)

第二十八条 合成勾配（縦断勾配と片勾配又は横断勾配とを合成した勾配をいう。以下この条において同じ。）は、当該道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以下とするものとする。ただし、設計速度が一時間につき三十キロメートル又は二十キロメートルの道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、十二・五パーセント以下とすることができる。

設計速度（単位 一時間につきキロメートル）	合成勾配（単位 パーセント）
一〇〇	一〇
八〇	一〇・五
六〇	
五〇	一一・五
四〇	
三〇	

二〇

2 積雪寒冷の度がはなはだしい地域に存する道路にあっては、合成勾配は、八パーセント以下とするものとする。

(排水施設)

第二十九条 道路には、排水のため必要がある場合においては、側溝、街渠、集水ますその他の適当な排水施設を設けるものとする。

(平面交差又は接続)

第三十条 道路は、駅前広場等特別の箇所を除き、同一箇所において同一平面で五以上交差させてはならない。

2 道路が同一平面で交差し、又は接続する場合においては、必要に応じ、屈折車線、変速車線若しくは交通島を設け、又は隅角部を切り取り、かつ、適当な見通しができるとするものとする。

3 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該部分の車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の幅員は、第三種第二級又は第四種第一級の普通道路にあっては三メートルまで、第三種第三級又は第四種第二級若しくは第三級の普通道路にあっては二・七五メートルまで、第三種又は第四種の小型道路にあっては二・五メートルまで縮小することができる。ただし、第三種第二級及び第三級の普通道路並びに第三種の小型道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合に限る。

4 屈折車線及び変速車線の幅員は、普通道路にあっては三メートル、小型道路にあっては二・五メートルを標準とするものとする。

5 屈折車線又は変速車線を設ける場合においては、当該道路の設計速度に応じ、適切にすりつけをするものとする。

(立体交差)

第三十一条 車線（登坂車線、屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である普通道路が相互に交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。ただし、交通の状況により不適当なとき又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ないときは、この限りでない。

2 車線（屈折車線及び変速車線を除く。）の数が四以上である小型道路が相互に交差する場合及び普通道路と小型道路が交差する場合には、当該交差の方式は、立体交差とするものとする。

3 道路を立体交差とする場合には、必要に応じ、交差する道路を相互に連結する道路（次項において「連結路」という。）を設けるものとする。

4 連結路については、第四条から第七条まで、第十六条、第十八条、第十九条、第二十一条から第二十三条まで、第二十五条及び第二十八条の規定並びに政令第十二条の規定は、適用しない。
(立体交差とすることを要しない場合)

第三十二条 法第四十八条の三ただし書に規定する条例で定める立体交差とすることを要しない場合は、次に掲げるものとする。

- 一 当該交差が一時的である場合
- 二 立体交差とすることによって増加する工事の費用が、これによって生ずる利益を著しく超える場合

(鉄道等との平面交差)

第三十三条 道路が鉄道又は軌道法（大正十年法律第七十六号）による新設軌道（以下この条において「鉄道等」という。）と同一平面で交差する場合には、その交差する道路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 交差角は、四十五度以上とすること。
- 二 踏切道の両側からそれぞれ三十メートルまでの区間は、踏切道を含めて直線とし、その区間の車道の縦断勾配は、二・五パーセント以下とすること。ただし、自動車の交通量が極めて少ない箇所又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない箇所については、この限りでない。
- 三 見通し区間の長さ（線路の最縁端軌道の中心線と車道の中心線との交点から、軌道の外方車道の中心線上五メートルの地点における一・二メートルの高さにおいて見通すことができる軌道の中心線上当該交点からの長さをいう。）は、踏切道における鉄道等の車両の最高速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値以上とすること。ただし、踏切遮断機その他の保安設備が設置される箇所又は自動車の交通量及び鉄道等の運転回数が極めて少ない箇所については、この限りでない。

踏切道における鉄道等の車両の最高速度 (単位 一時間につきキロメートル)	見通し区間の長さ(単位 メートル)
五〇未満	一一〇
五〇以上七〇未満	一六〇
七〇以上八〇未満	二〇〇

八〇以上九〇未満	二二〇
九〇以上一〇〇未満	二六〇
一〇〇以上一一〇未満	三〇〇
一一〇以上	三五〇

(待避所)

第三十四条 第三種第五級の道路には、次に定めるところにより、待避所を設けるものとする。ただし、交通に及ぼす支障が少ない道路である場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

- 一 待避所相互間の距離は、三百メートル以内とすること。
- 二 待避所相互間の道路の大部分が待避所から見通すことができること。
- 三 待避所の長さは、二十メートル以上とし、その区間の車道の幅員は、五メートル以上とすること。

(交通安全施設)

第三十五条 交通事故の防止を図るため必要がある場合においては、横断歩道橋等、柵、照明施設、視線誘導標、緊急連絡施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項の施設は、第三条の基本理念に基づき、設置される場所等に配慮した形態及び色彩とするものとする。

3 照明施設には、規則で定める光源を使用するものとする。

(凸部、狭窄部等)

第三十六条 第四種第四級の道路又は主として近隣に居住する者の利用に供する第三種第五級の道路には、自動車減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保する必要がある場合においては、車道及びこれに接続する路肩の路面に凸部を設置し、又は車道に狭窄部若しくは屈曲部を設けるものとする。

(乗合自動車の停留所等に設ける交通島)

第三十七条 自転車道、自転車歩行者道又は歩道に接続しない乗合自動車の停留所又は路面電車（道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第二条第一項第十三号に規定する路面電車をいう。）の停留場には、必要に応じ、交通島を設けるものとする。

(自動車駐車場等)

第三十八条 安全かつ円滑な交通を確保し、又は公衆の利便に資するため必要がある場

合においては、自動車駐車場、自転車駐車場、乗合自動車停車所、非常駐車帯その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

(防雪施設その他の防護施設)

第三十九条 雪崩、飛雪又は積雪により交通に支障を及ぼすおそれがある箇所には、雪覆工、流雪溝、融雪施設その他これらに類する施設で規則で定めるものを設けるものとする。

2 前項に規定する場合を除くほか、落石、崩壊、波浪等により交通に支障を及ぼし、又は道路の構造に損傷を与えるおそれがある箇所には、柵、擁壁その他の適当な防護施設を設けるものとする。

3 第三十五条第二項の規定は、前二項の施設について準用する。

(トンネル)

第四十条 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の計画交通量及びトンネルの長さに応じ、適当な換気施設を設けるものとする。

2 トンネルには、安全かつ円滑な交通を確保するため必要がある場合においては、当該道路の設計速度等を勘案して、適当な照明施設を設けるものとする。

3 トンネルにおける車両の火災その他の事故により交通に危険を及ぼすおそれがある場合においては、必要に応じ、通報施設、警報施設、消火施設その他の非常用施設を設けるものとする。

(橋、高架の道路等)

第四十一条 橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路は、鋼構造、コンクリート構造又はこれらに準ずる構造とするものとする。

2 第三十五条第二項の規定は、前項の施設について準用する。

3 前二項に規定するものほか、橋、高架の道路その他これらに類する構造の道路の構造の基準に関し必要な事項は、規則で定める。

(附帯工事等の特例)

第四十二条 道路に関する工事により必要を生じた他の道路に関する工事を施行し、又は道路に関する工事以外の工事により必要を生じた道路に関する工事を施行する場合において、第三条から前条までの規定（第七条、第十六条、第十七条、第二十七条、第二十九条、第三十五条及び第三十九条を除く。）による基準並びに政令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項及び第三項による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(区分が変更される道路の特例)

第四十三条 県道の区域を変更し、当該変更に係る部分を市町村道とする計画がある場

合において、当該県道を当該市町村道とすることにより第二条第二項の規定による区分が変更されることとなるときは、同条第四項及び第五項、第四条、第五条第一項、第四項及び第六項、第七条第二項から第六項まで、第九項及び第十一項、第八条第一項、第十一条第三項、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十五条第一項、第十六条第一項、第十九条、第二十条、第二十一条第一項、第二十三条、第二十五条第二項、第二十六条第三項、第三十条第三項、第三十四条並びに第三十六条の規定並びに政令第四条及び第十二条の規定の適用については、当該変更後の区分を当該市町村道の区分とみなして、当該部分の存する市町村が法第三十条第三項の規定に基づき条例で定める市町村道の構造の技術的基準を適用する。

(小区間改築の場合の特例)

第四十四条 道路の交通に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合（次項に規定する改築を行う場合を除く。）において、これに隣接する他の区間の道路の構造が、第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第十八条から第二十五条まで、第二十六条第三項並びに第二十八条の規定による基準に適合していないためこれらの規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

2 道路の交通の安全の保持に著しい支障がある小区間について応急措置として改築を行う場合において、当該道路の状況等からみて第四条、第五条第四項から第六項まで、第六条、第七条第二項、第八条、第九条、第十条第三項、第十一条第二項及び第三項、第十二条第三項及び第四項、第十五条第二項及び第三項、第二十二條第一項、第二十四条第二項、第二十六条第三項、次条第一項及び第二項並びに第四十六条第一項の規定による基準をそのまま適用することが適当でないとき、これらの規定による基準によらないことができる。

(自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路)

第四十五条 自転車専用道路の幅員は三メートル以上とし、自転車歩行者専用道路の幅員は四メートル以上とするものとする。ただし、自転車専用道路にあっては、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二・五メートルまで縮小することができる。

2 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路には、その各側に、当該道路の部分として、幅員〇・五メートル以上の側方余裕を確保するための部分を設けるものとする。

3 自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該自転車専用道路又は自転車歩行者専用道路の幅員は、政令第三十九条第四項の建築

限界を勘案して定めるものとする。

4 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、自転車及び歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

5 自転車専用道路及び自転車歩行者専用道路については、第二条から第四十三条まで及び前条第一項の規定（自転車歩行者専用道路にあっては、第十三条を除く。）並びに政令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（歩行者専用道路）

第四十六条 歩行者専用道路の幅員は、当該道路の存する地域及び歩行者の交通の状況を勘案して、二メートル以上とするものとする。

2 歩行者専用道路に路上施設を設ける場合においては、当該歩行者専用道路の幅員は、政令第四十条第三項の建築限界を勘案して定めるものとする。

3 歩行者専用道路の線形、勾配その他の構造は、歩行者が安全かつ円滑に通行することができるものでなければならない。

4 歩行者専用道路については、第二条から第十二条まで、第十四条から第四十三条まで及び第四十四条第一項の規定並びに政令第四条、第十二条並びに第三十五条第二項及び第三項の規定は、適用しない。

（道路標識等の寸法）

第四十七条 県道に設置する道路標識の寸法並びに当該道路標識に表示する文字（数字を含む。）及び記号の寸法は、別表のとおりとする。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

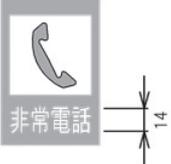
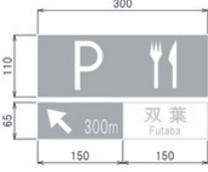
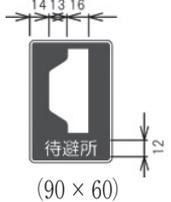
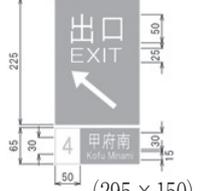
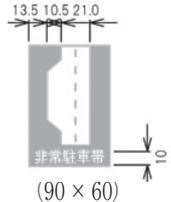
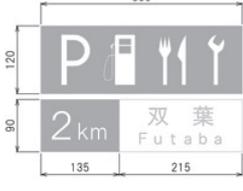
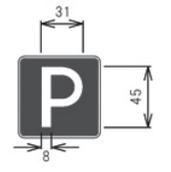
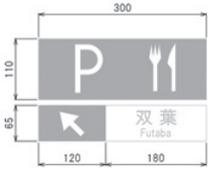
（経過措置）

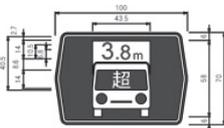
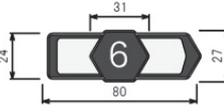
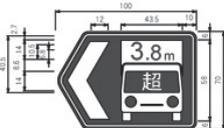
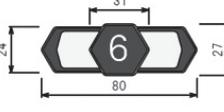
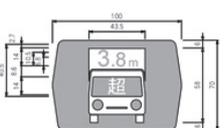
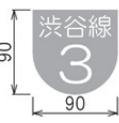
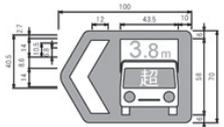
2 この条例の施行の際現に新設又は改築の工事中の道路については、この条例の規定に適合しない部分がある場合においては、当該部分に対しては、当該規定は、適用しない。

別表（第四十七条関係）

一 案内標識

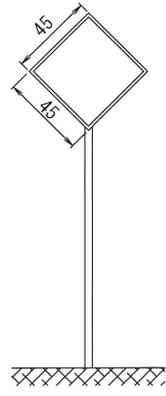
	方面及び出口の予告 (106-B)		方面及び方向 (103-B)		方面及び距離 (106-B)		都府県 (102-A)
	方面及び出口の予告 (107-A)		出口の予告 (109)		方面及び車線 (107-A)		入口の方向 (103-A)
	方面及び出口 (107-B)		方面及び出口の予告 (110-A)		方面及び車線 (107-B)		入口の方向 (103-B)
	方面及び出口 (108の2D)		方面及び出口の予告 (110-B)		方面及び方向 (108の2D)		入口の予告 (104)

 (90 × 60)	駐車場 (117-B)	 (90 × 60)	非常電話 (116の2)	 (150 × 110)	エリアの予 告 (116-B)	 (195 × 240)	出口 (113-A)
 (90 × 60)	登坂車線 (117の2-A)	 (90 × 60)	待避所 (116の3)	 (135 × 120)	サービ ス・エ リア (116の2-A)	 (295 × 150)	出口 (113-B)
 (90 × 60)	登坂車線 (117の2-B)	 (90 × 60)	非常駐 車帯 (116の4)	 (90 × 120)	(116の2-A)	 (135 × 120)	サービ ス・エ リア の予 告 (116-A)
 (60 × 60)	都道府 県道番 号 (118の2-A)	 (60 × 60)	駐車 場 (117-A)	 (120 × 110)	サービ ス・ エ リア (116の2-B)	 (90 × 120)	(116-A)

 (30 × 45)	まわり 道 (120-A)	 (80 × 24)	道路の 通称名 (119-A)	 (100 × 100)	高さ限 度 緩和指 定道路 (118の4-A)	 (80 × 27)	都道府 県道番 号 (118の2-B)
		 (80 × 24)	道路の 通称名 (119-B)	 (100 × 100)	高さ限 度 緩和指 定道路 (118の4-B)	 (80 × 27)	都道府 県道番 号 (118の2-C)
		 (80 × 20)	道路の 通称名 (119-C)	 (100 × 100)	高さ限 度 緩和指 定道路 (118の4-C)	 (100 × 100)	総重量 限度 緩和指 定道路 (118の3-A)
		 (90 × 90)	道路の 通称名 (119-D)	 (100 × 100)	高さ限 度 緩和指 定道路 (118の4-D)	 (100 × 100)	総重量 限度 緩和指 定道路 (118の3-B)

二 警戒標識

本標識板の規格



十形道路
交差点あり

(201-A)

右(又は左)
方屈曲あり

(202)

信号機あり

(208の2)

あり
落石のおそれ

(209の2)

路面凹凸あり

(209の3)

合流交通あり

(210)



車線数減少

(211)

幅員減少

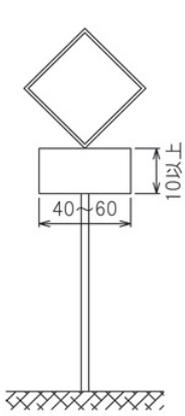
(212)

二方向交通

(212の2)

三 補助標識

補助標識板の規格



注意事項

(510)



備考

- 1 この別表における道路標識の種類及び番号は、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和三十五年総理府・建設省令第三号)別表第一に定めるところによるものとする。
- 2 本標識板(本標識の表示板をいう。)の表示、寸法、文字等の大きさ等は、次のとおりとする。
 - (一) 案内標識及び警戒標識に係る図示の文字(数字を含む。(三)の(2)を除き、以下同じ。)及び記号は、例示とする。
 - (二) 寸法は、次のとおりとする。
 - (三) 寸法が図示されているものについては、図示の寸法(その単位はセンチメートルとする。以下この備考において同じ。)を基準とする。
- (2) 高速自動車国道及び法第四十八条の四に規定する自動車専用道路で当該自動車専用道路と法第四十八条の三に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものをいう。以下同じ。)に設置する案内標識で、地名が表示されているものについては、地名を表示する文字の字数の多少により図示の横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- (3) 高速道路等に設置する案内標識については、図示の寸法の三倍まで拡大することができる。
- (4) 高速道路等に設置する警戒標識については、設計速度が六十キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の二倍まで、設計速度が百キロメートル毎時以上の高速道路等に設置する場合には図示の寸法の二・五倍まで、それぞれ拡大することができる。
- (5) 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識については、便所を表示する記号を表示する場合には、図示の横寸法を図示の寸法の二・五倍まで拡大することができる。
- (6) 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」、「都道府県道番号」

(118の2-A)

「総重量限度緩和指定道路

(118の3-A・B)

、「高さ限度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」及び

「まわり道

(120-A)

」を表示する案内標識並びに警戒標識については、道路の

形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法(5)に規定するところにより図示の横寸法を拡大する場合にあつては、当該拡大後の図示の寸法)の一・三倍、一・六倍若しくは二倍にそれぞれ拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。

(7) 高速道路等以外の道路に設置する「登坂車線」、「都道府県道番号

(118の2-B・C)

及び「道路の通称名」を表示する案内標識については、道路の形状又は交通の状況により特別の必要がある場合にあつては、図示の寸法の一・五倍又は二倍に、それぞれ拡大することができる。

(8) 高速道路等以外の道路に設置する「道路の通称名」を表示する案内標識に

(119-C)

ついては、表示する文字の字数により図示の横寸法(「道路の通称名」を表示するものについては、縦寸法)を拡大することができる。
文字等の大きさ等は、次のとおりとする。

(1) 寸法が図示されている文字及び記号の大きさは、図示の寸法を基準とする。

(2) 高速道路等以外の道路に設置する案内標識で、「入口の方向」、「入口の予告」、「方面、方向及び道路の通称名の予告」、「方面、方向及び道路の通称名」、

「著名地点

(114-B)

、「非常電話」、「待避所」、「非常駐車帯」、「駐車場」、

「登坂車線」、「都道府県道番号」、「総重量限度緩和指定道路」、「高さ限

度緩和指定道路

(118の4-A・B)

」、「道路の通称名」及び「まわり道」を表示する

もの以外のものの文字の大きさは、道路の設計速度に応じ、次の表の下欄に掲げる値(ローマ字にあつては、その二分の一の値)を基準とする。ただし、必要がある場合にあつては、これを一・五倍、二倍、二・五倍若しくは三倍にそれぞれ拡大し、又は図示の寸法の二分の一まで縮小することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の大きさ(単位 センチメートル)
七〇以上	三〇
四〇、五〇又は六〇	二〇
三〇以下	一〇

(3) 「方面、方向及び道路の通称名の予告」及び「方面、方向及び道路の通称名」を表示する案内標識については、矢印外の文字の大きさは、(2)の規定によるものとし、矢印中の文字の大きさは、矢印外の文字の大きさの〇・六倍の大きさとする。

(4) 「著名地点

(114-B)

」を表示する案内標識の文字の大きさは、十センチメー

トルを標準とする。

(5) 「市町村」、「都府県」並びに「方面、方向及び距離」、「方面及び距離」、「方面及び方向の予告」、「方面及び方向」、「方面、方向及び出口の予告」、「方面、車線及び出口の予告」、「方面及び出口」及び「著名地点」を表示する案内標識に、それぞれ市町村章、都府県章及び公共施設等の形状等を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、日本字の大きさの一・七倍以上の大きさとする。

(6) 高速道路等以外の道路に設置する「駐車場」を表示する案内標識に便所を表示する記号を表示する場合の当該記号の大きさは、駐車場を表示する記号の〇・七倍以下の大きさとする。

(7) 縁、縁線及び区分線の太さは、次の寸法を基準とする。

イ 案内標識の縁は、高速道路等以外の道路に設置するもので、「待避所」、「駐

車場」及び「まわり道

(120-B)

」を表示するものについては九ミリメートル、

「都道府県道番号

(118 の 2-A)

」、 「総重量限度緩和指定道路

(118 の 3-A・B)

」及び「高

さ限度緩和指定道路

(118 の 4-A・B)

」を表示するものについては十六ミリメートル、

「登坂車線」を表示するものについては十ミリメートル、「都道府県道番

号

(118 の 2-B・C)

」及び「道路の通称名」を表示するものについては八ミリメートル、

その他のものについては日本字の大きさの二十分の一以上の太さとし、縁線及び区分線は、日本字の大きさの二十分の一以上の太さとする。

ロ 警戒標識の縁及び縁線は、十二ミリメートルとする。

3 補助標識板（補助標識の表示板をいう。）の表示及び寸法は、次のとおりとする。

(一) 補助標識に係る図示の文字及び記号は、例示とする。

(二) 寸法は、次のとおりとする。

(1) 図示の寸法を基準とする。

(2) 補助標識は、その附置される本標識板の拡大率又は縮小率と同じ比率で拡大し、又は縮小することができる。

山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十八号

山梨県移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定める条例

目次

第一章 総則（第一条）

第二章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第一節 総則（第二条）

第二節 歩道等（第三条―第十一条）

第三節 立体横断施設（第十二条―第十七条）

第四節 乗合自動車停留所（第十八条・第十九条）

第五節 路面電車停留場等（第二十条―第二十二条）

第六節 自動車駐車場（第二十三条―第三十三条）

第七節 案内標識等（第三十四条―第三十八条）

第三章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準（第三十九条―第五十条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号）第十条第一項及び第十三条第一項の規定に基づき、移動等円滑化のために必要な道路の構造及び特定公園施設の設置に関する基準を定めるものとする。

第二章 移動等円滑化のために必要な道路の構造に関する基準

第一節 総則

（定義）

第二条 この章における用語の意義は、道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第二条（第四号、第四号の二、第五号及び第十三号に限る。）及び道路構造令（昭和四十五年政令第三百二十号）第二条に定めるもののほか、次に定めるところによる。

一 有効幅員 歩道、自転車歩行者道、立体横断施設（横断歩道橋、地下横断歩道その他の歩行者が道路等を横断するための立体的な施設をいう。以下この章において同じ。）に設ける傾斜路、通路若しくは階段、路面電車停留場の乗降場又は自動車駐車場の通路の幅員から、縁石、手すり、路上施設若しくは歩行者の安全かつ円滑な通行を妨げるおそれがある工作物、物件若しくは施設を設置するために必要な幅員又は除雪のために必要な幅員を除いた幅員をいう。

二 車両乗入れ部 車両の沿道への出入りの用に供される歩道又は自転車歩行者道の部分をいう。

三 視覚障害者誘導用ブロック 視覚障害者に対する誘導又は段差の存在等の警告若しくは注意喚起を行うために路面に敷設されるブロックをいう。

第二節 歩道等

（歩道等）

第三条 道路（自転車歩行者道を設ける道路を除く。）には、歩道を設けるものとする。
2 横断歩道又は自転車横断帯のない交差点には、その交差する他の道路の幅員、交通

の状況等を勘案しつつ、できる限り、歩道又は自転車歩行者道（以下この章及び附則第四項において「歩道等」という。）を設けるよう努めるものとする。

（有効幅員）

第四条 歩道の有効幅員は、山梨県道の構造基準等を定める条例（平成二十四年山梨県条例第七十七号）第十二条第三項に規定する幅員の値以上とするものとする。

2 自転車歩行者道の有効幅員は、山梨県道の構造基準等を定める条例第十一条第二項に規定する幅員の値以上とするものとする。

3 歩道等の有効幅員は、当該歩道等の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めるものとする。

（舗装）

第五条 歩道等の舗装は、雨水を地下に円滑に浸透させることができる構造とするものとする。ただし、道路の構造、気象状況その他の特別の状況によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 歩道等の舗装は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとするものとする。

（勾配）

第六条 歩道等の縦断勾配は、五パーセント以下とするものとする。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができ。

2 歩道等（車両乗入れ部を除く。）の横断勾配は、一パーセント以下とするものとする。ただし、前条第一項ただし書に規定する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、二パーセント以下とすることができ。

（歩道等と車道等の分離）

第七条 歩道等には、車道若しくは車道に接続する路肩がある場合の当該路肩（以下この章において「車道等」という。）又は自転車車道に接続して縁石線を設けるものとする。

2 歩道等（車両乗入れ部及び横断歩道に接続する部分を除く。）に設ける縁石の車道等に対する高さは、十五センチメートル以上とし、当該歩道等の構造、交通の状況、沿道の土地利用の状況等を考慮して定めるものとする。

3 歩行者の安全かつ円滑な通行を確保するため必要がある場合においては、歩道等と車道等の間に植樹帯を設け、又は歩道等の車道等側に並木若しくは柵を設けるものとする。

（高さ）

第八条 歩道等（縁石を除く。）の車道等に対する高さは、五センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道に接続する歩道等の部分にあっては、この限りで

ない。

2 前項の高度は、乗合自動車停留所及び車両乗入れ部の設置の状況等を考慮して定めるものとする。

(横断歩道等に接続する歩道等の部分)

第九条 横断歩道等に接続する歩道等の部分の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、二センチメートルを標準とするものとする。ただし、横断歩道等又はこれらに接続する歩道等の部分に、視覚障害者が歩道等と横断歩道等とを区別することができるようにするための設備を設けるときは、その段差を縮小することができる。

2 前項の段差に接続する歩道等の部分は、車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が円滑に転回できる構造とするものとする。

(車両乗入れ部)

第十条 第四条の規定にかかわらず、車両乗入れ部のうち第六条第二項の規定による基準を満たす部分の有効幅員は、二メートル以上とするものとする。

2 車両乗入れ部の縁端は、車道等の部分より高くするものとし、その段差は、二センチメートルを標準とするものとする。ただし、歩道等に視覚障害者誘導用ブロックを敷設するときは、その段差を縮小することができる。

(横断歩道が分離帯を横切る部分)

第十一条 横断歩道が分離帯(道路構造令第六条第七項に規定する分離帯をいう。以下この条において同じ。)を横切る部分は、段差のない構造とするものとする。ただし、歩行者及び自転車利用者の横断の安全を確保するため必要があるときは、当該横切る部分における分離帯の縁端は、車道の部分より高くし、その段差は、二センチメートルを標準とする。

第三節 立体横断施設

(立体横断施設)

第十二条 道路には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、高齢者、障害者等の円滑な移動に適した構造を有する立体横断施設(以下この節及び附則第四項において「移動等円滑化された立体横断施設」という。)を設けるものとする。

2 移動等円滑化された立体横断施設には、エレベーターを設けるものとする。ただし、昇降の高度が低い場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

3 前項に規定するもののほか、移動等円滑化された立体横断施設には、高齢者、障害者等の交通の状況により必要がある場合においては、エスカレーターを設けるものとする。

(エレベーター)

第十三条 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエレベーターは、次に定める構造とするものとする。

一 籠の内法幅は一・五メートル以上とし、内法奥行きは一・五メートル以上とする。

二 前号の規定にかかわらず、籠の出入口が複数あるエレベーターであつて、車椅子使用者が円滑に乗降できる構造のもの(開閉する籠の出入口を音声により知らせる装置が設けられているものに限る。)にあつては、内法幅は一・四メートル以上とし、内法奥行きは一・三メートル以上とする。

三 籠及び昇降路の出入口の有効幅は、第一号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては九十センチメートル以上とし、前号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては八十センチメートル以上とする。

四 籠内に、車椅子使用者が乗降する際に籠及び昇降路の出入口を確認するための鏡を設けること。ただし、第二号の規定による基準に適合するエレベーターにあつては、この限りでない。

五 籠及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていることにより、籠外から籠内が視覚的に確認できる構造とすること。

六 籠内に手すりを設けること。

七 籠及び昇降路の出入口の戸の開扉時間を延長する機能を設けること。

八 籠内に、籠が停止する予定の階及び籠の現在位置を表示する装置を設けること。

九 籠内に、籠が到着する階並びに籠及び昇降路の出入口の戸の閉鎖を音声により知らせる装置を設けること。

十 籠内及び乗降口には、車椅子使用者が円滑に操作できる位置に操作盤を設けること。

十一 籠内に設ける操作盤及び乗降口に設ける操作盤のうち視覚障害者が利用する操作盤は、点字を貼り付けること等により視覚障害者が容易に操作できる構造とすること。

十二 乗降口に接続する歩道等又は通路の部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とすること。

十三 停止する階が三以上であるエレベーターの乗降口には、到着する籠の昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。ただし、籠内に籠及び昇降路の出入口の戸が開いた時に籠の昇降方向を音声により知らせる装置が設けられている場合には、この限りでない。

(傾斜路)

第十四条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける傾斜路（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、一メートル以上とすることができる。
 - 二 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。
 - 三 横断勾配は、設けないこと。
 - 四 二段式の手すりを両側に設けること。
 - 五 手すり端部の付近には、傾斜路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
 - 六 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
 - 七 傾斜路の勾配部分は、その接続する歩道等又は通路の部分との色の輝度比が大きいこと等により当該勾配部分を識別できるものとする。
 - 八 傾斜路の両側には、立上り部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
 - 九 傾斜路の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
 - 十 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏み幅一・五メートル以上の踊場を設けること。
- （エスカレーター）
- 第十五条** 移動等円滑化された立体横断施設に設けるエスカレーターは、次に定める構造とするものとする。
- 一 上り専用のもので下り専用のもをそれぞれ設置すること。
 - 二 階段の表面及びくし板は、滑りにくい仕上げとすること。
 - 三 昇降口において、三枚以上の階段が同一平面上にある構造とすること。
 - 四 階段の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により階段相互の境界を容易に識別できるものとする。
 - 五 くし板の端部と階段の色の輝度比が大きいこと等によりくし板と階段との境界を容易に識別できるものとする。
 - 六 エスカレーターの上端及び下端に近接する歩道等及び通路の路面において、エスカレーターへの進入の可否を示すこと。
 - 七 階段の有効幅は、一メートル以上とすること。ただし、歩行者の交通量が少ない場合においては、六十センチメートル以上とすることができる。

（通路）

第十六条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける通路は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、二メートル以上とし、当該通路の高齢者、障害者等の交通の状況を考慮して定めること。
- 二 縦断勾配及び横断勾配は、設けないこと。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合又は路面の排水のために必要な場合においては、この限りでない。
- 三 二段式の手すりを両側に設けること。
- 四 手すりの端部の付近には、通路の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 五 路面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 通路の両側には、立上り部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。

（階段）

第十七条 移動等円滑化された立体横断施設に設ける階段（その踊場を含む。以下同じ。）は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、一・五メートル以上とすること。
- 二 二段式の手すりを両側に設けること。
- 三 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。
- 四 回り段としないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。
- 五 踏面は、平たんで、滑りにくく、かつ、水はけの良い仕上げとすること。
- 六 踏面の端部とその周囲の部分との色の輝度比が大きいこと等により段を容易に識別できるものとする。
- 七 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものを設けない構造とすること。
- 八 階段の両側には、立上り部及び柵その他これに類する工作物を設けること。ただし、側面が壁面である場合においては、この限りでない。
- 九 階段の下面と歩道等の路面との間が二・五メートル以下の歩道等の部分への進入を防ぐため必要がある場合においては、柵その他これに類する工作物を設けること。
- 十 階段の高さが三メートルを超える場合においては、その途中に踊場を設けること。
- 十一 踊場の踏み幅は、直階段の場合にあつては二・二メートル以上とし、その他の場合にあつては当該階段の幅員の値以上とすること。

第四節 乗合自動車停留所

（高さ）

第十八条 乗合自動車停留所を設ける歩道等の部分の車道等に対する高さは、十五センチ

チメートルを標準とするものとする。

(ベンチ及び上屋)

第十九条 乗合自動車停留所には、ベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、それらの機能を代替する施設が既に存する場合又は地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

第五節 路面電車停留場等

(乗降場)

第二十条 路面電車停留場の乗降場は、次に定める構造とするものとする。

- 一 有効幅員は、乗降場の両側を使用するものにあつては二メートル以上とし、片側を使用するものにあつては一・五メートル以上とすること。
- 二 乗降場と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面とは、できる限り平らとすること。
- 三 乗降場の縁端と路面電車の車両の旅客用乗降口の床面の縁端との間隔は、路面電車の車両の走行に支障を及ぼすおそれのない範囲において、できる限り小さくすること。

四 横断勾配は、一パーセントを標準とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

五 路面は、平たんで、滑りにくい仕上げとすること。

六 乗降場は、縁石線により区画するものとし、その車道側に柵を設けること。

七 乗降場には、ベンチ及びその上屋を設けること。ただし、設置場所の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(傾斜路の勾配)

第二十一条 路面電車停留場の乗降場と車道等との高低差がある場合においては、傾斜路を設けるものとし、その勾配は、次に定めるところによるものとする。

一 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、八パーセント以下とすることができる。

二 横断勾配は、設けないこと。

(歩行者の横断の用に供する軌道の部分)

第二十二条 歩行者の横断の用に供する軌道の部分においては、軌条面と道路面との高低差は、できる限り小さくするものとする。

第六節 自動車駐車場

(障害者用駐車施設)

第二十三条 自動車駐車場には、障害者が円滑に利用できる駐車場の用に供する部分(以下この節において「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。

2 障害者用駐車施設の数、自動車駐車場の全駐車台数が二百以下の場合にあつては

当該駐車台数に五十分の一を乗じて得た数以上とし、全駐車台数が二百を超える場合にあつては当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上とするものとする。

3 障害者用駐車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 有効幅は、三・五メートル以上とすること。

三 表示板の設置その他の見やすい方法により障害者用である旨を表示すること。

(障害者用停車施設)

第二十四条 自動車駐車場の自動車の出入口又は障害者用駐車施設を設ける際には、障害者が円滑に利用できる停車の用に供する部分(次項及び第三十条において「障害者用駐車施設」という。)を設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

2 障害者用停車施設は、次に定める構造とするものとする。

一 当該障害者用停車施設へ通ずる歩行者の出入口からの距離ができるだけ短くなる位置に設けること。

二 車両への乗降の用に供する部分の有効幅は一・五メートル以上とし、有効奥行きは一・五メートル以上とする等、障害者が安全かつ円滑に乗降できる構造とするものとする。

三 表示板の設置その他の見やすい方法により障害者用である旨を表示すること。

(出入口)

第二十五条 自動車駐車場の歩行者の出入口は、次に定める構造とするものとする。ただし、当該出入口に近接した位置に設けられる歩行者の出入口については、この限りでない。

一 有効幅は、九十センチメートル以上とすること。ただし、当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち一以上の出入口の有効幅は、一・二メートル以上とする。

二 戸を設ける場合は、当該戸は、有効幅を一・二メートル以上とする当該自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口のうち、一以上の出入口にあつては自動的に開閉する構造とし、その他の出入口にあつては車椅子使用者が円滑に開閉して通過できる構造とすること。

三 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

(通路)

第二十六条 障害者用駐車施設へ通ずる歩行者の出入口から当該障害者用駐車施設に至

る通路のうち一以上の通路は、次に定める構造とするものとする。

一 有効幅員は、二メートル以上とすること。

二 車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

三 路面は、平たんで、かつ、滑りにくい仕上げとすること。

(エレベーター)

第二十七条 自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階（障害者用駐車施設が設けられている階に限る。）を有する自動車駐車場には、当該階に停止するエレベーターを設けるものとする。ただし、構造上の理由によりやむを得ない場合においては、エレベーターに代えて、傾斜路を設けることができる。

2 前項のエレベーターのうち一以上のエレベーターは、前条に規定する出入口に近接して設けるものとする。

3 第十三条第一号から第四号までの規定は、第一項のエレベーター（前項のエレベーターを除く。）について準用する。

4 第十三条の規定は、第二項のエレベーターについて準用する。

(傾斜路)

第二十八条 第十四条の規定は、前条第一項の傾斜路について準用する。

(階段)

第二十九条 第十七条の規定は、自動車駐車場外へ通ずる歩行者の出入口がない階に通ずる階段の構造について準用する。

(屋根)

第三十条 屋外に設けられる自動車駐車場の障害者用駐車施設、障害者用停車施設及び

第二十六条に規定する通路には、屋根を設けるものとする。

(便所)

第三十一条 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、当該便所は、次に定める構造とするものとする。

一 便所の出入口付近に、男子用及び女子用の区別（当該区別がある場合に限る。）並びに便所の構造を視覚障害者に示すための点字による案内板その他の設備を設けること。

二 床の表面は、滑りにくい仕上げとすること。

三 男子用小便器を設ける場合においては、一以上の床置き式小便器、壁掛式小便器（受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。）その他これらに類する小便器を設けること。

四 前号の規定により設けられる小便器には、手すりを設けること。

2 障害者用駐車施設を設ける階に便所を設ける場合は、そのうち一以上の便所は、次に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 便所（男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所）内に高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

第三十二条 前条第二項第一号の便房を設ける便所は、次に定める構造とするものとする。

一 第二十六条に規定する通路と便所との間の経路における通路のうち一以上の通路は、同条各号に定める構造とすること。

二 出入口の有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

三 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。ただし、傾斜路を設ける場合においては、この限りでない。

四 出入口には、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する案内標識を設けること。

五 出入口に戸を設ける場合においては、当該戸は、次に定める構造とすること。

イ 有効幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。

六 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さを確保すること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に定める構造とするものとする。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段を設けないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有するものであることを表示する案内標識を設けること。

三 腰掛便座及び手すりを設けること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具を設けること。

3 第一項第二号、第五号及び第六号の規定は、前項の便房について準用する。

第三十三条 前条第一項第一号から第三号まで、第五号及び第六号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第三十一条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

第七節 案内標識等

第三十四条 交差点、駅前広場その他の移動の方向を示す必要がある箇所には、高齢者、障害者等が見やすい位置に、高齢者、障害者等が日常生活又は社会生活において利用すると認められる官公庁施設、福祉施設その他の施設及びエレベーターその他の移動等円滑化のために必要な施設の案内標識を設けるものとする。

2 前項の案内標識には、点字、音声その他の方法により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(視覚障害者誘導用ブロック)

第三十五条 歩道等、立体横断施設の通路、乗合自動車停留所、路面電車停留場の乗降場及び自動車駐車場の通路には、視覚障害者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要であると認められる箇所に、視覚障害者誘導用ブロックを敷設するものとする。

2 視覚障害者誘導用ブロックの色は、黄色その他の周囲の路面との輝度比が大きいこと等により当該ブロック部分を容易に識別できる色とするものとする。

3 視覚障害者誘導用ブロックには、視覚障害者の移動上の利便性及び安全性の向上のために必要であると認められる箇所に、音声により視覚障害者を案内する設備を設けるものとする。

(休憩施設)

第三十六条 歩道等には、適当な間隔でベンチ及びその上屋を設けるものとする。ただし、これらの機能を代替するための施設が既に存する場合その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、この限りでない。

(照明施設)

第三十七条 歩道等及び立体横断施設には、照明施設を連続して設けるものとする。ただし、夜間における当該歩道等及び立体横断施設の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

2 乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場には、移動等円滑化のために必要であると認められる箇所に、照明施設を設けるものとする。ただし、夜間における当該乗合自動車停留所、路面電車停留場及び自動車駐車場の路面の照度が十分に確保される場合においては、この限りでない。

(防雪施設)

第三十八条 歩道等及び立体横断施設には、積雪又は凍結により、高齢者、障害者等の安全かつ円滑な通行に著しく支障を及ぼすおそれのある箇所に、融雪施設、流雪溝又は雪覆工を設けるものとする。

第三章 移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準
(一時使用目的の特定公園施設)

第三十九条 災害等のため一時使用する特定公園施設の設置については、この章の規定によらないことができる。

(園路及び広場)

第四十条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成十八年政令第三百七十九号。第六号において「政令」という。）第三条第一号に規定する園路及び広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち一以上は、九十センチメートル以上とすること。

ハ 出入口からの水平距離が百五十センチメートル以上の水平面を確保すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ ホに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ホ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百八十七センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとし、かつ、五十メートル以内ごとに車椅子が転回することができる広さの場所を設けた上で、幅を百三十五センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ホ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ヘ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ト 通路を横断して排水溝を設ける場合にあつては、当該排水溝の蓋は、つえ又は車椅子を使用する者の通行に支障を及ぼさない構造のものとする。

三 階段は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由

によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ロ 手すりの端部の付近には、階段の通ずる場所を示す点字を貼り付けること。

ハ 回り段がないこと。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ニ 踏面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 段鼻の突き出しその他のつまずきの原因となるものが設けられていない構造のものであること。

ヘ 階段の両側には、立上り部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

四 階段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。ただし、地形の状況その他の特別の理由により傾斜路を設けることが困難である場合は、エレベーター、エスカレーターその他の昇降機であつて高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものをもってこれに代えることができる。

五 傾斜路（階段若しくは段に代わり、又はこれに併設するものに限る。）は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百三十五センチメートル以上（出入口にあつては、百二十センチメートル以上）とすること。ただし、階段又は段に併設する場合は、出入口に限り、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ 縦断勾配は、八パーセント以下とすること。

ハ 横断勾配は、設けないこと。

ニ 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

ホ 高さが七十五センチメートルを超える傾斜路にあつては、高さ七十五センチメートル以内ごとに踏幅百五十センチメートル以上の踊場が設けられていること。

ヘ 手すりが両側に設けられていること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。

ト 傾斜路の両側には、立上り部が設けられていること。ただし、側面が壁面である場合は、この限りでない。

六 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロック（政令第十一号第二号に規定する点状ブロック等及び政令第二十一号第二項第一号に規定する線状ブロック等を適切に組み合わせる床面に敷設したものをいう。第四十三条第一項第二号チにおいて同じ。）その他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

七 次条から第四十八条までの規定により設けられた特定公園施設のうちそれぞれ一

以上及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第二条第二項の主要な公園施設に接続していること。

（屋根付広場）

第四十一条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する屋根付広場を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ ハの傾斜路は、前条第五号の基準に適合するものであること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

（休憩所及び管理事務所）
第四十二条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、九十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ ハの傾斜路は、第四十条第五号の基準に適合するものであること。

ホ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、九十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 カウンターを設ける場合は、そのうち一以上は、車椅子使用者の円滑な利用に適した構造のものであること。ただし、常時、勤務する者が容易にカウンターの前に出て対応できる構造である場合は、この限りでない。

三 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第四十五条第二項、第四十六条及び第四十七条の基準に適合するものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する管理事務所について準用する。この場合において、同項中「休憩所を設ける場合は、そのうち一以上は」とあるのは、「管理事務所は」と読み替えるものとする。

(野外劇場及び野外音楽堂)

第四十三条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外劇場は、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 出入口は、第四十一条第一号の基準に適合するものであること。

二 出入口と次号の車椅子使用者用観覧スペース及び第四号の便所との間の経路を構成する通路は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、百二十センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、通路の末端の付近の広さを車椅子の転回に支障のないものとした上で、幅を九十センチメートル以上とすることができる。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

ニ ハの傾斜路は、第四十条第五号の基準に適合するものであること。

ホ 縦断勾配は、五パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、八パーセント以下とすることができる。

ヘ 横断勾配は、一パーセント以下とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、二パーセント以下とすることができる。

ト 路面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

チ 高齢者、障害者等が転落するおそれのある場所には、柵、視覚障害者誘導用ブロックその他の高齢者、障害者等の転落を防止するための設備が設けられていること。

三 当該野外劇場の収容定員が二百以下の場合には当該収容定員に十分の一を乗じて得た数以上、収容定員が二百を超える場合は当該収容定員に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる観覧スペース(次項において「車椅子使用者用観覧スペース」という。)を設けること。

四 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、第四十五条第二項、第四十六条及び第四十七条の基準に適合するものであること。

2 車椅子使用者用観覧スペースは、次に掲げる基準に適合するものでなければならぬ。

一 幅は九十センチメートル以上であり、奥行きは百二十センチメートル以上であること。

二 車椅子使用者が利用する際に支障となる段がないこと。

三 車椅子使用者が転落するおそれのある場所には、柵その他の車椅子使用者の転落を防止するための設備が設けられていること。

3 前二項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する野外音楽堂について準用する。

(駐車場)

第四十四条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する駐車場を設ける場合は、そのうち一以上に、当該駐車場の全駐車台数が二百以下の場合は当該駐車台数に十分の一を乗じて得た数以上、全駐車台数が二百を超える場合は当該駐車台数に百分の一を乗じて得た数に二を加えた数以上の車椅子使用者が円滑に利用することができる駐車施設(次項において「車椅子使用者用駐車施設」という。)を設けなければならない。ただし、専ら大型自動二輪車及び普通自動二輪車(いずれも側車付きのものを除く。)の駐車のための駐車場については、この限りでない。

2 車椅子使用者用駐車施設は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 幅は、三百五十センチメートル以上とすること。

二 車椅子使用者用駐車施設又はその付近に、車椅子使用者用駐車施設の表示をすること。

三 車椅子使用者の円滑な移動に適した位置に設けること。

(便所)

第四十五条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 床の表面は、滑りにくい仕上げがなされたものであること。

二 男子用小便器を設ける場合は、一以上の床置き小便器、壁掛式小便器(受け口の高さが三十五センチメートル以下のものに限る。)その他これらに類する小便器が設けられていること。

三 前号の規定により設けられる小便器には、手すりが設けられていること。

2 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する便所を設ける場合は、そのうち一以上は、前項に掲げる基準のほか、次に掲げる基準のいずれかに適合するものでなければならない。

一 便所(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれの便所)内に高齢者、障

害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていること。

二 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所であること。

(便房)

第四十六条 前条第二項第一号の便房が設けられた便所は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口は、次に掲げる基準に適合するものであること。

イ 幅は、八十センチメートル以上とすること。

ロ ハに掲げる場合を除き、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

ハ 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ず段を設ける場合は、傾斜路を併設すること。

二 ハの傾斜路は、第四十条第五号の基準に適合するものであること。

ホ 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便房が設けられていることを表示する標識が設けられていること。

ヘ 戸を設ける場合は、当該戸は、次に掲げる基準に適合するものであること。

(1) 幅は、八十センチメートル以上とすること。

(2) 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造のものであること。

二 車椅子使用者の円滑な利用に適した広さが確保されていること。

2 前条第二項第一号の便房は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 出入口には、車椅子使用者が通過する際に支障となる段がないこと。

二 出入口には、当該便房が高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであることを表示する標識が設けられていること。

三 腰掛便座及び手すりが設けられていること。

四 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する水洗器具が設けられていること。

3 第一項第一号イ及びへ並びに第二号の規定は、前項の便房について準用する。

(高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造を有する便所)

第四十七条 前条第一項第一号イからニまで及びへ並びに第二号並びに第二項第二号から第四号までの規定は、第四十五条第二項第二号の便所について準用する。この場合において、前条第二項第二号中「当該便房」とあるのは、「当該便所」と読み替えるものとする。

(水飲場及び手洗場)

第四十八条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する水飲場を設ける場合は、そのうち一以上は、高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものでなければならない。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する手洗場について準用する。

(揭示板及び標識)

第四十九条 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する揭示板は、次に掲げる基準に適合するものでなければならない。

一 高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造のものであること。

二 当該揭示板に表示された内容が容易に識別できるものであること。

2 前項の規定は、不特定かつ多数の者が利用し、又は主として高齢者、障害者等が利用する標識について準用する。

(揭示板及び標識の設置位置)

第五十条 第四十条から前条までの規定により設けられた特定公園施設の配置を表示した標識を設ける場合は、そのうち一以上は、第四十条の規定により設けられた園路及び広場の出入口の付近に設けなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 第三条第一項の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、同項の規定にかかわらず、当分の間、歩道に代えて、車道及びこれに接続する路肩の路面における凸部、車道における狭窄部又は屈曲部その他の自動車や減速させて歩行者又は自転車の安全な通行を確保するための道路の部分の部分を設けることができる。

3 第三条第一項の規定により歩道を設けるものとされる道路の区間のうち、一体的に移動等円滑化を図ることが特に必要な道路の区間について、市街化の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道の有効幅員(第二条第一号の有効幅員をいう。次項において同じ。)を一・五メートルまで縮小することができる。

4 移動等円滑化された立体横断施設に設けられるエレベーター又はエスカレーターが存する道路の区間について、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第四条の規定にかかわらず、当分の間、当該区間における歩道等の有効幅員をメートルまで縮小することができる。

5 地形の状況その他の特別の理由により第八条の規定による基準をそのまま適用することが適当でないと認められるときは、当分の間、同条に規定する基準によらないこ

とができる。

6 地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合においては、第十条第一項の規定の適用については、当分の間、同項中「二メートル」とあるのは、「一メートル」とする。

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第七十九号

山梨県高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に係る信号機等に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成十八年法律第九十一号。以下「法」という。）第三十六条第二項の規定に基づき、交通安全特定事業により設置される信号機等に関する基準を定めるものとする。

(信号機に関する基準)

第二条 信号機に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、当該信号機が、次に掲げる信号機であること又は当該信号機を設置する場所において次に掲げる信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であることとする。

一 道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）第二条第四項に規定する信号機であつて、次のいずれかに該当するもの

イ 人の形の記号を有する青色の灯火の信号（以下この条において「歩行者用青信号」という。）に従つて道路を横断し、又は横断しようとしている視覚障害者に対し、歩行者用青信号の表示を開始したこと又は当該表示を継続していることを伝達するための音響を発することができるもの

ロ 歩行者用青信号の表示を開始した時に当該信号に従つて道路の横断を始めた法第二条第一号に規定する高齢者、障害者等がその横断を終るため通常要すると認められる時間内に人の形の記号を有する青色の灯火の信号の表示を開始しないもの

ハ 歩行者用青信号が表示された時において、当該表示が終了するまでの時間を表示することができるもの

二 交差点において他の信号機と一体的に交通整理を行うことができる信号機であつて、歩行者用青信号に従つて歩行者又は自転車は道路を横断することができる場合

において、当該信号機及び当該他の信号機のいずれもが、車両又は路面電車（交差点において既に左折し、又は右折しているものを除く。）が当該道路を通行することができるとなる信号を表示しないこととなるもの

(道路標識に関する基準)

第三条 道路標識に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、反射材料を用い、又は夜間照明装置を施した道路標識であることとする。

(道路標示に関する基準)

第四条 道路標示に関する法第三十六条第二項の条例で定める基準は、次のいずれかに掲げる道路標示であることとする。

一 反射材料を用い、又は反射装置を施した道路標示
二 横断歩道であることを表示する道路標示であつて、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起が設けられたもの

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

山梨県防災会議条例及び山梨県災害対策本部条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十号

山梨県防災会議条例及び山梨県災害対策本部条例の一部を改正する条例
(山梨県防災会議条例の一部改正)

第一条 山梨県防災会議条例（昭和三十七年山梨県条例第四十三号）の一部を次のように改正する。

第二条の見出し中「第七号」を「第八号」に改め、同条中「第七号」を「第八号」に改め、同条第四号中「二十人」を「二十一人」に改め、同条に次の一号を加える。
五 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから任命する委員五人以内

(山梨県災害対策本部条例の一部改正)

第二条 山梨県災害対策本部条例（昭和三十七年山梨県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第二十三条第七項」を「第二十三条第八項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
(委員の任期に関する経過措置)
- 2 この条例の施行後最初に第一条の規定による改正後の山梨県防災会議条例第二条第五号に掲げる委員に任命された者の任期は、同条例第三条第一項の規定にかかわらず、任命の日から、その任命の際現に山梨県防災会議の委員である者の任期満了の日までとする。

山梨県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十一号

山梨県国民健康保険調整交付金条例の一部を改正する条例

第一条 山梨県国民健康保険調整交付金条例（平成十七年山梨県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。

第一条中「国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令」を「国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令」に改める。

第五条第一項中「七分の六」を「九分の八」に改め、同条第二項中「七分の一」を「九分の一」に改める。

第二条 山梨県国民健康保険調整交付金条例の一部を次のように改正する。

第五条第一項中「九分の八」を「九分の六」に改め、同条第二項中「九分の一」を「九分の三」に改める。

附 則

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条の規定 平成二十七年四月一日
- 2 第一条による改正後の山梨県国民健康保険調整交付金条例第五条の規定は、平成二十四年度から平成二十六年までの各年度分の山梨県調整交付金について適用し、第二条による改正後の山梨県国民健康保険調整交付金条例の規定は、平成二十七年以降の各年度分の山梨県調整交付金について適用する。

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十二号

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例（昭和四十七年山梨県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号を次のように改める。

一 普通課程（普通職業訓練で長期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。）の職業訓練

第三条第三号中「前二号」を「前三号」に改め、同条を同条第四号とし、同条中第二号を第三号とし、第一号の次に次の一号を加える。

二 短期課程（普通職業訓練で短期間の訓練課程のものをいう。以下同じ。）の職業訓練

第四条第一号を次のように改める。

一 短期課程の職業訓練

第五条の見出しを「(入校資格等)」に改め、同条中「専門校」の下に「(普通課程を除く。)」を加え、「(入所しよう)」を「(入所をしよう)」に改め、同条を同条第二項とし、同条に第一項として次の一項を加える。

専門校（普通課程に限る。）に入校することのできる者は、知事が行う入校検定に合格して知事の入校の許可を受けた者とする。

第十三条を第十八条とする。

第十二条中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条を第十七条とする。

第十一条中「第七条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同条第二号中「第八条」を「第十二条」に改め、同条を第十六条とする。

第十条の見出しを「(授業料等の減免)」に改め、同条中「受講料」を「授業料、受講料」に改め、同条を第十五条とする。

第九条の見出しを「(授業料等の不還付)」に改め、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項中「すでに」を「既に」に、「受講料又は使用料は」を「授業料、入校料、入校検定料、受講料及び使用料は、」に改め、同項を同条とし、同条を第十四条とする。

第八条を第十二条とし、同条の次に次の一項を加える。

(使用料)

第十三条 利用者は、別表第二に定める使用料を納入しなければならない。

2 使用料は、前納とする。

第七条第二項中「以下」を「次条及び第十三条第一項において」に改め、同条を第十一条とする。

第六条の次に次の四条を加える。

(授業料)

第七条 専門学校において普通課程の職業訓練を受ける者は、授業料を納入しなければならない。

2 授業料の額は、年額十一万八千八百円とする。

3 授業料は、毎年度前期及び後期の二期に区分して徴収するものとし、それぞれの期において徴収する額は、年額の二分の一に相当する額とする。

4 前項の授業料は、前期にあつては四月、後期にあつては十月に徴収するものとする。

5 前期又は後期中途において復学した者から前期又は後期において徴収する授業料の額は、授業料の年額の十二分の一に相当する額に復学の日の属する月から次の徴収の時期前までの月数を乗じて得た額とし、復学の日の属する月に徴収するものとする。

6 後期の徴収の時期前に退校する者から徴収する授業料の額は、授業料の年額の二分の一に相当する額とする。

(入校料)

第八条 専門学校(普通課程に限る。)に入校しようとする者は、入校料を納入しなければならない。

2 入校料の額は、五千六百五十円とする。

3 入校料は、入校を許可するときに徴収する。

(入校検定料)

第九条 専門学校(普通課程に限る。)の入校検定を受けようとする者は、入校検定料を納入しなければならない。

2 入校検定料の額は、二千二百円とする。

3 入校検定料は、入校願書を受領するときに徴収する。

(受講料)

第十条 専門学校又はセンターにおいて短期課程の職業訓練を受ける者は、受講料を納入しなければならない。

2 受講料の額は、別表第一のとおりとする。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる職業訓練の受講料は、無料とする。

一 職業の転換を必要とする求職者に対して行う短期課程(職業に必要な相当程度の技能及びこれに関する知識を習得させるためのもの)に限る。次号において同じ。
の職業訓練

二 新たな職業に就こうとする求職者に対して行う短期課程の職業訓練

4 受講料は、前納とする。

別表を次のように改める。

別表第一(第十条関係)

区分	単位	金額
一級技能士コース	一訓練科一人につき	七、三〇〇円
単一等級技能士コース	一訓練科一人につき	七、三〇〇円
二級技能士コース	一訓練科一人につき	三、一〇〇円以上 四、二〇〇円以下
管理監督者コース	一訓練科一人につき	一、〇〇〇円以上 二、一〇〇円以下
その他の訓練	一訓練科一人につき	一、〇〇〇円以上 二、一〇〇円以下

備考 金額に上限及び下限が定められているものについては、その範囲内において事が定める。

別表第一の次に次の一表を加える。

別表第二(第十三条関係)

施設区分	単位	金額
実技室	利用時間一時間につき	三六〇円
その他の教室等	利用時間一時間につき	一五〇円以上 三六〇円以下

備考

1 金額に上限及び下限が定められているものについては、その範囲内において事が定める。

2 利用時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間とする。

附則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。
(適用区分)

2 この条例による改正後の山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例(次項及び附則第五項において「新条例」という。)第五条の規定は、平成二十六年以降に山梨県立峡南高等技術専門学校(以下「専門学校」という。)又は山梨県立就業支援センターに入校し、又は入所する者について適用し、平成二十五年に専門学校又は山梨県立就業支援センターに入校し、又は入所する者については、なお従前の例による。
(平成二十四年度に専門学校に入校した者等に係る経過措置)

3 平成二十四年度に専門学校(普通職業訓練で長期間の訓練課程のものに限る。以下同じ。)に入校した者及び平成二十五年に専門学校に入校する者については、新条例第七条、第十四条(授業料に係る部分に限る。)及び第十五条(授業料に係る部分に限る。)の規定は、適用しない。

4 平成二十四年度に専門学校に入校した者及び平成二十五年に専門学校に入校する者については、この条例による改正前の山梨県立職業能力開発校設置及び管理条例第九条第一項及び別表第一号の規定を適用する。
(平成二十五年度に専門学校に入校する者に係る経過措置)

5 平成二十五年度に専門学校に入校する者については、新条例第八条の規定は、適用しない。

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十三号

山梨県都市公園条例の一部を改正する条例

山梨県都市公園条例(昭和三十九年山梨県条例第二十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一章 総則(第一条・第二条)」を 「第一章 総則(第一条・第二条)」を
第一章の二 都市公園の設置に関する

る基準(第二条の二―第二条の五)」に改める。

第一条中「基づき、」の下に「都市公園の設置に関する基準及び」を加える。
第一章の次に次の一章を加える。

第一章の二 都市公園の設置に関する基準
(都市公園の設置基準)

第二条の二 法第三条第一項の条例で定める基準は、次条及び第二条の四に定めるところによる。

(県民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準)

第二条の三 県民一人当たりの都市公園(国又は市町村が設置するものを含む。)の敷地面積の標準は、十平方メートル以上とする。

(都市公園の配置及び規模の基準)

第二条の四 次に掲げる都市公園を設置する場合には、それぞれその特質に応じて県内における都市公園の分布の均衡を図り、かつ、防火、避難等災害の防止に資するよう考慮するほか、次に掲げるところによりその配置及び規模を定めるものとする。

一 主として街区内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、
○二五ヘクタールを標準とすること。

二 主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、二ヘクタールを標準とすること。

三 主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする都市公園は、徒歩圏内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、四ヘクタールを標準とすること。

四 主として運動の用に供することを目的とする都市公園及び一の市町村の区域を超える広域の利用に供することを目的とする都市公園で、休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供されるものは、容易に利用することができるように配置し、その敷地面積は、それぞれその利用目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができる規模とすること。

2 主として公害又は災害を防止することを目的とする緩衝地帯としての都市公園、主として風致の享受の用に供することを目的とする都市公園、主として動植物の生息地又は生育地である樹林地等の保護を目的とする都市公園、主として市街地の中心部における休息又は観賞の用に供することを目的とする都市公園等前項各号に掲げる都市公園以外の都市公園を設置する場合には、それぞれその設置目的に応じて都市公園としての機能を十分発揮することができるように配置し、及びその敷地面積を定めるものとする。

(公園施設の設置基準)

第二条の五 法第四条第一項の条例で定める割合は、百分の二とする。

2 法第四条第一号ただし書の条例で定める範囲は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数値を限度とする。

一 都市公園法施行令（昭和三十一年政令第二百九十号。以下この項において「政令」という。）第六条第一項第一号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の十を加えた割合

二 政令第六条第一項第二号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項に規定する割合に百分の二十を加えた割合

三 政令第六条第一項第三号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前二号に規定する割合に百分の十を加えた割合

四 政令第六条第一項第四号に掲げる場合 同号に規定する建築物に限り、前項又は前三号に規定する割合に百分の二を加えた割合

別表第一 山梨県笛吹川フルーツ公園の項中「温室・展示室、」を削る。

別表第二 第一号口の表山梨県舞鶴城公園の「稲荷櫓」を「櫓」に改め、別表第二 第二号イの表山梨県笛吹川フルーツ公園の温室・展示室の項を削り、同号口の表山梨県舞鶴城公園の「稲荷櫓」を「櫓」に改め、同表に次のように加える。

山梨県笛吹川フルーツ公園の屋根付広場
・展示室

午前九時から午後五時まで。ただし、五月一日から一〇月三十一日までの間の土曜日、日曜日及び休日にあつては、午前九時から午後五時三〇分まで

別表第六第七号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同表第十号の

表中	自転車	一台一時間	一〇〇円	を	電	自
	自転車（電動アシスト自転車を除く。）	一台一時間	一〇〇円			
	電動アシスト自転車	一台一時間	二五〇円			

に改め、同表の備考

に次のように加える。

6 電動アシスト自転車とは、人の力を補うため電動機を用いる自転車をいう。

附 則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定（「稲

荷櫓」を「櫓」に改める部分に限る。）は、同年一月十日から施行する。

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十四年十二月二十七日

山梨県知事 横 内 正 明

山梨県条例第八十四号

山梨県営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例

山梨県営住宅設置及び管理条例（平成九年山梨県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

目次中「第二章 県営住宅の設置（第三条）」を 「第二章 県営住宅の設置（第三条 第二章の二 県営住宅等の整備基準

準（第三条の二―第三条の十八）」に改める。

第二章の次に次の一章を加える。

第二章の二 県営住宅等の整備基準

（県営住宅等の整備基準）

第三条の二 法第五条第一項及び第二項に規定する条例で定める県営住宅及び共同施設（以下この章において「県営住宅等」という。）の整備基準は、この章に定めるところによる。

（健全な地域社会の形成）

第三条の三 県営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するよう考慮して整備しなければならない。

（良好な居住環境の確保）

第三条の四 県営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

（費用の縮減への配慮）

第三条の五 県営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

（位置の選定）

第三条の六 県営住宅等の敷地（以下「敷地」という。）の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者（同居者を含む。以下こ

の章において同じ。)の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならぬ。

(敷地の安全等)

第三条の七 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(住棟等の基準)

第三条の八 住棟(二以上の住戸が存する建築物をいう。第三条の十四、第三条の十五及び第三条の十七第一項において同じ。)その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(住宅の基準)

第三条の九 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。

2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和二十五年政令第三百三十八号)第一条第三号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。次項において同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(住戸の基準)

第三条の十 県営住宅の一戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、二十五平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。

2 県営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同し

て利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同年以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。

3 県営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(住戸内の各部)

第三条の十一 住戸内の各部には、入居者の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置その他高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(共用部分)

第三条の十二 県営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便及び安全の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(附帯施設)

第三条の十三 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。

2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(児童遊園)

第三条の十四 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(集会所)

第三条の十五 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸の数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(広場及び緑地)

第三条の十六 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するよう考慮されたものでなければならない。

(通路)

第三条の十七 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟その他の建築物の配置並びに周辺の状況に応じて、入居者の日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な手すり又は傾斜路が

設けられていなければならない。

(適用除外)

第三条の十八 この章の規定は、準特定優良賃貸住宅については、適用しない。

第六条第二号を次に改める。

二 その者の収入がイからホまでに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイからホまでに定める金額を超えないこと。

イ 入居者又は同居者に(1)から(5)までのいずれかに該当する者がある場合
二十一万四千円

(1) 障害者基本法第二条第一号に規定する障害者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(2) 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)第二条第一項に規定する戦傷病者でその障害の程度が規則で定める程度であるもの

(3) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第十七号)第十一条第一項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者

(4) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して五年を経過していないもの

(5) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成十三年法律第六十三号)第二条に規定するハンセン病療養所入所者等

ロ 入居者が六十歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが六十歳以上又は十八歳未満の者である場合 二十一万四千円

ハ 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 二十一万四千円

ニ 災害により滅失した住宅に居住していた者が、法第八条第一項若しくは第三項若しくは激甚災害^{ヒビ}に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七

年法律第五十号)第二十二条第一項の規定による国の補助に係る県営住宅又は法第八条第一項各号のいずれかに該当する場合において県が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げる県営住宅に入居する

場合 二十一万四千円(当該災害発生の日から三年を経過した後にあつては、十五万八千円)

ホ イからニまでに掲げる場合以外の場合 十五万八千円

第七条第二項中「前条第二号ロ」を「前条第二号ニ」に改める。

第五十三条中「第六条第二号ロ」を「第六条第二号ニ」に、「ロを」を「ニを」に改める。附則に次の一項を加える。

9 平成十八年四月一日前において五十歳以上であり、かつ、第八条第一項の規定により入居の申込みをした時に六十歳未満である者については、第六条第二号ロ中「六十

歳以上」とあるのは「五十歳以上」と読み替えて、同号ロの規定を適用する。

附則

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番